

平成28年第1回大多喜町議会定例会

## 6月会議会議録

平成28年 6月5日 開会

平成28年 6月6日 散会

大多喜町議会

## 平成28年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録目次

### 第1号 (6月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
報告第1号の上程、説明	5
報告第2号の上程、説明	6
報告第3号の上程、説明	7
報告第4号の上程、説明	9
常任委員会の所属変更の件	10
議会運営委員会委員の選任	11
一般質問	11
吉野 僖一 君	11
渡邊 泰宣 君	20
野中 眞弓 君	28
野村 賢一 君	39
根本 年生 君	48
山田 久子 君	59
吉野 一男 君	69
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
日程の追加	83
発議第1号～発議第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	84

散会の宣告	88
-------	----

## 第 2 号 (6月6日)

出席議員	89
欠席議員	89
地方自治法第121条の規定による出席説明者	89
本会議に職務のため出席した者の職氏名	89
議事日程	89
開議の宣告	91
議事日程の報告	91
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
一般質問	92
山田久子君	93
野中眞弓君	99
渡邊泰宣君	108
吉野僖一君	116
野村賢一君	123
吉野一男君	132
根本年生君	142
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	185
会議時間の延長	189
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	191
休会について	193
散会の宣告	193
署名議員	195

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

( 第 1 号 )

平成28年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

平成28年6月5日(日)

午前10時00分 開議

出席議員(10名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	8番	渡邊泰宣君
9番	吉野僖一君	10番	山田久子君
11番	野中眞弓君	12番	志関武良夫君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	山岸勝君
建設課長	野村一夫君	産業振興課長	吉野敏洋君
環境水道課長	米本和弘君	特別養護老人ホーム所長	君塚道朋君
会計室長	三上清作君	教育課長	野口彰君
生涯学習課長	古茶義明君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺八寿雄	書記	田中雅人
------	-------	----	------

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 日程第 6 常任委員会の所属変更の件
- 日程第 7 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 10 請願第 2 号 「国における平成 29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第 1 発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 2 号 国における平成 29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

---

### ◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） おはようございます。

本日は、平成28年第1回議会定例会6月会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆さんにはご出席をいただき、まことにご苦労さまでございます。

また、町長を初め、町執行部職員の皆様、そして議員各位のご理解、ご協力をいただきまして、本日、日曜議会が開催されますことを心から感謝申し上げたいと思います。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日6月5日は休会の日ですが、議事の都合により、平成28年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより、6月会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎行政報告

○議長（志関武良夫君） 日程に先立ち、町長から行政報告がございます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議会定例会6月会議を再開させていただきましたところ、議長を初め議員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、3月会議以降のものでありますので、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと思います。と存じます。

4月に発生した熊本地震では49人の命が失われ、約7,000棟の住宅が全壊するなど大きな被害が発生しました。また、今なお余震が続く中で、8,000名を超える方が不便な避難所で生活を強いられています。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を願っております。

さて、年度が切りかわりまして2カ月余りが経過したところですが、この短い期間の中で、ふるさと納税の問題を初め、町長としていろいろと決断をしなければならないことがございました。こうした状況のもとで、職員が共通した目標を持ち、当初計画した事業を推進して

いるところでございますが、今後、これらの事業が十分な成果を上げられるよう、議員各位のご理解のもと、一層努力してまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方の格別なご支援をお願いするものでございます。

この6月会議は、より多くの町民の皆様が傍聴できるよう、議会のお考えもあり、平成24年度から日曜日に議会を開催しております。本日はこの後、報告案件が4件、あしたは、固定資産評価審査委員会委員選任に伴う同意案件のほか、条例の新規制定や一部改正、補正予算など7件の議案審議が予定されており、そのほか、本日とあしたの2日間にわたり一般質問が行われるわけですが、各会議事件について、十分ご審議をいただき、可決賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

○議長（志関武良夫君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（志関武良夫君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思っておりますが、このうち、5月27日に千葉県町村議会議長会の第1回定例会が千葉県自治会館で開催をされました。役員改選のほか、各市町村から国及び県に対する要望事項ということで県議長会で取りまとめおりましたが、本町からはイノシシ、鹿、猿等の有害獣被害防止対策及びヤマビル対策への支援について、県主導による一斉捕獲の実施、GPS等による生態把握、防護柵設置のための補助金増額と施工条件の大幅な緩和、ヤマビル駆除方法の研究や駆除に対する支援及び撲滅の研究などの要望が出されておりましたが、原案のとおり採択されました。

また、鋸南町からもイノシシ被害に対する対策強化についての要望が出されておりましたが、同様に採択されました。

後日、千葉県町村議会議長会として国・県に要望することとなりました。

次に、監査委員から4月4日、4月26日及び5月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願いたいと思っております。

次に、法律の規定に基づきまして、有限会社たけゆらの里大多喜の経営状況を説明する書類が町長から提出されました。議員各位には、その写しを配付いたしましたのでご了承願います。

次に、一部事務組合議会の関係ですが、5月16日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合第1回臨時議会が開催されました。この件につきましては、4番麻生勇君から報告をお願いします。



4番麻生君。

○4番（麻生 勇君） それでは報告いたします。

5月16日1時半から、広域市町村圏事務組合の会議室におきまして第1回臨時会がありました。当日の出席者は、志関議長と野村副議長また私の3人でございます。

内容につきましては、過日、広域市町村圏事務組合で決定した事項として、広域ごみ処理施設建設の延期について報告されましたとおりでございますが、そのときに、24年から27年までの歳入歳出の差し引き残高が4,778万7,100円となりまして、その金額を各市町に返還することとなりました。内容につきましては、内訳につきましては、レジュメのとおりでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

次に、本6月会議につきましては、審議期間は本日と明日6日といたします。お配りしてございます議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（志関武良夫君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

3番 吉 野 一 男 君

4番 麻 生 勇 君

を指名します。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（志関武良夫君） 日程第2、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

この件について報告願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 報告第1号の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書について、平成27年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙

のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

平成27年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書、表内の事業名、翌年度繰越額及び未収入特定財源について説明をさせていただきます。

初めの小さな拠点事業は、総合戦略で実施する上総中野駅前の小さな拠点づくり事業で、翌年度繰越額は700万円、未収入特定財源の国県支出金700万円は地方創生加速化交付金でございます。

次の電子計算業務費は、情報セキュリティ強化対策で翌年度繰越額は2,122万1,000円、未収入特定財源の国県支出金580万円は地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金で、地方債580万円は一般補助施設整備等事業債でございます。

次の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、地方公共団体情報システム機構での個人番号カードの発行に係るもので、翌年度繰越額は290万4,000円、未収入特定財源の国県支出金は個人番号カード交付事業費補助金でございます。

次の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業は、個人消費の下支えに資するための給付金事業で、翌年度繰越額は4,056万5,000円、未収入特定財源の国県支出金は年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金と給付事務費補助金でございます。

次の地域防災対策事業は、役場庁舎の非常用発電設備の設計業務委託料で、翌年度繰越額は67万2,000円でございます。

以上で、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（志関武良夫君） これで報告第1号を終わります。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（志関武良夫君） 日程第3、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

この件について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

初めに、繰越内容の説明をさせていただきます。

この繰り越は、平成27年度に契約をいたしました川畑地先の加圧ポンプ所設置工事の工期変更に伴う繰越計算書になります。

工期変更の理由といたしましては、加圧ポンプ所の設置に伴い電力引き込みに当たり、東京電力との協議に日数を要したため、やむを得ず工期の延長をしたものです。

工期につきましては、当初工期を3月31日までとしていたものを5月20日までに延長いたしました。

それでは本文ですが、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定により、平成27年度大多喜町水道事業会計予算において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、同条第3項の規定により報告します。

次のページをごらんください。

平成27年度大多喜町水道事業会計予算繰越計算書、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による建設改良費の事故繰越額、款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、配水施設拡張事業、予算計上額2,385万4,000円、支払義務発生額1,473万1,200円、翌年度繰越額712万8,000円、財源内訳は過年度損益勘定留保資金により712万8,000円を充当いたします。

不用額199万4,800円、翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額はありません。

説明といたしましては、関係者との協議に日数を要したために工期延長をしたものでございます。

以上で、事故繰越し繰越計算書について説明を終わります。

○議長（志関武良夫君） これで報告第2号を終わります。

---

### ◎報告第3号の上程、説明

○議長（志関武良夫君） 日程第4、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

この件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案つづり9ページをお願いいたします。

報告第3号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のと

おり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

次のページをお願いいたします。

大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する省令が平成28年3月31日交付され、平成28年4月1日から施行されたことにより、大多喜町税条例の一部を改正する必要が生じたため、平成28年3月31日専決処分をしたものでございます。

主な改正内容といたしましては、行政不服審査法の改正による字句の整理、固定資産税の課税標準の特例及び町たばこ税に関する経過措置の改正等でございます。

それでは、本文に入らせていただきますが、改正条文の朗読は割愛をさせていただきたいと存じます。

第1条大多喜町税条例（昭和30年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

第56条につきましては、固定資産税の非課税の適用を受けようとする場合の申告について規定したもので、独立行政法人の統合による名称変更により「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改めるものでございます。

第59条につきましては、第56条の改正に伴い、第16号を加えるものでございます。

附則第10条の2につきましては、固定資産税の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例について規定したもので、次のページまでまいります。また、条文の整理及び再生エネルギー設備等の課税の特例について規定を加えるものでございます。

第18項では、都市再生特別措置法に基づき整備された医療施設や商業施設などとともにつくられた公園あるいは広場などの課税標準を5分の4に、第10項では太陽光発電設備、第11項では風力発電設備の課税標準を、次のページになりますけれども、それぞれ3分の2に、第12項では水力発電設備、第13項では地熱発電設備、第14項ではバイオマス発電設備の課税標準をそれぞれ2分の1に、第7項では津波対策用の防潮堤、護岸、津波避難施設等の課税標準を2分の1とすることを、それぞれ加えるものでございます。

附則第10条の3につきましては、省エネ改修を行った住宅の軽減規定の対象費用について地方公共団体等の補助金等を控除する規定を加えるものでございます。

大多喜町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございますが、第2条につきましては、次のページ中段までにまいります。わかば、エコーなどの3級品のたばこ税の特例税

率の廃止に伴う経過措置のうち、申請手続、修正申告手続の様式について定めたもので、条  
ずれや字句の整理を行うものでございます。

12ページ中段、附則でございますけれども、第1条では、条例の施行期日を平成28年4月  
1日とすること、第2条では、経過措置として平成27年度分までの固定資産税は従前の例に  
よることを、再生エネルギー関係の課税の特例は、平成29年度以降から適用することなどを  
規定するものでございます。

以上で、大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせてい  
ただきます。

○議長（志関武良夫君） 以上で、専決処分の報告を終わりますが、確認したい事項がありま  
したら、皆さんからお受けします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ないようですので、これで専決処分の報告については全て終わりま  
す。

---

#### ◎報告第4号の上程、説明

○議長（志関武良夫君） 日程第5、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

この件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、報告第4号 専決処分の報告についてご説明を申  
し上げます。

15ページをお願いいたします。

報告第4号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙の  
とおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

次のページをお願いいたします。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方  
税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28年3月31  
日交付され、平成28年4月1日から施行されたことにより、大多喜町国民健康保険税条例の  
一部を改正する必要が生じたため、平成28年3月31日専決処分をいたしましたのでご報告す  
るものでございます。

改正内容につきましては、課税限度額の引き上げ及び軽減の対象となる所得の算定基準の見直しでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例（昭和30年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条につきましては、課税限度額について規定したもので、第2項ただし書きでは、基礎課税額の限度額「52万円」を「54万円」に、第3項ただし書きでは、後期高齢者支援金等課税限度額「17万円」を「19万円」にそれぞれ改めるものでございます。課税限度額の合計は、改正はありませんが、介護納付金課税限度額16万円と合わせ、現行の85万円から89万円となります。

第23条でございますが、軽減について規定をしたもので、軽減後の課税限度額を第2条第2項ただし書きの限度額と同額とするとともに、第2号では5割軽減の対象となる判定所得基準額を被保険者一人当たり「26万円」を「26万5千円」に、第3号では2割軽減の対象となる判定所得の基準額を被保険者一人当たり「47万円」を「48万円」にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、第1条では、この条例は平成28年4月1日から施行すること、第2条では、平成27年度分までの国民健康保険税について従前の例によることを規定するものでございます。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 以上で専決処分の報告を終わります。

なお、議長から申し上げます。

報告第3号及び第4号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分ではありますが、これらの事案については、今後もあることが想定されますので、今後、議会に上程する前に議会に説明をお願いしたいと思います。

以上です。

---

#### ◎常任委員会の所属変更の件

○議長（志関武良夫君） 日程第6、常任委員会の所属変更の件を議題とします。

総務文教常任委員の山田久子君から、福祉経済常任委員に常任委員会の所属を変更したいとの申し出があります。

お諮りします。

山田久子君から申し出のとおり、常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

よって、山田久子君の常任委員会の所属を変更することは決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任

○議長(志関武良夫君) 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員の定数は、大多喜町議会委員会条例第4条の2第2項の規定により5人とされています。現在1名欠員となっておりますので、補欠委員の選任を行いたいと思います。お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議会運営委員会委員指名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は指名簿のとおり野中眞弓君を指名することに決定しました。

---

#### ◎一般質問

○議長(志関武良夫君) 日程第8、一般質問を行います。

一般質問は、さきの議会運営委員会で決定した順番で行います。

なお、この会議での一般質問の時間は、答弁を含めて30分以内とします。

---

#### ◇吉野 僖一君

○議長(志関武良夫君) 初めに、9番吉野僖一君の一般質問を行います。

9番吉野僖一君。

○9番(吉野僖一君) 議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

通告どおり、ふるさと納税について質問させていただきます。

私は、暮れに、やはり一般質問でふるさと納税を質問させていただきました。ちょっとダブっているんですが、そのときは要望ですか、すごく皆さん一生懸命やって成績がいいという事でよかったんですが、1月に入って、年明けてですね、1月15日にある町民から、桜

台に大多喜百貨店という看板が出たということで、私も一応、町民の代表ということで、相談を受けましたので、まず商工会に行ってみました。商工会に行ってみますと、それは商工会には入っていないということで、どうしたらいいかなと思って、商工会にも相談して、一応、町が担当なので町へ行って聞いたほうがいいでしょうということで、初め、住民課に行きまして、この人が大多喜の住民であるかどうか、私も知らなかったんで、住民課へ初め行ったんです。

そうしましたら、個人情報でこれは教えられませんということで、たまたま副町長さんと花崎さんもいたんで、ちょっと今、町民からこういうお話があったんでちょっと調べにきたんだけどもということでお伺いしたら、これはですね、町に法人登録をしたということで、町長さんが許可をしたということで、私もその大多喜百貨店というものを全然知らなかったんですね。

そうしたら、昨年の4月からその百貨店の名前で、初め、何か見ると、横山のほうでやっ  
ていて、1月15日にあそこに看板を出したということ、両方でやっているらしいんですよ。

それと調べたら、ウォールマーケットですか、やはり町外の人らしいんですけども、その人はちょっとけさも調べてきたら、12月までは入っていないくて、ことしになってから入ったみたいなんですよ。

ただ、私も、町民の皆さんにいろいろ聞いてみまして、ふるさと産品、これは総務省というか国の政策でふるさと活性化のために、ふるさと納税、地域振興ということであつたのに、どうしても季節的商品で返礼品が間に合わない。やはり町長さんは、先見の明があつて、インターネットの時代で一般商工会も商人も潤うような形でインターネットでやつたということで、私は、すごくこれは素晴らしいと思ったんですが、ところが、ふたをあけてみまして、ちょっとこれ、ヤフオクの金券ショップに、毎日、けさも見ると、ちょっとまだ出ている、過去の落札のあれを見ると、もう400も500もと、それが毎月、お正月からでも500件以上、毎月出ているんですよ。

そういうことじゃちょっとまずいで、これはやはり、その間、総務省からもちょっと指導があつたということで、町民もメールでやってそういう人が出たと思うんですけども、やはり、すごく素晴らしいことなんですよ。素晴らしい、活性化のためにすごくよかったんだけども、一部、町外の業者でもって、まあその人は、客を集めたかどうかはわからないけれども、そんなこんなで、マスコミとかいろいろ、きのうも千葉日報にも出ていますし、その辺は、今後の対応で、一応、先月いっぱい取りやめということになったんだけども、



その辺までの経費、その間にですね、事務方もすごくふるさと感謝券の転売禁止についてという、こういう手紙を今まで寄附してくれた人にやった経費とか、そういう、相当な人数になると思うんで、その辺の収支、今までの質問の、ふるさと納税について、本年4月に入っても順調に推移していると伺っています。また反面、大変な事務量であるとも伺っています。

そこで、取り扱いを始めた当初からの各年度の寄附金額と事務経費について、事務局からお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町のふるさと納税の取り扱いを始めた当初から各年度の寄附金額と事務経費について、企画財政課からお答えさせていただきます。

なお、一般会計の決算額でお答えさせていただきますので、基金の額とは相違しておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは初めに、寄附金額について千円単位でお答えをさせていただきます。

町のふるさと納税は、平成20年度からスタートし、平成20年度は42万円、平成21年度19万5,000円、平成22年度195万円、平成23年度317万円、平成24年度29万円、平成25年度55万2,000円、平成26年度5,055万4,000円、平成27年度18億5,520万5,000円で……

（「ちょっとすみません、18億」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） 18億5,520万5,000円。

（「5,000円」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） はい。

8年度間の合計は19億1,233万6,000円でございます。

次のご質問の、事務経費につきましては、平成26年12月の返礼品を実施する以前につきましては、寄附金の受領事務と礼状の送付に係る郵便料、消耗品、コピー使用料等の一般事務費だけでしたので、特に集計はしてございませんが、返礼品を開始いたしました平成26年度は12月以降分の事務費として、これも1,000円単位でございますが、代理収納システム利用料あるいは消耗品等で169万9,000円、返礼品といたしまして1,070万5,000円、合計で1,240万4,000円でございます。

平成27年度は臨時職員賃金、感謝券印刷代、郵便料、代理収納システム利用料、消耗品などで3,611万8,000円、返礼品として4億6,718万5,000円、合計で5億330万3,000円でございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

その中で、この、これ4月、5月かな、大多喜町ふるさと感謝券の転売禁止についてという事で、今まで寄附してくれた人に、これは全員ですか、どのくらいの方に郵送、その経費とかわかりましたら教えてください。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 転売禁止についてだけの郵便料というのは、今、うちのほうでは十分に把握していないところでございます。

○9番（吉野僖一君） 把握していない。

○企画財政課長（西郡栄一君） はい。

全てまとめて、3月分ということで支出してございますのは、3月分では77万3,380円でございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、事務方からそういう郵送料とか、結構お金がかかっているんですが、町のホームページを見ますと、この4月から内田さんかな、企画財政のほうでフェイスブックをやっておるんですが、その辺の利用というか、有効利用をしたほうが、この前、国民健康保険のほうの委員会があったときに、NHKの大河ドラマの和泉先生と山口先生がフェイスブックで町の動画で出ていましたんで、そういうのも、もうインターネットの時代なんで、経費かからないし、その辺の有効活用というか、今後の対策ですね、したほうが私はいいと思うんですが、その辺は、今後どういうふうになされますか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 4月からフェイスブックでは、やはりシティプロモーションというような概念を持って、町のいろいろなものを情報発信していこうということでございます。

ただこれは、不特定多数の方、広くいろいろな方を対象に発信しておりますので、個々、具体的なものについて、そこで発信するかどうかというのは、これから十分に内部でも協議していきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） すごく素晴らしいことなんで、それは全部インターネットですから世界中に発信できますので、その辺の有効活用は今後必要かと思っておりますので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

それと、今まで発券したやつ回収と、それと、まだどのくらい、先月いっぱい販売をやめたということなんですが、どのくらい残っておるか、その辺が商工会のほうからも、残券というか、まだ未使用の分ですか、その辺が把握できているかどうか。その辺、総売り上げ枚数と、発券したやつと、回収したやつと、あと残という感じですね、その辺がわかれば教えていただければ。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ふるさと感謝券の発行と、あと換金状況……

○9番（吉野僖一君） そうですね。

○企画財政課長（西郡栄一君） につきまして、これは5月15日現在の集計でございますが、発行枚数、これは枚数でございます。131万5,493枚でございます。

○9番（吉野僖一君） 131万5,493枚。

○企画財政課長（西郡栄一君） はい。

換金枚数は71万5,504枚。

○9番（吉野僖一君） 71万5,504枚、これが回収、その差額がまだ……

○企画財政課長（西郡栄一君） 未換金ということですね、それについては59万9,989枚でございます。

○9番（吉野僖一君） これがまだ換金していないということですね。

59万ですか、5万、ごめんなさい。

（「59万」の声あり）

○9番（吉野僖一君） 59万9,800……

（「9,989」の声あり）

○9番（吉野僖一君） 9,989、59万9,000、9が抜けたのか、ありがとうございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） それで、けさも見ますと、まだ結構出ているんですが、これは法的に、そのヤフオクのあれをとめるということは、今の現行法ではできないんですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては、過日の全員協議会等でもお話をさせていただいたとおりでございます。

直接犯罪にかかわるようなものだとかのものです、例えば麻薬だとかそういう類のもの、あるいは盗品とかですね、そういうものについてはオークションに出せないということなんです。

が、今回のこの感謝券につきましては、あくまでも個人のものなので、それについては市町村とその個人での対応をお願いしたいということで、ヤフーのインターネットオークションでは、直接とめることは難しいということでございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） とめるということは難しいということですね。

それでまあ結局、先月いっぱいやめたということで、そういうことでよろしいですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） この件につきまして、やはり、大多喜町の今後の発展というか、商工会、農村のそういう生産者もろもろですね、サービス業からゴルフ場、ホテルとかいっぱいありますけれども、やはり公平にやるには、今までどおりのやり方が一番よかったのか、すごくすばらしいことでよかったなと思って、うちも恩恵を受けております。ゴルフ場のお客さんがガソリンを買ってくれたりということで、すごく満遍なく行き渡っているんですよ。

これをはやり、町長さんも商工会長経験者ですし、その辺を、すごく悩んで決断したと思うんですが、できれば皆さん集めて、協議して、独断でやるのもいいかもしれないけれども、一部業者のために、攪乱されちゃったという、その人が確かにいっぱいお客を集めたのかもしれないけれども、そういうネット社会では、2ちゃんねるでは、もう大多喜の祭りは終わりだと、次は草津と四万温泉というね、まだ70パーセント、上限ありません。

うちの大多喜も始めたのは、四万温泉がテレビでやって、それを見て、これはいいんだなということで、ここで議会でやって、こういう今まですごい成果が出たと思うんですよ。だからいいことはね、やはりやっていいと思うんですよ。

勝浦はだからその辺は大多喜を見ていて、ああいう七福券で地元へ来て買い物してくれと、だから、たまたま一区切りしましたら、やはり、大多喜の近隣の市町村も、市町村長さんも職員に大多喜のあれを見習ってやれという指示が出たらしいんだけど、職員が、ということらしいんですけどもね。

やはり、この辺は、商工会とそういう農業関係、生産者とそういうもろもろゴルフ場とか旅館とか飲食店とかいろいろありまして、当初は83店舗、今は103店舗ですか、課長すみません。今は103店舗でよろしいですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 今現在の正確な数ちょっと把握しておりませんが100店舗前後だということで認識しております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） その辺で本当に家電関係のお店の方も、これ早くとめてくれないと、こういうことになるよというのは、もう先を見ていて、私もそう言われましたんでね。いろいろ資料いっぱい、今ちょっと混乱しちゃっていてあれなんですけれども、テレビ、マスコミ、新聞各社、千葉日報もきのうも出ましたし、その中で、今後のこのふるさと納税について、テレビのトークショーなんかで見ると、何をもらえるから、何かをもらえるから、どう使われるか、そこなんですよね。そこを今後の町のために、私もこれ、暮れに言ったんですよ。やはりどういうふうに使ったという報告をなささいという、一般質問でも言ってありまして、まさにこのとおりなんですよね。

何をもらえるかからどう使われるか。寄附したそのふるさと納税、納税してそれをどういうふうに使ったかの、それを報告すれば、やはりもっとよくなると思うし、この間も、いすみ鉄道友の会の総会がありましたけれども、友の会というのはもうお金がないんだし、大高の生徒数も減って、その辺の定数割れということで、いすみ鉄道も絡んでいますし、じゃ、その辺のいすみ鉄道の定期券の補助金に使ってもらおうとか、そういうふうにやっぱりオープンにして、こういうために大高の今後の維持、存続、いすみ鉄道の存続、そういうふうに使ってくれるというと、やはりまた全国から寄附がいっぱい集まると思うんで、その辺は、やっぱり町長さん、お願いしたいと思うんですよね。その辺どうですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ふるさと納税につきましては、いろいろな問題がございまして、今回、感謝券についてのみ発行については取りやめたということでございます。これも、きのうきょうではなくて、やはり千葉県の町村会、それから当然総務省からの指示がございまして。そういう中で、全員協議会でもご説明したように、二つの側面があるということのお話を申し上げました。

一つは、先ほど、今、お話にも出ましたように、やはり寄附をされた方がいわゆる金券ショップに出す、転売というやつですね。これについて問題があるということ、総務省の人は。

もう一つは、逆に受け手側ですね。感謝券を交換する側の中で、いわゆる高級なものはだめですよということで、やはり宝石とか電気製品とか、そういったものはだめですよということを、いろいろ総務省からの指導を受けているわけですね。

ですから、かなりの部分で私どもは進めてはありましたけれども、やはり、これをいつまでも続けるということは、総務省に対しましても、何度か指導を受けている中で、この二つの問題を、一つ、こちら側の問題は、販売店の規制をすればできることですが、この金券ショップについては、先ほど、課長の答えたとおり、なかなかこれはIDを教えてもらうことはできないわけですね。ですから、ただ、これは違反ですよという言葉は出しますが、相手は誰かわからないわけですね。ですから、それはヤフオクでも、そこはできません。町とその寄附金者との間でという話でございますので、ここはなかなかやはり解決することはできない。

ですから、今、残ってやっておられる市町村の方についても、大多喜町ほど、それほど来るかどうかはわかりません。しかし、間違いなくそういう問題にぶつかっていくことは間違いないわけですね。

それで、当初、私どもが始めたときに、総務省の指導というのは、そういうのは全くなかったんですね。ですから地方の知恵をもってやりなさいということで始まったところなんです。ですから、私どもも知恵を絞りながらやりました。

一番最初に千葉県でやったのは、市川市のTポイントです。いわゆる金券だということで、まずその指導を受けて、市川市はやめたということのようです。

次に、私どもの町が、今、いろいろ言われています。当然、それはふるさと納税が多額に目立つところもありましたので、かなりそういったところで指導も受けてきまして、私どももやはり、ここまでいろいろご指導を受けている中で、いつまでもこれを続けるということは難しい。ですから、二つの面をもってやはり、今、中止したわけでございますけれども、ただ、どちらにしても、とめることはできなかったということでございますので、これから、町もまだほかのいわゆるふるさと産品については、今までどおり出しておりますし、これからもうちょっとまた工夫をした中で進めていければと思いますので、とりあえず、ここは一旦は引くと。やはり総務省でだめですよと言われているものを続けるということは、いずれまた交付金のところにもかかわってきますので、ここは一旦引くということでございます。

○議長（志関武良夫君） 吉野僖一君に申し上げます。

通告の2点目がありますので……

○9番（吉野僖一君） あと何分ですか。

○議長（志関武良夫君） 時間的なものがありますので、簡潔にお願いします。

○9番（吉野僖一君） はい、ありがとうございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 二つ目も結局、今の内容と、高速バスと羽田の件と、面白遊歩道、それと今までどおり、納税者がいろいろ選択できた、あれはやっぱり復活したほうがいいと思うし、うちのお客さんで、やっと高速バスに乗ったとって、いやすばらしい、時間が速くて座って行けてよかったとって。ただ、まだ町民も知らない人が大勢いるんですよ。広報とかネット毎日見ている人はいいんだけど、使ってみて、いやすばらしいですねと。

私もだからそれは賛成なんです。だから、もっとアピールしないと、宣伝、コマーシャルをしないと、だからフェイスブックなんてどんどんもうやったほうがいいですよ。それをやらないと、町民が知らないんです。

吉野さん、この間行ってきましたよと、いや速くてよかったですよと。たまたまお客さん少ないと、羽田へ行かなくて直行で品川へ行って25分も早く行ったなんていう議員さんもいましたんでね。その辺はまあいいとして。

ただね、最後になるかもしれないけれども、大多喜町ふるさと感謝券の取扱要綱という、町が定めた中に、第10条、登録の取り消しという項目があるんですよ、町長さんね。この要綱に、ほか法例に違反したとき、あと（2）暴力団員等であると判明したとき、町は前項の規定により取扱業者に登録を取り消すことができると。損害とかそういうのは、賠償は、責めは負わないというような項目がありますので、やはり町長さんも、確かに、切るに切れないのかもしれないけれども、やはりちょっと、まああれ出たときに、協栄会の会長さんに電話したら、「えっ、どこにあるのよ」と言われ、千葉銀行の受付に行って、「大多喜百貨店って知っていますか」と言ったら、「えっ、どこにあるんですか」という、そんなふうな感じだったんですよ。それで調べて、こういうのがあったんで、一生懸命そちらもやっているのかもしれないけれども、そのやり方とか何とか、ホームページに換金すれば50パーセント、60パーセント換金できるとか、そういう文言が入ったんで、総務省も……

○議長（志関武良夫君） 吉野君にちょっと申し上げます。

持ち時間あと5分。

○9番（吉野僖一君） 5分。

そういうことで、職員の方も大分、今までこういう、いろいろ町長さんから会員に対していろいろ指導の文書も出ていますし、やはりたまには、そういう人を一堂に集めて、今後、どうしたらいいかという協議もしたほうが、皆さんの考えもいろいろあると思うんですよ。だから、そういう会の人との懇談会というか、やはりみんながよくなれば、それにこした

ことはないし、素晴らしいことだと思うんで、その辺の町長さんの今後の指導力というか、今後の対応。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） このふるさと納税を始めるときに、実はやはり、そういうことで、今、議員のおっしゃるようになりますね、各種団体、農業者から商工業者から、あらゆる関係の団体の皆さんにお集まりいただいて、それでこのふるさと納税を始めている経緯がございます。

それで、その都度、皆さんにお集まりいただいて、判断をするときには、その代表の皆さんにお集まりをいただいて協議をしていただいております。

ですから、今回のこのものも、また皆さんと協議をして、ある程度その結論を得ていたところでございますので、これからも、やはりその各種団体の皆さんとは協議をしながら進めていきたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 最後になるんですけども、今後、新しい業種が来た場合に、例えばそういう百貨店と、もう一件何だっけな、ウォールマーケットでしたっけ、そういう町外者が来ていきなり許可を出すんじゃなくて、やはり商工会に入ってもらって、商工会に入るには最低半年かな、大多喜で事業をして、商工会の理事会に諮って理事会が許可しないと商工会員になれないという、そこら辺でチェックできると思うんで、そこら辺が、まあ今回は法人登録したんで町長が許可をしたということで、その辺のチェック体制が、どういう人かわからないでこういうふうに、確かに、その人はいっぱい集めたような感じになっちゃったんですけども、今後、そういうことでよろしく、やはり皆さんの意見を聞いて対処願えれば、そういうことで一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間の休憩をとります。

11時10分から再開します。

(午前10時57分)

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

---

◇ 渡 邊 泰 宣 君



○議長（志関武良夫君） 次に、8番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 8番渡邊でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

通告に従い進めさせていただきたいと思っておりますがよろしく申し上げます。

まず、休耕農地の活用についてということで今回の質問をさせていただきますが、平成25年ころだったと思っておりますが、米の価格が1万円を下回ったということで、今まで何とか我慢して生産を続けていた水田を、そのころを境だったと思っておりますが、だんだん米をつくる農家が減ってきたように記憶しております。特に千葉県は、米の価格の下落率が高かったということで、それは原因として減反が思うように進まなかったのが原因ではなかったかというように推測しておりますが、大多喜町も、このようなことはないと思っておりますが、千葉県全体としては特に米の生産地帯の政策が思うように進まなかった結果というように感じております。

大多喜町の場合には、減反のほうも予定よりはるかにクリアしている状態に来ておりましたが、米の減反政策が思うようにいかなかったこともありますが、それ以前から、米の減反政策として転作を大分進めておりました。その転作の状況としては、野菜は多分あのころはミョウガも相当にいい実績が残っていたということで、ミョウガあるいは柿、それからクリ、梅等があったと思っております。また、キウイフルーツもそのころにはその中に入っていたのではないかとと思っておりますが、特に、柿については、早生品種のたしか西村早生でしたかね、それとクリ等が推進されておりましたが、柿の西村早生については、何か気象条件とかそういうものもうまく合わなかったのか、甘柿の特性が生かせなくて、渋抜きをしなければ市場価値が落ちてしまうというようなことで、余り普及も、その後の生産も滞っているような状態であると思っております。

それとクリの品種については、やはり病気とか虫害とかそういうものも影響されたのか、今は余り生産を、当初から思うと、大分落ち込んでいるのではないかというふうに推測しております。

一方、こういう状態の中で、辛うじてよい結果が出ているというのは、梅がやはり直売所等で大分人気があるということで、大分潤っている農家もいるようです。

そこで伺いますが、大多喜町の現在の休耕農地の状況について、これは詳しいところはちょっとつかみづらいところではあると思っておりますが、大体どのくらいなのか伺いたしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 吉野産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 休耕農地というお話でございます。

町で今現在把握しておる面積でございますけれども、平成27年時点でございます。再生が可能とみられる農地につきましては97ヘクタール、あと、再生が困難というふうに見られる面積につきましては101ヘクタールでございます。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） この101ヘクタールは、この97ヘクタールを含めた形の面積でしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 面積は別でございます。

○8番（渡邊泰宣君） 別ですか。

○産業振興課長（吉野敏洋君） はい。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） そうしますと、相当、200町歩ぐらいは現在は余り有効に活用されていないように受け取りましたけれども、その中で、私も今、お話ししましたけれども、転作に向いている農地も、生産が思うようにいかないような農地も、この中に入っていると思いますが、有効に利用されているというか、うまく転作をして、今現在も農家として生活の基盤となっているような作物があるのかどうか、その辺をちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 有効利用されているという農地でございますけれども、町では現在のところ、正確には把握できていないということが現状でございます。

また、作物ということでございますけれども、先ほど、議員さんのほうからもミョウガ、キウイフルーツ、柿、クリというお話ございました。そういう箇所栽培しておりますけれども、やはり、過去からそういう転作作物を推進したわけでございますけれども、定着しなかったということが現状で、やはり、出荷販売を目的としているような転作は数件程度というふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） なかなか大多喜町のこういう米以外の作物については、転作あるいは、転作するものも野菜とか果樹とかいろいろ、多分30年か40年ぐらい前には盛んに推進された

んですが、なかなか思うように成果が得られないというような状況であります、今現在、直売所、たけゆらの里を含めて何カ所かありますが、その辺を利用して、これからまた何かいい作物が出てくるのではないかと思います。

一部、私もこの前、一般質問でお話ししました、景観をよくしてお客さんに来ていただくとか、そういうようなところも西畑にも二、三カ所ありますし、また、老川方面でもそういうものを活用しているところもあります。

また、それを含めて、今、遊歩道とかそういうものも観光誘致の中でいろいろ積極的にやっているのが現状であると思いますが、その中で、さまざまな農地があると思いますが、ちょっと2番と重複すると思いますが、私もよく車で走っていると、この辺がいい農地なのに何か荒れちゃっているとか、休耕しているとか、そういうようなところが何カ所か見ることがあります。

例えば、いすみ鉄道の沿線で、そのままいい土地なのに米もつくらず荒れているというようなところもあります。

話によると、一部、弥喜用地先ですか、あの辺についても、大多喜町で花かな、何かそんなものを計画したようなことを少し聞いたことがあるんですが、その辺の経過というかですかね、その辺わかりましたらお伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町での計画ということでございますけれども、現在のところは、景観作物についてはちょっと把握していないのが現状かと思えます。

西畑の周辺でそのようなことがあったということでございますけれども、私が企画に以前おりました。そのときに、ちょっと場所は定かではございませんけれども、西畑駅から大多喜に向かいまして、一時、ヒマワリ畑、ヒマワリの種をまきましてヒマワリの栽培をしたことがあります。それと同じ圃場でソバを栽培したと、ソバの白い花ですね、これも見ていただく、本当に鉄道のすぐ脇の農地でございました。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ちょっと補足したいと思います。

今、いすみ鉄道沿線にそういう花といいますかね、そういう花卉を植栽してというお話がありました。実は、ちょっとそういう市場調査を、状況調査をしたことはもう確かなんです。ただ、まだ計画の段階には入っておりませんが、やはり、いすみ鉄道をいろんな形で

やるよりも、むしろその沿線にそういう花とかいわゆる木を、そういうことをもって、いすみ鉄道に乗ってもらうのがいいのではないかということで、一度その沿線を調査した経緯がございます。過去には、今、課長が答えたように、そういうところも幾つかあって、いろんなことを試したことがございます。

そして、土壌もそういうものに向いているのかどうかというのも、実は調査をしたところでございますが、これはこれから、そういうことが進んでいけば、また、お話をできるかと思いますが、今の段階ではまだ計画までは行っておりません。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今の回答の中に、ヒマワリということが出てきましたけれども、私も、その花についてちょっと頭の中に思いついたんで、インターネットを調べてみましたけれども、千葉県内でも何カ所かヒマワリを景観植物として植えて、観光客を誘致しているとかというところ、あるいは、東京都ちょっと外れたところかな、世田谷区とかと言っていましたけれども、それと茨城、埼玉もこのようなことで、集まってきた人を、まあ花は見れば誰でもきれいだということがあると思います。心も癒やされるというようなところもありますし、子供たちも来れば喜んで遊ぶというような、その中で、ヒマワリの中に迷路をつくったりとか、そういうものもあります。それから、菜の花ですかね、菜の花もやはり草丈が伸びると子供たちの迷路にもなるし、また、肥料にも向くというようなことも聞いております。

その辺で、いすみ鉄道沿線とか、あるいは、ちょっと離れたところでも、それこそ今、インターネットとかそういうものを掲載すれば、やはりすぐお客さんが飛んでくるような状況でありますので、そういうようなところで活用されれば、この約200町歩の中の1町歩でも2町歩でも、活用してお客さんが来てくれるというようなことも、町の活性化にもつながると思いますので、その辺で、やはりもっと農地を有効に利用できないかというようなことを、私も常に思っているところであります。

それから、昨年でしたか、勝浦市から梅を何本かということでありましたが、ことしはもっと相当の数が配布されるというようなことも聞いておりますが、この辺についてはどうでしょうかね、実際、小高県議が、大分何千本とかというふうな割り当てがあるということですが、その配布の方法をどういうふうにするか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） じゃ、私のほうからご答弁させていただきますけれども、今、議員

さんのほうからお話がありました梅の苗木の話なのですが、今年度は、小高県議さんの話ですと、これ県議さんからじゃなくて、三日月さんからの提供だということなのですが、2,000本を予定していただいているそうです。

昨年は結構、数も少なかったんで、住民の方に広報してとりに来てもらったんですが、ちょっと大分希望者が多くてですね、足りないというような状況でした。

やはりある程度、まとまったところに植栽をしたほうが、梅の花としては景観もよくなるし、今年度はどういう形でやるかというのは、ちょっとまたこれから検討しますけれども、できれば、一山梅にするとかですね、そういう形のほうが景観的にはよろしいんじゃないかということで、それも含めて、今後、検討していきたいというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 私も、昨年の配布状況を見ると、ちょっと個人的に配布して、やはり、家庭菜園的なところに植えるというようなものになってしまうよりも、ある程度のまとまった本数があるのであれば、それを今話した景観植物として花も見られると、それから実も収入のもとにつながるというようなことで、梅の収穫祭とか、そういうものお客さんに来てもらえる一つの事業ではないかと思えます。

その辺で、配布の方法も、個人もそれは確かにあるかと思いますが、何か事業的にやればいいのかというふうに思っております。

その辺で、農地の活用ということは、特に、梅とかそういうものは、果樹的なものは、多少荒れていてもそういう土地では可能な植物であると思えますので、できればそういうことで、配布の方法とか、そういうものを計画的にやっていただけたら、また、町の有効利用の形からもいいのではないかと思います。その辺の検討もよろしくお願ひしたいと思えます。

また、こういう有効利用ということなのですが、よく前々からもこんなことがあったんですが、貸農園ですね、貸農園をやったらどうかということも、私も、何人かの話を聞いております。

東京近郊では、年間で20平米ぐらいで4,000円かそこらで借りると、つくる人もやはり自分がつくったものを食べるというようなことで、大分人気があるようなのですが、高速バスも東京から1時間足らずで、大多喜に来られるというようなところで、これも一つのまちおこしの事業としてやれたらいいんじゃないかなというような気持ちもあるんですが、その辺について伺いたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほどの梅についても同じなんですけれども、そういう市場を、私どもも実際に調査していることは確かなんです。ただ、実際の具体的な計画の中にはいきませんけれども、梅につきましてはもう既に、峯之越区さんで、やはり今までつくっていた方が、もうつくらなくなったということで、それをお借りして、今、峯之越区の地域の皆さんで、今これから、今年度もやりましたけれども、恐らく、来年からだんだん梅祭りという形で広げていくということで、農地の有効利用ということで、今、進めているところでございます。

そういうことで、そういういろんなものを、これから、さらにやはり広げていければと思います。特に、都市部の皆さんは、やはり、簡単な農業はやりたいという非常に希望が多いことも事実なんで、そういったことも今調査をしながら、何とか、やはり最終的に来ていただければいけませんので、もうちょっと調査をしながら計画ができればと思っています。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） やはり、大多喜町の人口がだんだん減ってきているというようなことは、これいつも騒がれることなんですけど、貸農園で体験してもらって、それでよければ大多喜町に住んでいただけるというようなことにつながれば、ますますいい結果につながると思いますし、できれば若い人がやっていただければ一番いいと思うんですが、そんなことで、いろいろつくるものとか、確かに農業というのは大変ですよ。思ったほど自分がつくって食べる喜びを味わうというようなことに関しては、実際やってみると、やっぱり大変な作業なんで、その辺が結びつけば、それは一番いいことだと思いますし、そんなことでこれからもそういうことをよろしくお願ひしたいと思います。

梅のことについても、あるいは私たちもできれば、休耕農地とかそういうのが結構見られるんで、何とか1カ所で何百本とかと植えれば、やはり景観もよくなるし、それも実を結ぶし、また、地域の活性化につながる条件としては、やっぱり人が集まっていたくというようなことで、一番特に山間地については大事な事業ではないかと思っています。

その辺も、地方創生を含めた形で何かいい補助事業というんですかね、そういうものを当てはまるようであれば、できればお願ひしたいと思います。

それで、休耕農地以外でも、山林等で整備することにより景観がよくなるというようなことも、何かあるのではないかなという気もします。今、山林は山林整備事業で昨年、一昨年から弓木方面も進めておりますが、その中で、いつときは大多喜の一番の産物だった竹、タケノコですか、それが今では、今度は、有害になってきちゃっているんですね。せっかく植林した杉の山に竹が生えてきちゃうと、成長期の杉は竹に負けてしまって枯れてしまうと、

死滅してしまうというようなこともあります。

私も、1カ所そういうところがあって、だんだん、やっという材料がとれるなどと思ったら、やはりその材料も手入れしないと地元の大工さんは嫌がって使わない状態ですが、そういうところで、何か竹も整備すれば本当に景観がよくなると思います。

その辺について、町長にちょっと伺いたいと思いますがよろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 農地に限らず、山林も今本当に荒れていることはもう事実でございます。こういったことを整備することによってやはり有害獣等も山に入っていくんだと思います。

なかなか高齢化の中で、そういう農地についても山林についても、整備できないというのが現実なんです。私も現地をいろいろ見て回りまして、やはり何とかその解決策はないのかなということで、いろいろ考えてもいたところなんです。ちょうど今大多喜町に、間伐材を中心としたチップの会社が、これからほぼ決まるのではないかと思います。

当初は、西畑の跡地ということで進めておったんですが、民間の土地でということで、ほぼそこで決まるようでございます。そうしますと、そういった業者さんによって、やはり今まで皆さんができなかった、そういった荒れ地を間伐していただくということで、協力をすれば、そういうこともできるのかなと思っています。

特に、観光資源という考え方で捉えますと、西畑地域については、まだまだ本当に結構の資源があると思うんですね。特に、竹林等につきましては、やはり有名でございます。ですから、そういったものをいかに活用していくか。この間、平沢区の皆さん方が要望に来られたときにもお話をいたしましたけれども、要は、地域の資源をどうやって生かしていく、それをやはり観光資源に結びつけていくということは非常に重要であるということで、皆さんのお話の中で、いや平沢にはダムがありまた滝があり竹林があると、そういうお話もされましたね。

ですから、いわゆる平沢・弓木ラインの、また向こうに行けば大塚山がある、また滝もあるということで、また今、町で進めている小さな拠点ということを結び合わせますと、あの一体を、全体をやはり地域の皆さんが本当に一生懸命やろうという気持ちがあれば、私ども町としても、そういった遊休農地、荒廃農地、また荒れた山林を資源として生かすことができると思いますので、ぜひ、また地域の皆さんにご協力をいただきながら、むしろ平沢ラインだけではなくて、弓木ラインまた中野につなげるような、西畑地域のやはりそういった観

光地域としてのものが十分できると思いますので、ぜひまた、地域の議員の皆様方にもご協力をいただければと思っています。

そういうことで、皆さんがそういう思いがあれば、町としても積極的に力を入れていきたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 渡邊君に申し上げます。

持ち時間があと5分ほどになります。

○8番（渡邊泰宣君） はい。

ありがとうございました。

やはり、竹林は西畑地区も平沢ばかりでなく相当広範囲に、当初はいい稼ぎの農産物でしたが、今度は広がり過ぎちゃうと、かえって害になってきちゃっているんですね。その辺で、大多喜町でも結構そういうところもあると思います。そんなところで、できればそういうところをちょっと整備して、この前の一般質問でもお話ししました古道ですか、古道も含めてそういう事業を進めていけば、またなおさら地域の活性化にもつながると思います。

また、我々ふだん竹を見ても、そんなにきれいというような感じも受けませんが、都会のほうの人たちは意外とそういうところを好んで、余りきれいにし過ぎてはいけないということもあります。ほどほどということもあると思います。古道は古道で、余り景観よ過ぎるのも問題になるかもわかりませんが、そういうところで、ひとつ、できたらまた、地域の人もまたいろいろ話かけますし、町のほうもご支援のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で、渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（志関武良夫君） 次に、11番野中眞弓君の一般質問を行います。

○11番（野中眞弓君） 11番野中眞弓でございます。

私はきょう、欲張って2つの質問をしたいと思っていますので、ご答弁、簡便にお願いいたします。

まず1点目は、地域公共交通網形成計画についてです。

地域公共交通活性化協議会が4月に地域公共交通網形成計画を、最終答申を出しました。それに先立つ3月に第3回の協議会を傍聴しました。私は、ドア・ツー・ドアできめ細かな



住民の足としてのデマンドタクシーあるいは乗り合いタクシーのような事業が、今度こそ計画に組み込まれ、整備されるのだろうなという期待を抱いておりました。

今、外出支援サービスが実施され高齢者の生活の足としての交通網の整備を求める声は、いつときよりもずっと穏やかになっていますが、これでも利用すれば個人の費用負担が安くはない、西畑、老川地区では、安くてしかも回数多く利用できるような制度にしてほしいという声は根強くあります。

この今から20年ほど前は、巡回バスというような言葉で運動が進められていましたが、この小さな小さな公共交通は、私個人としては、議員当初からの提案事項でありました。

そして今、そのころはどこも言っていなかったのに、夷隅郡市内では大多喜町だけがやっていないという状況になっています。本当に大多喜町は、この夷隅郡市で最も早く巡回バスを出してくださいという提案が行われた町です。

それに対してこの間、時に触れ提案していったのですが、5年前にこういう答弁がありました。その前に、巡回バスを出してくれと言ったら、外出支援サービス、タクシーを使った外出支援サービスができて、しばらくの間は、この外出支援サービスで対応したいということ、たしか平成12年のころだったと思います。外出支援は改善を重ね、現在に至っています。

5年前どういう答弁があったかといいますと、西畑、老川小学校統廃時に、交通面も総合的に整備しますから、それまでは我慢してください。それは統合の2年前でした。2年たっていよいよ統合というときの答弁は、さらに検討する時間が欲しいということで、もう3年たちました。

ですから私としては、3月の答申時にデマンドタクシー、巡回バス、乗り合いタクシー、何て名前になるかわかりませんが、そういうものが計画に組み入れられるなと思って、期待にうきうきして傍聴したわけです。

この私にとっては議員生活15年の課題であるのですが、傍聴できたのは第3回のごく一部だけでしたので、まず、この地域公共交通網形成計画がどんなものなのか、簡明にご説明してください。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、野中議員の一般質問に企画財政課からお答えさせていただきます。

簡明にしたいんですけども、非常に長い計画書なので……

○11番（野中眞弓君） 簡単でいいです。

○企画財政課長（西郡栄一君） はい。

なるべく簡単にご説明させていただくつもりでいます。

○11番（野中眞弓君） 時間がありません。

○企画財政課長（西郡栄一君） 地域公共交通活性化協議会でこれは検討しておりました。この大多喜町地域公共交通網形成計画につきましては、本年3月に策定をいたしました。この計画につきましては、基本方針として4項目を定めてございます。

1つ目は、公共交通機関の機能分担と相互の連携による、わかりやすく利便性の高い公共交通ネットワークの再編。

2つ目は、地域の実情に即した多様な公共交通の実現。

3つ目は、まちづくりと連携した地域公共交通サービスの展開。

4つ目は、協働による持続可能な仕組みづくりの確立を方針とし、この計画期間につきましては、第3次総合計画の前期基本計画との整合性を考慮し、今年度からの5カ年としております。

次に、計画の目標として、既存公共交通網の機能分担と連携により、地域力を生かした有機的な地域公共交通ネットワークの構築を基本理念とし、目標を達成するための実施事業を9事業掲げてございます。

事業1は、いすみ鉄道、小湊鉄道の活性化及び維持。

事業2は、路線バスの活性化及び再編。

事業3は、公共交通の総合的情報等の提供。

事業4は、山間部等交通不便地域における多様な交通システムへの取り組み。

事業5は、交通結節点の整備。

事業6は、養老溪谷を中心とした観光レクリエーション拠点への観光シャトルバスとパーク・アンド・ライド。

事業7は、町内観光循環バスの運行の見直し、PRの充実。

事業8は、高齢者お出かけ支援のための移動プログラムの提供等。

事業9は、利用促進策の実施でございます。

また、実施スケジュールといたしまして、初年度となる平成28年度は事業1のいすみ鉄道、小湊鉄道の活性化及び維持の、沿線地域における利用促進活動と観光連携施策との連携。事業6の養老溪谷を中心とした観光レクリエーション拠点への観光シャトルバスとパーク・ア

ンド・ライドを継続して実施すること。

また、新規事業としましては、事業8の高齢者お出かけ支援のための移動プログラムの提供と事業9の利用促進策の実施として、いすみ鉄道シニア会員制度を実施するというところでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 伺っていますと、本当にどれももつともだという気がします。けれども、これが実現できるのだろうかという思いで聞いておりました。

高齢者対策ということも入っておりますけれども、そこに絞って伺いたいと思います。高齢者お出かけ支援、そのほかにもちょっとあったんですけれども、覚えられませんでした。

高齢者の足確保ということですが、高齢者に限らないでね、私個人的な話なんですけれども、大多喜町に引っ越してきたとき、子供に言われたんです。私はもうここに絶対に住まない。何でかという、お友達と遊びたいのに、学校できょうは遊ぼうね、次の例えば土曜日遊ぼうねと約束しても、うちへ帰ってきて親の許可を得なければ、親の都合で送ってってもらえる、送り迎えができるという親の都合を確認しなければ、親から許可をもらわなければお友達と遊ぶ約束ができないところなんて嫌だ、そう言われました。

だから、これ高齢者支援ということではなくて、交通弱者とか、そんなふうな表現にしないで、利用したいと思う人が年齢にかかわらず誰でもが利用できるというシステムにしていきたいというのが、今伺っての要望ですが、その点、まず1点、お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 高齢者の福祉サービスのこの位置づけという問題になるかと思いますが、高齢者福祉サービスは、求められる機能が一般の公共交通サービスとは異なって、限定的な町民の方を対象として運行するサービスでございます。

このため、今回の交通網形成計画においては、1人で外出可能な不特定の町民が利用することを前提とした、一般公共交通サービスを中心に位置づけ、その一部を限定的に補完するサービスとして高齢者福祉サービスで対応することとするということで、交通網計画上は位置づけております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） その高齢者云々というのは、言ってみれば、障害者外出支援みたい

な福祉タクシー制度みたいな、そういうような感じとしてとっていいんですね。

私が求めているいわゆる今風に言えば、デマンドタクシーのようなものひっくるめてというのは、事業化のめどとか計画とかどうなっているのか、そこに特定して説明していただけますか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 目標を達成するために、先ほど9事業をお話させていただきましたが、そのうちの事業4というのに山間部と交通不便地域における多様な交通システムの取り組みというのがございます。この中では、山間地域等の交通不便地域においては起伏があり、道路も狭小で需要も小規模であることから、既存公共交通による交通事業が成立しない状況にあるため、大多喜町、交通事業者そして地域住民の適正な役割分担のもと、地域との協働により地域特性に応じた運行方法を検討し、多様な交通システムを運行する仕組みの構築を図ることになっております。

地域による交通事業者への運行委託といたしましては、デマンド型の乗り合いタクシーあるいはグループタクシーがございます。また、地域による交通空白地有償運送の実施、地域によるボランティア輸送、あるいは既存運送車両の有効活用の検討が掲げられておりますので、今後、本年度の大多喜町地域公共交通活性化協議会において、交通空白地域や不便地域から重点的に実施する地域を選定し、当該地域と協議していきたいと思います。

なお、これにつきましては、一応計画上では29年度から実施するということの位置づけがございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 正直申しまして、余りにも流暢で、なかなか覚えられません。

デマンドタクシーとかグループタクシーとか、デマンドタクシーはわかるんですけども、グループタクシーとかで交通不便な公共交通が成立しないところではおやりになると、それからボランティア輸送なども地域住民等の協力を得て、町、業者、地域と一体になってやるというような、そういうようなお話でした。

それから29年度実施ということは、28年度ことし準備期間というふうに考えられますけれども、今28年度に入っているわけですから、大体の大ざっぱな見込みというか計画というものはできているのではないかと思います。それについて説明してください。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この計画につきましては、実施スケジュールというのは、地

域による公共交通システムの取り組みの検討というのを、29年度からというふうに予定しているところでございますが……

○11番（野中眞弓君） 検討後か。

○企画財政課長（西郡栄一君） その前にですね、地域公共交通活性化協議会で今年度再編計画をつくろうというようなことで予定しておりました。この補助金が国も非常に厳しいということで、ゼロ査定ということで、それについては実施することが非常に難しいだろうということでございます。

したがって、先ほど言いました事業4、この事業を少し前倒ししながら、いろいろな地域と協議を重ねていこうという予定で考えているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） いろいろな地域というのは、具体的にはどういう地域をとりあえず、とりあえずですよ、モデルケースとしてですよ、考えていらっしゃるんですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この地域の決定については、やはり一つは、法定協議会というものがございます。そちらのほうで検討する必要があるだろうというのがございます。

一つは、大多喜町のこの公共交通網というのがやはり鉄道に路線バスもあって、房総半島の中ではこれだけ充実しているところというのは余りないのではないかなと。

○11番（野中眞弓君） 数だけはね。

○企画財政課長（西郡栄一君） はい。

ただ、利便性が低いという状況なので、既存の公共交通をまずうまく活用することが必要だというふうに考えております。

そして、有償交通をやる場合については、例えば、バスが走っているところに導入するとすると、既存の路線バスと競合してしまうので、事業者と競合について、これは議論していく必要がございます。

このために、この法定協議会での協議が必要になってくるというようなことでございます。運行範囲の問題とか利用者の把握、あるいは地域との協議、財源的な問題、そういったものを協議を重ねていかなければ、直ちに実施するというのは非常に難しい場合もあるのではないかなというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） タイムスケジュールの確認なんですけれども、29年には法定協議会

がいろいろな作業をし始めるということなんですか。

それとも29年度には、実際、こうしてみようか、ああしてみようかというのが、実際の足が動き出すということですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては、行政だけで決められる問題ではないというふうに理解しております。したがって、地域の皆さんと、先ほど言いました、どういふ公共交通がいいのかとか、あるいは費用負担どうしていくのかというような、それと、事業者の方とも、ここまで走って大丈夫なのかどうかというものを話をしていかなければならないということでございます。

したがって、今年度の公共交通のこの活性化協議会の中では、一つの議題として上げさせていただいて、地域との協議、協働を始めていこうと、これはモデル的な地域になるかと思いますが、そういう考えでいるところでございます。

○11番（野中眞弓君） ことしからもう始めるわけですね。話し合いを。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ええ。

地域との協議、これはいつになるかちょっとはつきりは、いつとは言えませんが、これはあくまでも地域公共交通の活性化協議会での中での協議結果というようなことを踏まえないといけない問題ですので、それを踏まえながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 提案するのは、やっぱり町サイドだと思うんです。

ですから、町が、この辺までは、何年の何月ぐらいまでにはこういうことを話し合っておきたい、何年には実施の方向でやっていきたいというタイムテーブルをつくっておかないと、やっぱり延び延びになってしまうと思うんです。その辺はどうでしょうか。

実際、特定の地域って具体的にどこか聞きたいんですけども、幾つか挙がっているような口ぶりだったと思うんですが、教えてください。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 具体的な場所としましては、この前の3月のときの会議においては、公共交通のその空白地帯、まるっきりバスもない、近くに鉄道の駅もないというような場所ということで、一つの候補地としては、紙敷区あたりをモデル的に実施したらどう

かなというふうには考えているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 2つあります。

紙敷の地区には、もう連絡が行っているのでしょうかというのと、先ほど、検討していく中にボランティア輸送というのがありました。

今、安倍さんが規制緩和で、白タクもどき、2種を持っていなくても人を低料金で乗せていくことができるようにしようなどと言っていますけれども、そのことはどういうふうにご考えているんですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 紙敷区についてはこれからでございます。やはり、事業者と有償交通、公共交通を行う場合については、まずは先に、その同意をしっかりとっておかないと非常に難しい問題もございますので、その辺については、事業者の方とも協議をしながら進めていく、先にそちらを進めながら地域のほうにまたお願いをしていくような形になるかと思っております。

それと、ボランティア輸送、これについては、全くのボランティア輸送ということで、今現在いろいろなボランティアの輸送がされているところだと思います。

それと、ライドシェアというような、先ほどのご発言だと思いますけれども、このライドシェアというものは、一般のドライバーが相乗り希望者を募集して、車の座席をシェアするサービス、自動車を相乗りすること、これはライドシェアリングとも呼ばれておりますけれども、あいている座席を活用して、他者とガソリン代などを負担し合うことで、交通費が節約できるため、欧米では安価な交通手段として広く浸透しているようでございます。

また、インターネットの発達に伴って事業化が進み、相乗り相手の仲介を行うサイトやスマートフォンアプリ、あるいは自家用車を利用した有料サービスなども普及しております。

CO<sub>2</sub>削減や交通環境改善の観点からも注目を集めておりますが、行政でライドシェアを推奨している国もあります。日本では、2007年に初めてライドシェアの仲介サイトが開設されて、類似のサービスが登場し、徐々に認知が進んでいるところでございます。

しかし、日本の法律では、これは自家用車が有料で客を乗せることは禁止されております。同乗者が謝礼として燃料代や高速代相当の費用を支払う非営利のサービスに限られております。このライドシェアは、非営利なサービスでございますので、当然、安さというものはありますけれども、やはり安全性の問題なども指摘されておりますので、慎重に今後の推移を

見守りたいというふうを考えております。

○議長（志関武良夫君） 野中君に申し上げます。

残り10分です。

○11番（野中眞弓君） はい、ありがとうございます。

安全面の問題と、それから、田舎ではやっぱりタクシーというのは営業が継続していかなくちゃいけないことがありますので、そういうことを考えて、行政が進めるということは控えていただきたいなということを要望いたします。

紙敷地区にまだ言っていないということですが、全部決まってからこうだよというのと、住民ってやっぱりすごく嫌だと思えます。計画ができてから、大筋ができてからこれやれというのが大多喜の得意なわざなんですけれども、それで、住民が役場任せで自分たちで取り組まないというようなことも言うんだけれども、初めからやっぱり三者でやっていくことが大切ではないかと思えますので、その辺はよろしく願いいたします。

細かいことについては、また後でお伺いしたいと思えます。

二つ目に行きます。

災害時の避難所対策について。

私たちが物心ついてから、かなり大きな災害が地震を中心に起きておりますが、地震だけでは去年はありませんでした。被害が広範囲で、復旧も長期間かかり、長引く避難生活の厳しさは報道される以上のものがあるかと心痛い思いがします。災害が起こらないにこしたことはありません。よく親に言われたんですが「いつまでもあると思うな親と金、ないと思うな運と災難」というふうに言われて育ちました。

必ずこの夷隅地区も大きい、考えられるのは地震、部分的には水害が考えられると思えます。あつてはならない、あつてほしくないことですが、被災者の生活ということに焦点を当てて考えていただきたい。

特に、熊本のこの地震では、避難所生活の厳しさということが度々放送されております。大多喜では、避難所の経営、設置どうなんだろうかと思って防災計画を見ましたが、防災計画にはありません。避難所設営、運営に対しての事前の計画というものはあるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 避難所の開設ですけれども、これは防災計画の中で、それぞれの所管する部署で開設はするようになっております。以後の運営ですけれども、健康福祉課等が主になって運営するんですが、実際の今回の熊本の地震等を見てみますと、現地に行っ



た県の職員から報告も受けておりますが、基本的には自主運営が一番よろしいんじゃないかと、それでなければ、実際には、そこで例えば県の職員ですとか町の職員が行って、運営することは非常に厳しいということで、自主運営していただくのが一番いいんじゃないかなというふうなことが、実際の感想だということでございました。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） その住民に、避難した被災者に自主運営しなさいと言われても、それは非常に大変なことだと思うんです。ですから、避難所運営の手引とか、行政はこういうことをする、それから住民サイドはこういうことをする、運営に当たってはこういうシステムをつくっておくといいとか、そういうものを、やっぱり町がマニュアル化しておく必要があると思うんです。それを東北、それから最近の大きい災害のあったところから、どこがまずかったか、どこがうまくいったかという経験を参考にしてというか、聞き出して、いざというときに、住民が路頭に迷わない、つらい思いをしない準備ということをやるといえるのではないですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 避難所マニュアルだと思いますけれども……

○11番（野中眞弓君） はい。

○総務課長（加曾利英男君） 現在、避難所マニュアルとしてはっきりつくってあるものではないかもしれませんが、そういうものは担当としては持っております。

今後、それを、もう少し内容を見直して、そういう避難所運営に支障がないように早急に行っていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 実際、マニュアルがあっても、住民は避難したときにそんなの読むわけにはいきませんから、それこそ防災訓練だとか、ふだん、日常的ではないけれども、事前にきちんと訓練をしておく、研修を積むという機会が必要だと思うんです。そういう意味も含めて避難計画というものを立てておく必要があると思うんですけれどもどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 議員さんのおっしゃるとおりだと思います。

これから、例えば自主防災組織ですとか、消防団とか、そういうものを含めて、まあ実際にはそういう方が主になる可能性が非常に高いので、そういう方、あるいはそういう団体も含めて、そういう避難訓練また防災訓練等ですね、実施していききたいというふうに考えてお

ります。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） それから、避難所の耐震対策は大丈夫でしょうか。というのは、つい最近読んだ新聞記事なんですけれども、熊本県、九州のほうは建物の耐震基準が全国レベルよりも低くてもいいよということで、例えば、関東の基準が1だとすると、九州地方は0.9とか0.8とかでいいということで、特に学校なんかはやったんだそうです。その結果どうなったかという、特につり天井あたりが落ちこちて、避難所として使えないという状況が多い。

ところが同じ九州でも、別の市では、いや、低い基準にすることはないということで、全国レベルでやった市についてはそういうことが一切起きなかった。

だから大多喜町も、特に学校なんかは耐震工事終わっているの知っていますけれども、そういう何というか、低めた基準を採用してということはないんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 野中君に申し上げます。

持ち時間が来ましたので、速やかに質問を終わらせてください。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、手短にですけれども、国のほうで、野中さん言われました新聞、私も見ましたけれども、要するに、熊本の場合、地震が発生は少ないので、国の基準を1割引きでしてあるそうです。それは、国の制度で認められて、地域地震係数というので1割引きしてあるそうです。

それで、本町の場合ですと、幾つか耐震手がけた業者さん、設計会社ありますので、その建築士に確認しましたが、千葉県はそういうことが認められていないので国の基準どおりだということです。

それと、つり天井の話ですが、それはこの1割引いてあるということではないんですが、つり天井はまた別の問題だと思いますが、本町の場合、つり天井は、上瀑小、総元小も体育館を直しました。また、西小、大多喜小は直したまた新しい建物ですので、そのほか農村コミュニティですとか、海洋センターも改修をしましたので、つり天井に関しては心配ないんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○11番（野中眞弓君） まだ途中なんですけれども、時間ということで終わりますが、要望としては、また出していきたいと思いますので、ご配慮よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） これで、野中眞弓君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をとります。

1時からの再開とします。それまで休憩です。

（午後 零時 12分）

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

---

#### ◇ 野 村 賢 一 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

次に、5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 通告に従って一般質問をさせていただきます。

一般質問をする前に、私から提出した、6番目の千葉県東方沖地震で、当町でも液状化ということになっていますけれども、当時のそのうちの方に話を聞いたら、当時、液状化という話が私のところに入ったような気もしていたのですけれども、液状化じゃなかったということで、地盤の軟弱な場所ということに訂正していただければありがたいと思います。

一般質問前に、このたびの九州地方の熊本県益城町を中心に発生した大地震に被災されました人たちに、心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方にご冥福を申し上げます。

当議会も、益城町に義援金を送ったところがございます。4月14日の21時26分に、熊本県益城町で最大震度7の地震が発生し、その翌々の4月16日の未明の1時25分に、同じ益城町で震度7の大地震が発生しました。2度の震度7の地震が発生し、この地域に大きな被害をもたらしたところがございます。

この地震の印象は、非常に余震が長かったということも印象に残っているわけですが、すけれども、また、けさ6時ごろも震度3の地震があったということで、メディアで発表していました。また、この地域に大きな被害をもたらしました突然襲ってきた大地震は、地域を危機に陥れ、どんな自治体でも人々を支え切れなくなってしまうということが明白になりました。

世界では、毎年、マグニチュード6以上の地震が平均して150回ほど発生しているそうで

す。場所は、地球を覆う十数枚のプレートの境界の近くに帯状に分布する、環太平洋の地震帯にあり、地震大国と言われている日本付近では、4枚のプレートがぶつかり合って、地震の発生の原因と言われております。

4枚のプレートとは、いろいろメディアとかどうのこうので発表されてご存じかと思いますが、太平洋、フィリピン海、北米、ユーラシア。また、世界のマグニチュード6以上の地震の2割が、日本付近で発生しているということで、日本は皆さんご存じのとおり、1995年の阪神大震災、2000年の鳥取西部地震、2004年には新潟県中越地震、2011年にはマグニチュード9の東日本大震災、そして今回の熊本大地震ということで、この21年間で5回も大地震が発生しています。我々の身近なところでは、5月16日に、茨城県の西部を震源とした震度5の地震が発生。また、日には定かではございませんけれども、1週間ぐらい前ですかね、千葉県東方沖で震度3の地震があったばかりでございます。

今回の熊本地震は、プレートが動いて発生する地震じゃなくて、繰り返し地盤が割れ動いて地震を引き起こす活断層で発生したということでございます。普通、専門家で学者さんが言うには、活断層は、1千年程度から数万年に一度の頻度で動くと言われてはいますが、しかしながら、いつ、わからないとも言われております。また、市町村レベルでは、どこに活断層が通っているかも含め、情報が不足しているため、国に対しては、積極的な地図で公表し、どの程度の活断層まで対策をとるべきか、情報を供給してもらうことも大事じゃないかと思っております。

まず、最初に、我が大多喜町の近くに活断層が鴨川何層といたしましたかね、それが近くにあるような話も聞いております。大地震の原因と言われてはいますプレートと活断層の関係も含めて答弁を願いたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それではまず、活断層の関係でございますけれども、活断層は全国に2,000以上あるというふうに言われておりますけれども、まだまだわからない活断層も、判明していない活断層もかなりあるというようなことでございます。この2,000のうち、社会的・経済的に大きな影響を与えられると考えられる活断層を98カ所国が選んで、地方公共団体が調査をしたということです。

千葉県には、この98の活断層のうち、千葉市から船橋市、市川市の境界にかけてが1カ所、鋸南町から鴨川市、また、南房総市も一部かかりますけれども、にかけての二つが存在するというふうなことが言われておまして、これを千葉県が、詳細な調査を行ったということ

ですけれども、千葉県の見解では、この二つは活断層の可能性が低いということで、千葉県の見解ですと、千葉県では活断層は確認されていないということでございます。

次に、活断層とプレートとの関係で、地震が町に対してどうかということだと思いますけれども、日本はそれぞれ、ご質問の中にもありましたけれども、複数のプレート、海のプレートと陸のプレートが接する境界に位置しているということで、本町に限らず、プレートのひずみによる地震の影響は大きいものと思います。また、明らかになっていない活断層もかなりあると言われておりますので、これがずれることにより発生する地震の影響も想定されるというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 今回の活断層は何という活断層でしたかね、熊本。布田川と日奈久何といたしましたかね、それが動いてかなり大きな地震になったということですのでけれども。今の課長の答弁ですと、千葉県が調べたら、そんなに心配することじゃないんじゃないか、そんなようなイメージも受けたんですけれども。

しかしながらこれは、いつ起きるかわからないのが地震だと思うんですけれども、町として、県の調査、国の調査、当てにするのも結構ですけれども、町独自の対応というのはどうなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 活断層は千葉県にはないということが確認できないということであって、近くにはやはり三浦半島等がございますし、また、南海トラフ、活断層とは違いますけれども、南海トラフもひずみがたまっているということで、最近そういう報道もありました。ですから、たまたま千葉県では確認はされないということであって、それが千葉県では来ないということではないと思います。

それとあと、町で調査ということは活断層の調査かと思われましてけれども、これは非常に難しい技術もいると思いますし、また、活断層があると言っているところも、例えば、原子力発電所のところだと、ないと言っているところもあるし、活断層として定義づけるのが非常に難しいということで、町として活断層、そういうものを調べるというのは、ちょっと難しいのではないかなというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） そうしたら町民を安心させるためにはどうしたらいいですかね、課長。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 地震は、本当にこれはいつ来るかわかりませんので、東日本大震災の例をとっても、地震によって被害がないということは絶対にないということが東日本大震災で証明されましたので、被害はあるんだけど、それをいかに軽減していくか、また、町の防災計画ですと、いかに亡くなる方を出さないかというようなことが主な主眼になっておりますので、そういうことを常時気をつけていくことが重要だというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 現在大多喜町でもよく千葉県一安心な町は大多喜町だと、よくキャッチフレーズでいろいろ企業誘致とかいろいろやっていると思うんですよ。実は熊本県が、やっぱり知事さんが東京のセミナーでそういうことをうたっただけなんです。で、半年後にこういうのが起きたと、大地震が起きたと。皆さんご存じかと思いますが、自動車メーカーが部品工場か何かがあって、そこがかなり被害を受けて、自動車の生産もできなかったということですね。

我が大多喜町も、千葉県一安心な町をうたい文句にいろいろ町長さん一生懸命やって頑張っていて、企業誘致とかいうことで一生懸命やっているのですが、こういうことも含めて、また、大多喜町も最近、町が土地の分譲というのを始めています。そういうこともやっぱり、これから一般の企業の方も、一般の業者もそうですけれども、売るときに何かの安心感といいますか、厳しい条件をつけて売るとか、一般の業者は、民間の業者がやる時も条件をつけてやらないと、何かあったときの補償といいますかね、そういうものが町のほうに来たときに、やっぱりそれなりの責任を持たなきゃいけないと思うんですね。

そういうことを含めまして、町長、今回の熊本地震の、町長が肌で感じたことの、今私が質問したことも含めて、少し考えをいただければと思いますけれども。よろしくをお願いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 野村議員のおっしゃるように、地震は本当にいつ来るかわからないということは、誰もみんなそう思っていると思います。特に今の、活断層は千葉県にはないと言いましても、近隣にはあるわけですね。それで、この大地震というのは、その地域にとどまらず、広い範囲でやっぱり影響しますので、本町にとりましても、全くその影響がないということではなくて、間違いなくその近隣の活断層の影響で相当な範囲に被害が出ることはもう間違いのないと思います。

そういう中で、私どもの町がいつも言っていることは、地層的に非常に固いということのお話をしております。ですからそういった面では、液状化等も含めまして、非常に安定した町ですよということで、八街市と大多喜町が、千葉県では非常に言われているところがございます。ですから、完全に完璧な地震には大丈夫だということではありませんが、地層的には非常に安定していますよということを、またいつもお話ししています。

そして今、町もいろいろ定住化に向けて土地の分譲等もやっております。確かにそういう面ではやはりそういう訴えをされるようなことのないようにということでございますので、本町もこの分譲をやる時には必ず地質調査をやりまして、調査結果は必ずお見せいたします。

だけれども、その結果として絶対大丈夫だということはいけませんので、お客さんには必ず、自分のほうでもう一度調査をして、建築基準法にのっとった形で建築をしてくださいということで、安全な保証をつけては売っていないというところがございます。また、これからもその辺はやはりしっかり、今ご指摘のように気をつけてまいりたいと思います。

しかしながら、地震は本当にいつ来るかわかりませんので、これを止めることはできませんので、町として、その起きたときの対策、これは先ほども質問が出ましたけれども、しっかりと立てていくということ、これはマニュアル化等も含めましてやってまいりたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 何年前か町長に聞いたことがあるのですけれども、町長、大変地盤に対して詳しいです。我々の下大多喜の地盤もかなりやわらかいと。それで、今地盤の沈下の調査をやっているんですけれども、たまたま中の島食堂がある反対側が一番沈下が激しいと、もう大分前の話ですけれども、そんな話がありました。

詳しいところで町長ひとつ、この大多喜町の地盤の弱いところはどこら辺があるかということ、もしわかる範囲で結構ですけれども、わかったらお願いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大変難しい質問ですね。

大体、私も地質調査会社をやっておりましたので、ある程度は千葉県の地層というのはもう大体わかってはおります。

しかしながら大多喜町は、この旧の大多喜、これを起点に、いわゆる老川のほうに向かってどんどん上がっていつているわけですね。この20メートル前後の海拔から180メートルぐ

らの海拔までずっとなだらかに上がっているんですが、やはり地盤的に弱いという考え方は、今、野村議員のご質問でございますが、やはり、いわゆる総元から老川にかけては、結構、地層的にはかたいんですね。で、やはり一番軟弱というのは、上瀑地域がそういう面では多分ご指摘のとおりだと思います。ですから、この旧の大多喜の市街地も含めまして、この辺はやはり軟弱地盤かなと。私の経験の中で、その地層図を見ていた中で、そんな感じを覚えています。

○5番（野村賢一君） ありがとうございます。

次に、大きな地震が発生したときに、大多喜町の庁舎は町の災害対策でも何でも、司令塔になるわけなんですけれども、その司令塔は本当に大丈夫なのかということで質問したいと思います。

けさほど、総務課長からですかね、報告の中で大多喜町の一般会計の繰越明許費の繰越計算書で、消防費の中で、地域防災対策事業で67万2,000円ですか、自家発電のことを言っていましたね。これは、故小高芳一君が一般質問で総務課長に聞いて、総務課長は補正で対応すると、そのような話だったんですね。もう既にでき上がっているかと思うと繰越明許費で送ったと、できなかったと。そんないきさつがあったと思うんですけれども。

この自家発電というのは、当然、庁舎がおかしくなった場合、発電機ですから電気を賄うために非常に必要なことだと思います。先ほど野中さんも質問していますけれども、避難場所でも、今、消防車、消防側に、消防団はみんな持っていますけれども、今、避難場所の青年館とかコミュニティセンターとか、そういうところにはまだないと思うんですよ。そこら辺で、まず、この大多喜町の庁舎がまだでき上がったばかりで、耐震化率というんですかね、耐震がどのくらいまでもつのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、お答えしたいと思いますけれども、新しい庁舎と、今、こちらの中庁舎……

（「両方お願いします」の声あり）

○総務課長（加曾利英男君） 両方でよろしいですか。まず、新しい庁舎ですけれども、これは構造を担当した設計者に確認をしましたけれども、簡単に申し上げますと、大地震後、補修することなく建物を使用できることを目標として設計しておりますと。

（「もう一度お願いします」の声あり）

○総務課長（加曾利英男君） 大地震ですね、大地震後に建物は要するに壊れないと。補修す



ることなく建物を使用できることを目標に設計がしてあるということです。

この中庁舎は古い建物ですので、同じく大地震後ですと、大きな補修をすることなく使用できることを目標にしているということで、この建物については、補修がある程度必要なくらい壊れる可能性がありますということで、大地震というのはどのくらいかということ、それを非常に専門的なものになってしまうので、それを簡単にかみ砕いて言いますと、震度6強から7だということです。ですから、震度6強から7の地震があっても新庁舎のほうは補修することなく使用できます。この建物は若干壊れるかもしれませんが、大きな補修をしない、軽微な補修は必要になるということでございます。

○議長（志関武良夫君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 議会中に来たら我々はちょっと危ないですね、古いほうは。今、6、7なんていうのはさらに起きていますからね、地震は。正直言いましてね。ヘルメット被ってやらなきゃいけない議会が出るかもわからない。大変な地震、来ると思いますけれども。

今、庁舎の司令塔として大丈夫かなということで、県内の実際の耐震化率というのは、78.7パーセント、これは2014年度だそうです、にとどまっているということで、避難所となる学校などは93.2パーセント、県内の住宅の推計の耐震化率も84パーセントということで、実際の庁舎の耐震化率が非常に低いということ。

また、今回の、皆さんご存じかと思えますけれども、熊本の大地震で、宇土の市役所ですかね、あれはもの見事に損壊しちゃって、機能ができなかったということで。あれは震度6強の地震で倒壊のおそれがあると。今課長が言ったようなことで、この庁舎は震度6の地震でも大丈夫だということでされていたそうですけれども、テレビなどを見ると、物の見事に倒壊しちゃっていますね。

想定外の大地震が発生して、ここで一番問題なのは、役場の司令塔として、やっぱり職員の人たちが、いろんな業務のほうで途切れることが出てくると思うんですよ。そのとき、あらかじめ代替施設とか、BCPというんですか、業務継続計画について作成してあるのかどうか、まず、伺います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 業務継続計画については、現在作成中でございます。

（「作成中」の声あり）

○総務課長（加曾利英男君） はい。

○5 番（野村賢一君） もう1点、代替施設、何か答弁。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 町の防災計画ですと、まず、庁舎が使えなくなった場合には、順番が決めてありますけれども、中央公民館ですね、あと、上瀑ふれあいセンター、海洋センター、そういう順で災害本部の場所を移すというようなことを規定しております。

○5番（野村賢一君） もう一回すみません。もう一度。最近耳が悪いので。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず役場ですね、役場がだめになった場合には中央公民館です。その次は上瀑ふれあいセンターあるいは海洋センターです。そういう順で、本部を移していくというようなことになります。

○5番（野村賢一君） ありがとうございます。

今、策定中ということでございますけれども、熊本県のこの前の地震で、策定してあるところとしていないところの、終わった後の罹災証明とかいろいろな事務的なことで、非常に差が出ていると。そういうことで、なるべく早く、大多喜町でも計画したほうがよろしいんじゃないかと。町長どうですかね、これ。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それは議員さんのおっしゃるとおりで、他の事例を見ますと、そういう事例を見ながら、やっぱり我々はそこをしっかりと補正していかなければいけないと思っています。ですから、過去の東日本大震災、また、今度の熊本も含めまして、そういった事例の中で問題点を洗い直しまして、そこは大多喜町として、しっかりと補強していければと思っています。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 今、代替施設のことを聞きましたけれども、今度は責任者というか、例えば町長が不在になったときとか、そういう順番の、次は副町長とかいろいろありますね。その順番というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、災害対策本部長は町長ですけれども、町長が欠けた場合は副町長、教育長、そういう順になります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 町長が不在のときは副町長、副町長の次は教育長、教育長の次は総務

課長ということによろしいんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 総務課長は災害対策本部の事務局になっておりますので、ですから、そういう3人欠けた場合は、そういうことになるかもわかりませんが、ちなみに私の後は会計室長、議会事務局長が代行するようになっています。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 東日本大震災というのは、私もちょうど車で京葉道路をおりたばかりのところで、車の運転ができないほど横ぶれしちゃって、すごい地震だったですね。茂原まで帰ってきたら、また茂原でも2発目の大きな地震がありました。特に沿岸部の津波ですね。津波などは本当に、東日本大震災で関心が集まっておるのですけれども、大多喜町あたりは津波は心配ないのですけれども、直下型地震のほうは大変心配するところがございます。

熊本地震で一番露呈したということは、熊本は、もともと九州というところは、台風とか水害に力を入れてのいろいろな対策は練ってあったけれども、地震に対してはそれこそなかったということで、今回大きな被害が出たというのは、耐震化は、地震に対しての対策はですね、やっぱり台風とか水害のほうに力を入れていたんじゃないかと、そのようなことがメディアで言われておりました。

当町でも、庁舎の耐震性と、そして、もし、そのほかに、けが人が出たときの病院ですよね、病院のほうの耐震はどのようになっているか、わかる次第で結構ですから教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（志関武良夫君） 野村君に申し上げます。持ち時間があと3分。

○5番（野村賢一君） はい。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 病院の耐震性、ちょっと今、資料がございませんので、後ほどよろしいでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 後でよろしく申し上げます。

それと、いざというときに、夷隅郡市、2市2町の横のつながり、連絡というのは、応援協定とかそういうものはできているのでしょうか、災害に対して。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 災害に関して応援協定はできております。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） あとはまたあしたやらさせていただきますので、これで終わりにします。

○議長（志関武良夫君） 以上で、野村君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 根 本 年 生 君

○議長（志関武良夫君） 次に、1番根本年生君の一般質問を行います。

○1番（根本年生君） それでは、一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問は、全ての職員が働きやすい職場環境を目指してということで、忌憚のない意見交換をさせていただければと思います。

ここ何年かの地方分権によって、地方公務員の働き方は大きく様変わりしました。それは皆さんは十分承知していると思います。今までのやり方じゃなくて、地方は地方で自立なさいと、そういった国の方針が、重要なこととして位置づけられています。その中で、現状に合わせた形で、職場の働き方、それをつくらなければいけないと思っております。

現在では働き方も多様化しています。父子家庭、母子家庭あるいは介護を抱えている職員の方もいるでしょう。以前は地元の出身の職員の方が多かったかもわからないけれども、最近では他の市町村あるいは近隣じゃなくて遠くの方々の職員も多い。あるいは家族に障害を持っている方々もたくさんいると思います。その人たちが、全て生き生きとして働ける環境づくり、これをつくらなければ、今、大多喜町が抱えているいろいろな難局を乗り越えることはできない。いろいろな事業を行っているけれども、それを円滑に進めるためには、職場が一体となってやり遂げる必要がある。町長も盛んに言いますように、原動力は人なんです。組織の動力は人間、職員そのものですから、その方々が生き生きと働けるような環境づくりを進めるべきだと思います。

その中で、いろいろ先ほど言いましたように多様化している中で、今回、その第一歩として、大多喜町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を、町のほうで作成いたしました。その件について伺いたいと思います。

まず、全ての職員が生き生きと働くことができる職場とは、どのような職場であるとお考えか。また、そのような職場になっていると思われませんか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） お答えしますけれども、全ての職員が生き生きと働くことがで

きる職場とはどういうことかということですが、それぞれの職場によって若干異なるのではないかなと思いますけれども、役場を一つの職場として考えた場合、まず、財政的に基盤が安定していることが挙げられるのではないかなと思います。次に、適正な人事評価や定期的な人事異動。また、研修などが連携した人材育成が行われていること。勤務に見合った処遇がされていること。ワークライフバランスが保たれていること。組織内のコミュニケーションがとれていることなどが考えられます。

また、今そうなっているかというようなご質問でございますけれども、全ての職員が生き生きと働くことができる職場というのは、職員ごとに受け取り方はさまざまだと思いますので、ここでそうなっているかどうかというような回答は非常に難しいのではないかなというふうに思います。また、そういう職場になるように職員全員が努力することが必要だと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私もまだ1期目で、十分皆様の仕事の内容を把握しているわけではありませんけれども、役場の中を見ていて、申しわけないけれども、高いモラルやモチベーションを持って一生懸命やっている部署・職員と、そうではないような部署・職員の方が見受けられるような気がしてなりません。業務が特定の職場に集中して、特定の職員にしわ寄せがいつているようなことはありませんか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 限られた職員数ですので、その業務に見合った配置はしているつもりですが、ただ、時期的な仕事ですとか、例えば、今年度に限った仕事とか、そういう仕事は当然入ってくることはありますので、一時的に特定の部署が多忙になるというようなことはあると思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） よく、たまに異動の時期になると、何でこんなところに来ちゃったんだろうとか、もっとここにいたかったのだけれどもというような不平不満が聞こえてくると、なかなか業務がスムーズにいかないと思いますので、どこに行っても高いモラルとモチベーションを持てるような職場づくりを目指していただきたいと思います。

次に行きます。まず、その点から言って、前回の一般質問のときにも私は言いましたけれども、一般行政職の女性の割合が非常に低い。50歳代はゼロですね。一人おいでになったのですけれども、一番上の女性の方もやめてしまいました。

係長職になると退職を考える傾向にあり、その時点でもうやめるという判断をなされて、その結果、管理職に納まる人数はゼロです。このような状況は異常であると思われます。やはり夢を抱いて大多喜町の職員になったのは、男も女も同じだと思うんですよ。一生懸命学校で勉強して、自分の目指すものを一生懸命やってきて、それで道半ばじゃないけれども、退職してしまう。そういったことは非常に残念であり、大多喜町の大きな損失であると思われます。今このような状況をどのように捉えていますか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 女性の職員の割合が非常に低いということですが、本年の4月1日現在ですと、専門職を除いた一般行政職の中の女性の割合は18パーセントというようなことで、非常に少なくなっております。

ご指摘のとおり、女性の管理職はおりませんで、ただ、職員の採用に関しましては、過去3年間の一般行政職の職員を見ますと、女性の方は32パーセント採用していますので、それがだんだん年がたつに従って、今現在18パーセントなので、減ってくるのではないかなというふうに考えております。

その理由はいろいろあるかと思いますが、実際、中途退職の理由というのは非常に難しいということで、書類としてわかる範囲であれば、例えば家庭の都合ですとか、一身上の理由というようなことしか表面上はわかりませんので、その実際がどうかということは、非常にまた、個人情報もあるでしょうし、探っていくのは難しいというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私が言ったのは、50歳以上の女性がゼロで、管理職がゼロである。このような状況をどのように考えているかと、異常ではないかと私は思うのですけれども、男女半分ずついるわけですから。要はそれをどのように考えているかと、今の状況をですね。それをお聞きしたいんです。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） やはり男女それぞれほとんど同じ数がいるわけですから、女性の職員の管理職がいるほうが好ましいのではないかなというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですからそれを何とか解決しなければいけないと思っております。

それで、大多喜町もこれから少子化になってきます。少子化になった後、大多喜町をどのように活力のある町にしていくかということ、人が足りなければ外国人を入れるか、あるいは

今、女性の職員を初め女性の方々の活力を生かして大多喜町を活性化するしかないんじゃないかと、そのために国も一生懸命やっていると思うんです。

だからぜひ、女性の活躍を推進して、大多喜町の将来が明るいものになるように努めていただければと思います。

続いて、先ほどの特定事業主行動計画の中で、毎月開催される課長会議において、本計画の実施状況、達成状況の点検、評価等について協議するとあります。課長会議も何回かもう開かれたときいています。どのような内容が話し合われましたか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ご質問の内容は、町の特定事業主行動計画の中に書かれているものだと思いますけれども、これに関しましては、特定事業主行動計画に書かれた項目を推進していく中で、例えば数値的な目標もございますので、その達成の状況とか評価について協議をしていくというようなことで、既にある程度の推進していった結果について協議することですので、当初協議したというようなことではございません。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ちょっとうまくニュアンスが伝わっていなかったかと思います。これは3月15日にできました。その後、課長会議は何回か開かれていると思います。この文面を見ると、課長会議の際、この特定事業主行動計画を推進するために、具体的にどのような内容が話し合われたのか、それとも一切話し合われていないのか、話し合われたとしたら、どのような内容が話されたのか教えてくださいと言っているんです。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 課長会議は毎月開催しておりますので、もう既に3回開催しておりますけれども、その中でこの特定事業主行動計画に関して協議はしておりません。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それはなぜですか。大事なことだと思いますよ。皆さんの認識が薄いんじゃないですか。これはきょう、あしたにできるものじゃないと思っていますよ。2年、3年かかるとしています。だからといって先延ばしにするんじゃなくて、すぐできるものは別に話し合わなくてもいいけれども、2年、3年かかるものは少しずつでも進めていかなきゃいけない。先ほど言いましたように女性が活躍することが大多喜町の活性につながるとしています。なぜ話し合わないんですか。ほかの人からもそういった意見は出ないのですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 確かにこれも非常に重要なことだと思いますけれども、やはり課長会議といいますと、全課長が集まっているいろいろな協議をする、年度当初ですと年度の目標ですとか、また、いろいろな問題に対しての協議をするということで、確かにこれも重要なものですが、それについては課長会議での協議はしていません。

ただ、この内容については、既にホームページでももちろん公表をしておりますし、職員にも十分、内容としては伝わっているというようなことで、今後また必要があれば、もちろん協議はしていくというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 必要があれば協議するということですが、せっかくこういった行動計画をつくって、皆さんも女性の活躍は非常に大事だという認識は同じだと思うんです。それが大多喜町の活性化につながるということも皆さん重々承知していると思います。なぜそれをやらないのか。もし、次の課長会議で具体的にいろんな案とか話し合われるんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 次の課長会議は、まだその日程等も決まっておきませんので何とも申し上げられませんが、ただ、この中に決まっていることと、例えば職員の採用関係ですとか、先ほど質問の中にありました女性の例えば係長相当職以上の率ですとか、係長の女性職員の割合ですとか、そういうことが比較的が多いということで、全体で協議していく内容としましては、例えば早期退庁を奨励するとか、年次休暇の取得、あと夏季休暇の日数をふやす。そういうものが全体で協議していくものかと思いますが、それはこれまでもそういうような形で進めておりますので、特にこれを今後こういう目標を定めてはつきりしていくというのはちょっと今のところ余り必要ではないのかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今の答弁を聞いていると、これは余り必要じゃないので課長会議では話し合わないということでしたけれども、それでいいのですかね。多くの女性の方々が夢を持って勤めて、一生懸命働いて、これから活躍するといふときに退職してしまう。何かちょっと認識が違うような気がするのですが、町長どうですか。

○議長（志関武良夫君） 飯島町長。

○町長（飯島勝美君） 女性の管理職については、確かに今、現状は低いことは確かです。た



だ、これは長年採用してきている関係でありまして、すぐそこだけをふやすということはなかなか難しいわけですよ。ですから先ほど課長の答弁でもありましたように、今は採用の中でそういう枠をどんどんふやしております。ですからこれは2年、3年で変わるものではないわけでございます。ですから時間をかけてこれはしっかりとやっていきたいと思えます。

また、職場の環境につきましては、別に課長会議云々というお話もありますけれども、それぞれ個々の所管課の中でもしっかりと話し合っていていただいておりますし、そういった問題はやはりこちらに最終的には上がってきますので、所管課の中で問題があれば、間違いなくそういうことで課長会議に挙げると思えます。常に課長会議の中でも、最後に各課で何か問題点があれば提案してくださいということも必ず出しております。

ですから、所管課のいろいろな課題については、必ず課長会議の最後にそういう問題は出されますので、この問題を全て課長会議で統一するのではなくて、役所にもいろいろ事業がございますので、それぞれできるところはやはり所管課の中で進めていく、そして問題が出れば、最終的には課長会議という形になろうかと思えますので、そういうことは決して手を抜いているわけではないということでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 申しわけないですけれども、今の答弁を聞いていると何かこれを余り推進したくないというか、何かそのような感じを受けてしょうがないです。これは本当に進めていただいて、女性の職員の方々が本当に定年まで働けるように、ぜひしていただきたいと思えます。

続いて、この計画の中に、女性の活躍する状況を把握し、改善すべき事情については分析を行ったと書いてあります。その分析結果はどのようなものでしたか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 分析結果ということで、幾つかございますけれども、まず、採用段階ですと、採用時に占める女性の割合というのは、先ほど一般行政職について申し上げましたけれども、全体でいいますと過去3年間で女性のほうが多いんですね。約61パーセントを女性が占めております。あと、役職に占めるといいますか、その女性の割合となりますと、係長以上ですね、係長、課長補佐、課長の中で女性の職員というのは5名ということで、これは率としては非常に低いというようなことになっています。

あと、中途退職者の中で職員全体に占める割合というのがあるのですが、それを比べてみ

ますと、男性と女性はやはり女性のほうが率としては倍以上多いということで、女性の中途退職者が多いということがわかっております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私が言っていた分析結果とは、そういった数字的なものじゃなくて、女性が早くやめてしまうのには、職場内に何らかの女性が働けない環境があるのじゃないんですかと。そのような環境を分析して、もし役場のほうに女性が働きにくい、途中で退職してしまうような環境があるのであれば改善しなくちゃいけない。そのためには、なぜかということ进行分析したのかということでは、言っているんです。

ですから普通であれば定年まで男女同じく勤めるはずですよ、普通であれば。それを途中でやめちゃうということは、何らかの環境、職場の中に女性が働きづらい何かの環境があるのじゃないんですか。その理由を分析しましたか。その理由を分析しない限り改善策がとれないと思っておりますので、その分析をしたかと、具体的な案で。

課長が、いや女性が働けるような職場づくりが完璧にできているんだと、やめるのは女性が勝手にやめていくのであって、続けようと思えば続けられるのだと、そういったことなのか、それとも、やめるのですから何らかの私は理由があると思うんです。その辺を真摯に考えてあげる必要があるのじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 女性の中途退職者の場合ですが、全員ではございませんけれども、理由についてヒアリングを去年もしました。しましたけれども、やはり本来の理由というのはなかなか明かしてくれないことが多いというふうに感じました。ですから書類上はやはり一身上の都合というふうになるわけですがけれども、その中をいろいろ探ってみますと、あとは家庭の事情であるかもしれないし、本人の体調あるいはその家族の体調、子供のこと、または経済的なこと、いろいろなことがあると思えますので、そこまで探っていきますと、これは非常に探っていくことは難しいのではないかなというふうに思います。

ただ、一般的に考えまして、ある程度の年齢に達しますと、例えば家族の看護・介護あるいは仕事の非常にかかる重圧といいますか、そういうものがハードになってくるというようなこともあるのではないかなと。あと職員一人当たりにかかる負担も、職員数を徐々に減らしております。かといって仕事が少なくなるかというところではないというようなことで、そういうこともあるのではないかなと。あとは本当に想像の段階になってしまいま

すけれども、そういうことをちょっと感じております。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 私もう今、社長をやめましたけれども、社長をやっていたときは、1 人の職員がやめるとなると非常にショックだったんですよ。職場の環境が悪かったのじゃなからうか、社長としての資質に欠けるんじやなからうか、20歳ぐらいの若いときに入ってきて、30、40になってやめられると、自分自身が情けなくなってくるというか、本当に自分に非があるんじやなからうか、職場の環境に非があるんじやなからうか、それを一生懸命考えると思うんですよ。だからその辺を改善していかないと、やはり20歳で入ったからには60まで勤めてもらうというのが、本当に楽しく働いてもらうことが、いろいろな事業を行うに当たっても重要だと思います。

さっき言ったように、個人情報関係などでなかなか立ち入れないというけれども、管理職の皆さんの一番の能力はマネジメント力だと思うのですよね。いかに職員の一人一人の方に一生懸命、モチベーション高く働いてもらえるのか、ふだんのコミュニケーション力、これによって多くの方が楽しく働けるようになると思うのです。その辺で多くの管理者の方には、一人一人の職員の状況を把握して、職員によってもいろんな方がいるでしょうから、その方に応じた対応をしていくと。

ある人には強く言ったらまずいとか、ある人にはこういうふうに言ったほうがいいのか、その辺のマネジメント力を磨いていただいて、先ほど、個人情報だからといって何も突っ込む必要はないんですよ。だからその辺をやめた理由を分析して、次にそういった人を出さない。そういった努力が大切だと思います。

総務課長ばかり聞いて申しわけないけれども、今の管理職の方々にマネジメント力、コミュニケーション力、十分だと思われますか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 答えは非常に難しいのですが、そういうマネジメントの研修も進めておりますので、それがなかなか人の心をつかむというか、それは本当に一番大変なことだと思いますので、それができているかと言われますと、非常に答えに窮しますが、ほぼできているのではないかなというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ぜひ、努力していただきたいと思います。昔は公務員の方というと、公僕と言われて、公僕と言われることはいろいろ語弊があるかどうか分からないけれども、

自分の身を粉にして一生懸命社会のために働くと、そういったことによって町民とか社会から非常に厚い信頼関係を得ていたと思うのです。

しかし最近では、自分の予算の執行のためというのですかね、自分が行っている事業のためというのですかね、何かそっちのほうに没頭してしまって、町民のためとかということが、何か薄らいでいるような気が非常にしてならないので、その辺も含めて、町民のためになるような職員であってほしいと思います。

続いて、女性の採用割合を50パーセント以上に維持するとある。これは当然そのような形で今やっているということでしたので、それと同時に、二人に一人、入った女性が早期退職せずに、長期、定年まで働けるようにするにはどのような改善策が必要だと思いますか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 女性職員が定年まで働けるためにということですがけれども、女性職員が、例えば、妊娠・出産・育児、そういうものを原因として退職することがないようにすることが重要ではないかなと思います。

具体的には、産前・産後休暇取得、これは法的に決まっているものですがもちろんですがけれども、例えば、育児休業や育児部分休業、また、長時間労働の是正などを推進していくことが必要ではないかなというふうに思います。

今現在、女性職員ですと育児休業というのは、ほぼ、出産のタイミングにもよりますがけれども、年度の切りかわりまで、大体1年かそれ以上とる方が100パーセントでございます。現在、そのほかに育児の部分休業という制度がございますけれども、そういう制度を利用して、例えば夕方1時間早く退庁するとか、そういうことをとっている職員もおります。そういうものをできるだけ取得しやすいといいますか、今後も全員が取得できるようにしていきたいと。

あと、そのほかに、家庭生活においても固定的な役割分担を改めて、男性も育児・家事・介護等へ参加することが必要ではないかなというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 根本君に申し上げます。

持ち時間あと5分となります。簡潔にお願いします。

○1番（根本年生君） それで、早期退職して、50前後で退職する方が多いのですけれども、それとこの間私、ちょっと本を読ませていただいたときに、50ぐらいになると、男女ともそうですけれども、更年期を迎えまして、女性の場合には特に更年期の障害というのが、個人差もあるでしょうけれども、顕著にあらわれてくると。そういった男性に比べて女性の体とい

うのは複雑にできていると思うんですよ、若いときからいろいろな面ですね。

その辺の女性の体の仕組みというのですか、その辺も管理職の方としては、十分研修等を受けて認知されていると思うけれども、女性が今どういった状況なのかということ把握する必要があると思いますけれども、その辺の研修とか、皆さん女性の体はこうなんだということは、別に言う必要はないですよ、ただ自分の中に認識としてする必要があると思うけれども、その辺はどうですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今現在そういう研修は、ごく一部、全員が受けているということではないと思いますが、受けている職員もいると思います。あと、町のほうで産業医の先生がいますので、ですから今ちょうどいいお話をお聞きしましたので、産業医の先生に相談して、衛生委員会というのを開きますので、その中でまたアドバイスしていただくようにしていきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですからちょうど50ぐらいで、これから役職、管理職になろうというときに、女性の方は多分、何人かの方はそういうことで悩む方もいらっしゃると思いますので、その辺は、先ほど言ったマネジメント力、コミュニケーション力を使って、そういったことが少しでも和らげるような形とか、一部に過ぎませんが、心がければ何かできるのじゃなかろうかと思っています。

続いて、大多喜町共同参画推進計画と、この特定事業主行動計画、これは目的が同じなんです。職員の個々の能力を十分発揮できるような環境をつくるということで、目的は同じなんです。男女共同参画も、男の人たちの、これからいろんなことに参画してもらう量をふやしましょうよということじゃないでしょう。女性の参画してもらう量をふやしましょうよということでしょうから、これを何か別々の部署で、目的が同じものをなぜ別々の、何か今度聞きましたら、生涯学習課に移ったということですが、なぜ同じ目的で同じ理念のものを別々の部署でやるのか。

よく二重行政と言われますよね。同じ目的で同じ理念のものは一つの部署でやったらいいじゃないですか。なぜこれをわざわざ2つに分けて、わざわざ経費をかけて、担当者も別にしてやるんですか。これは一緒にやるべきでしょう。どうですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） お答えしますけれども、特定事業主行動計画は、これは役場を

一つの事業体としてつくっているものですね。ですから本来であれば企業もつくらなくちゃいけないですね。大きな企業じゃなければ義務ではないのですが、人数が一定以下の会社でも、それは努力目標ですから本当はつくらなくちゃいけないですね。

ただ、これはたまたま特定事業主行動計画は、大多喜町役場を一つの職場としての計画です。これに対しまして、男女共同参画計画というのは、大多喜町全部といいますか、その中でやっていく。例えば民間とっては失礼ですけども、役場以外の一般の企業とか、それぞれのいろんな町民の方、そういうものを巻き込んでやっていくというのが男女共同参画計画です。

ですからその中で、生涯学習のほうが例えば総務課でそれを持っているより、生涯学習の中で取り組んで、社会教育、そういうものも実施しておりますので、そういう中でやっていくほうが効率的ではないかなということで、今回総務課のほうから生涯学習課のほうに分掌を移させていただきました。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） これはぜひ一緒にやっていただいて、町のことだからといって、町全体のことで、女性の活躍は町で推進するんだよ、男女共同参画は町が主体的になってやるんだよということですから、ぜひ一つになってもらいたいと思います。

最後の質問になります。

今まで女性の活躍も含めて、やはりこれは町長の職員に向けての明確なメッセージ、徹底的に女性を活躍させるんだよ、働きやすい職場をつくるんだよというメッセージを、徹底的に方針を貫いて、職員の方々にその意識を持ってもらう。今、すみません私、答弁を聞いて、まだそういった意識が薄いんじゃないかと、これはやる気にならなきゃできないですよ。だから町長がその辺を明確なメッセージを職員に対して発してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 根本君に申し上げます。

申し合わせ時間が来ましたので、速やかに……

○1番（根本年生君） 町長の答弁だけいいですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これはですね、職場はやはり男女平等ですから、そこだけを強調することではなくて、もちろん共同ですから、平等に扱うところがございますけれども、日ごろから女性の方にも管理職を目指して頑張れということは常に職員の皆さんにも言っております。

す。

しかし、先ほど課長がいろいろ答弁しておりますように、なかなか、その人その人によって事情があるわけですね。ですから先ほど根本議員も自分の会社でやめられたというお話もありますけれども、それは私だって当時会社をやっていたときにはそういう、人の入れかわりというのは常に経験しております。これはなかなか答えが一つではないのですよね。

ですから、ただ、今おっしゃりますように、常に女性にも道が開けているということは、これからもやはり皆さんに周知をしてやっていくと。やはり平等であるということがまず前提でありますけれども、女性にもその道が開けているということは、常に課長会議の中でもお話をしてみたいと思います。

○1番(根本年生君) すみませんでした。

○議長(志関武良夫君) これにて、根本年生君の一般質問を終了します。

ここで10分間の休憩をとります。2時10分からの再開とします。

(午後 2時02分)

---

○議長(志関武良夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時12分)

---

◇ 山 田 久 子 君

○議長(志関武良夫君) 次に、10番山田久子君の一般質問をお願いします。

10番山田久子君。

○10番(山田久子君) 10番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問に先立ちまして、4月に発生いたしました、九州熊本地震でお亡くなりになられた方々のご冥福と、被災をされました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

本日は、雇用対策について質問をさせていただきます。

町の人口減少が憂慮される中、地方創生の実現には、現役世代の地方定住・移住をどう進めるかということが大切になってきていると思います。国土交通省が公開している最新の白書では、若者の地方への関心増加を指摘、経済一辺倒の豊かさではなく、自然や地域との触れ合いを大切にする生き方が求められており、田園回帰と呼ばれるように、地域を志向し、

地域を大切にしたいという若者もふえてきているという、このように記しているようでございます。その証拠に、2005年調査と14年調査を比較しますと、30代の農山村漁村への定住願望は、17.0パーセントから32.7パーセントに増加をしているようです。しかしながら、現役世代の町民のお声は、働く場がない、子供も仕事があれば大多喜町に戻りたいと言っているが、子育てをしながら生活ができる収入が得られればなど、町に住み生活をするための仕事がないというものです。

一方、退職後の世代の方々からも、年金受給開始年齢の引き上げや、年金での生活の難しさ、また、まだまだ元気などの理由で働ける場所があればとのお声もいただいております。働く場所、仕事の創出は、本町に住み続けていただくために大きなウエートを占めていると考えるものでございます。

そこで、本町では、町民の雇用と生活を守るため、どのような取り組みを考え、実施をしているのかお伺いをいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町民の雇用と生活を守るための取り組みということでございます。

町の総合計画にも記載をさせていただいておりますけれども、企業等の町内への立地や規模拡大を促進する、各種の産業支援施策を推進しまして、雇用機会の確保を図るほか、ハローワークや町内の事業者、商工団体、さらには近隣自治体等の連携のもと、求人情報の収集、さらに情報提供や事業者への採用活動の支援等、これを行いまして、地元就職やUターン・Iターン・Jターン、このようなものを促進したいというふうに考えております。

町の総合戦略におきましては、具体的な施策というところでございますけれども、空き家等を活用しました企業支援、さらに施設園芸農業者の支援事業、さらには旧上瀑小学校の活用事業、青年就農者確保育成事業、企業誘致の雇用促進事業、農業生産法人等の誘致事業等のもろもろの施策を記載してございますけれども、この推進に当たりたいと考えております。

また、町の広報紙ですね、こちらのほうにも、企業さんからの求人情報、掲載の要請がございましたら、掲載をさせていただいておるようなところでございます。また、大多喜町の商工会でございますけれども、商業・工業・観光・金融・経営状況等の振興に寄与する事業展開がございまして、その点についての運営費のほうの補助、こちらのほうの支援交付をしておる状況でございます。

以上です。



○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、るるお話をいただきましたが、実際にその中で活用していただいているもの、実際に動いていただいているもの、そういったものはどういったものがございませうでしょうか。文言だけじゃなくて事実として実施をしていただいているもの、動いていただいているもの、そういったものはどういったものがございませうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 実際に動いているというものでございませうけれども、現在、確実に動いているのは、旧上瀑小学校ですね、こちらについてはスモールキッチン、家庭科室を使いまして、スモールキッチンということで現在使っていただいております。さらに、空き家等の支援事業につきましても、現在ご相談をいただいているところもございませう。あと各種の施設園芸等ですね、こちらにつきましても、起業者、また、青年就農者等につきましても、相談があった時点で対応をしてみたいというふうを考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今の旧上瀑小学校のスモールキッチンのお話をいただきました。スモールキッチンでは、B級の野菜等を使いまして地元の産品をつかって、またそれを販売をするような形で学校を活用していきたいというような、そういうような認識で私は捉えさせていただいたのですが、どうも何か話を聞きますと学校での販売ができるとかできないとかといううわさがあるのですが、この辺は事実としてどうなんですか。

学校での販売が、子育て支援課さん関係の状況との兼ね合いで、防犯の問題からできないといううわさがちょっとあるんですけども、その辺の事実関係というのはどうなんですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） スモールキッチン、旧上瀑小学校での販売ということでしょうか。

○10番（山田久子君） そうです、学校施設。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 施設で。

契約の内容を、申しわけございませう、ちょっと手元に資料がございませうので、今何とも言えませうけれども、調べさせていただければと思います。ただ、最初のお話ですと、そこで先ほど議員さんが言われたように、B級、C級ですか、その食材を集めて、それでお弁当等の食材をつくり、それで販売という形でお話のほうは伺ってございました。ただ、施設で

の販売というのは契約を見てみないとわかりません。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、その辺はもしかすると私が考えた認識とちょっとずれがあるのかもわかりませんので、またわかりましたらお願いをしたいと思います。

それと、大多喜町では、大多喜町地域雇用創出基金条例というのがあるかと思います。平成26年度決算残高で4,000万円ほどあるかと思うんですけども、町ではこの条例を用いた雇用創出の取り組みというの行われているのでしょうか。実施されているとしましたら、どのような事業に使われ、そしてその事業が現在どのような状況になっているのかお伺いしたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 申しわけございません、もう一度、すみません、ちょっと聞き漏らしてしまいました。

○10番（山田久子君） 大多喜町地域雇用創出基金条例というものがございまして、そこには雇用創出維持につながる地域の実情に応じた事業を実施するため、大多喜町基金条例を設置するというものなんですね。ですからこれによって、町は何かしらのそういった取り組みをされているのではないかと私は思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 大変申しわけございません。担当課長として勉強不足のところがございます。調べさせていただきまして、後日回答させていただきたいと思います。申しわけございません。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしく願いいたします。

せっかく多分、先輩たちがそのときに、町の創出ということでこういった基金条例をつくってくださったのだと思います。残高として4,000万円ほどあるということがございますので、今まさにこういったものが活用できるのであれば、こういったものを活用しながらも、雇用の創出のために使っていただくことをもう一度検討していただくことができれば、有難いのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次でございましてけれども、本町には高速バスが通っております。高速バスを利用してどのような通勤の仕方ができるのか、具体的な事例や参考事例を紹介していただくことも、大多喜町から通勤のできる仕事先を探す際の参考になるのではないかと考えますけれども、この

点、どのように思われますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 具体事例というところがございますけれども、たしか現在、東京まで、都内までご通勤されている方がいらっしゃるというふうに私のほうでは聞いておるんですけども、その方は朝一番かもしくは時間にもよるでしょうけれども、高速バスに朝乗りまして、それで都内まで通勤ということで。バスの中では座って、例えば品川行き、直行便であればそのまま座って目的地まで着けると。

その中で1時間ぐらいの時間がございますので、バスの中でできる、例えば仕事、パソコンでもそういうものをやっている。また、1時間ほどの休憩もとれると、そういうお話を聞いておりますので、そういう事例を交えながら、都内まで通勤できる、そういうような情報発信を考えさせていただければなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

今、課長から、実際に活用されている方のお声もお聞きしたわけですけども、もっと具体例ですね、高速バスが今、大多喜町では2ルート走っていると思います。また、場合によってはほかのところへ車で行った場合に、そこからまた高速バスに乗っていくというような勤め方もできると思います。

本来であれば大多喜町から乗って行ってもらいたいわけですけども、具体的に、例えば朝は品川便に乗るとか、夜は東京便で帰ってくることができるとか、場合によっては、鶴舞から活用することができるとか、いろんなそういう方法をまた提示をさせていただいて考えていただきながら、かつ大多喜からの発車の便をできるだけ使っていただくような形の具体的にさまざまな活用の仕方なども考えて発信をさせていただくことによって、利用者の方も、こういうふうに使えば行けるねとか、これであれば東京へ勤められるねとかという形にもなってくると思うのですね。

ですからそういった具体例、そういったものの提示もお願いをすることができればと思います。これは結構です。答弁していただけますか。よろしくお願いたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） ご提案がございましたように、さまざまな場面があると思います。これを関係課、企画財政課のほうとも協議させていただき、利用促進、こういうところで今現在、大多喜町動いておりますので、情報発信、利用ですね、そういうところで情報

発信していきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） すみません、高速バスのほうの担当でございますけれども、この高速バスの目的の一つとして、やはり雇用の場所の確保ということでも考えております。

やはり今、若い人がいろいろな職種につきたがっているけれども、なかなか自分に合う職種がこの辺にないというようなものもございます。ところがアクアラインを越えて都心のほうへ行けば、いろいろな仕事がほとんどそろっているといっても過言ではないと思います。

そういう中で、やはり高速バスを利用した情報発信をしながら、例えば通われている方にモデルコース的なものを出していただいたり、あるいはこの前、移住という関係でパンフレットをつくりましたけれども、それにもやはり利用されている方、こういう形で今やっていますよというようなものを載せていただいております。

やはりそういう情報発信を少しずつでもいろいろな形でしていくということが非常に大切なものだと思いますので、関係課と一緒に、その辺については努力していきたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしくお願ひいたします。

次に、高齢者雇用ということでお話をさせていただきます。

本町にもシルバー人材センターがございますが、ある資料によると、シルバー人材センターは、就労を通じて生きがいを持ってもらうのが主な目的のため、月10日程度または週20時間程度という制限があり、会員が報酬として受け取れる配分金の平均は、月4万円に届きません。これに対し、会員からは、より長く就労したいという声が高まっているとありました。本町でも同じようなお声を伺います。

このたびの法改正で、派遣と職業紹介に限って、週40時間までの就労が可能になるなどの要件が緩和されたようです。これに伴い、派遣など、雇用者として週20時間以上働き、31日以上の雇用の見込みがある場合は、雇用保険にも加入することになるようです。現在は65歳までのようですが、来年1月からは65歳以上も対象になるようです。介護や農作業など、人手不足の場では、高齢者のお手伝いをいただくことも可能ではないかと考えます。また、今後町で企業を誘致していただく場合なども、シルバー人材センターを通し、高齢者の仕事を考えていただくこともできるのではないかと考えますけれども、町のお考えをお願ひいたします。

○議長（志関武良夫君） 山田君に申し上げます。

一般質問の内容が、ちょっとこちらに来ている一般質問の照会の内容と違うような気がするんですね。一般質問の内容をもう少し精査してもらいたい。

それでその中で質問してください。それでないとちょっと執行部のほうでも回答に困る点が出てくると思います。

○10番（山田久子君） わかりました。では次に行かせていただきます。

次に、役場庁舎内に大多喜町無料職業紹介所、地方版ハローワークを設置することについて質問をさせていただきます。

町民の方々の仕事がないというお声には、雇用の場がないという意味と、本人が望む内容の仕事がない、退職後や子育て中など、本人が望む働き方に対しての仕事がないという意味もあろうかと思えます。移住する場合にも、現役世代の場合は働く場は重要であると思えます。移住を成功させるためには、移住を希望する人と自治体を結びつける情報発信が重要と言われております。町のホームページ等に求人情報の一覧が掲載されていれば、自治体の施策や地域の魅力を知っていただき、検討する際に一緒に仕事も含めて考えていただくことができるのではないかと考えます。

また、窓口が庁舎内であれば、移住者のみでなく、町民の方が仕事を探す際の利便性の向上にも寄与すると思えます。子育て支援策や介護支援策あるいは福祉支援策をその場で役場職員と相談しながら仕事探しもできるのではないのでしょうか。大多喜町無料職業紹介所、地方版ハローワーク事業に取り組み、庁舎内に窓口を設けてはと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町の無料職業紹介所の開設というご質問でございます。平成28年2月19日付で、内閣府から政府方針等が示されております。実際に無料職業紹介を実施されている自治体が、県内で5市ございます。

子育てが一段落した方や、企業誘致を検討されている企業等へ、情報提供を含めました利便性の高い地方版ハローワークという現実が、今求められているということでございますので、現状では、今、大多喜町には役場庁舎内窓口を設置しまして紹介を行うということは考えておりません。

しかしながら、今後、県内の近隣自治体の動向、社会情勢等を注視いたしまして、適切に対応していきたいと思えます。またその際には、必要となります人材ですね、説明される職

員等にも資格等が必要だというお話を聞いておりますので、人材の確保、さらに設備、パソコン等が必要というお話も聞いておりますので、この整備も当然必要となってくると思われ  
ます。その部分も視野に入れまして、今後は関係部署と協議をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） まさしくそうございまして、この8月から地方版ハローワークは  
施行されます。その前に自治体における無料職業紹介所というものは既にいろんなところで  
やっているところもございまして。

過日、議員研修で行かせていただきました呂南町では、やはりこの無料職業紹介所を実施  
されておまして、ホームページで職業が閲覧できるようになっております。そして、ここ  
の担当は商工観光内とされておまして、紹介状を発行いたしますのでご相談くださいと記  
されております。非常に職業を探している方に対しては心強いのではないかと思います。私  
がお伺いしましたときには、職員2名の方が資格を取ってここを運営しているということ  
でございました。

この無料職業紹介所に関しましてちょっと調べてみましたところ、そんなに大きなお金が  
かかる、資格を取るのに講習があるようでございますけれども、税込みで1万3,000円ぐら  
いでしたでしょうか、5年ほどで再講習を受けるときで8,000円だか8,500円ぐらいとい  
うこととございました。

今、パソコンだとかそういった物が必要であるということとございましたら、先ほどの基  
金をお使いになったらいかがでしょうかと思います。大多喜町におきましては、いすみ市に  
ハローワーク、また、茂原のほうにもございますけれども、やはりそこまで足を運ぶとい  
うのは大変厳しい状況もあるかと思っております。中には車に乗れない方もいらっしゃいますので、  
町に、役場にあるということで、非常に利便性が高まるものではないかと思っております。

そして、今、近隣の状況を見てからお決めになられるということとございましたが、近隣  
の状況を見てやったのでは遅いのではないのでしょうか。仕事のあるところ、そういった情報  
の得やすいところ、またそういった自治体を中心に、先に皆さんがそちらのほうへお住まい  
になられてしまう、そういったものが考えられるのではないかと思います。本当に仕事対策  
を考えるのであれば、ここに人に住んでもらいたいというのであれば、どこよりも先駆け  
てそういったものに少しでも着手すべきではないかと思っております。

大多喜町の人口が減ってしまった一つの理由としまして、私は大多喜町というのはもとも

ここに住んで、周辺の企業にお勤めになられた方が多かったのでないかなと思っております。それが周辺の企業が撤退をしてしまったことによりまして、仕事を求めて町を出てしまった、そういう若い人たちがふえてしまったということの中で、町の今の現状があるのではないかと、このように考えております。

そういった中で、少しでも皆さんが仕事を探しやすいようにするために、町の窓口へ置いてはどうかと思いますが。再度お伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 山田君にちょっと申し上げます。

持ち時間があと5分を切りましたので、簡潔にお願いします。

○10番（山田久子君） はい。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 山田議員のご質問、確かに非常にいい取り組みかなというふうを考えております。

ただ、本町も今、いわゆる就職説明会、企業連絡会あるいは商工会ともお話ししまして、企業説明等これからやるわけでございますけれども、そのほかに、各企業とも連絡をとりまして、企業さんで人を募集している、そういう情報をいただきますと、うちのほうで広報等でも流してきているのですが、それを今、山田議員さんのお話のように、さらにまた進めていくという中では効果があるのかなとは思いますが、それはちょっとどちらがいいのか、とりあえず現在はそういう形で進めておりますので、今の意見も参考にしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私はできたら両方やっていただきたいと思います。大多喜町の町民の方は、やはり余りパソコンとかそういうの、あれで、広報なんですね。ところが若い方、そうした方たちはインターネットを見て仕事を探しておりますので、両方で活用できるような形をお願いすることができればと思っております。

そういった中で仕事がないという場合におきまして、働く場がない、それから、うまく自分の時間とマッチすることができないという、またそういった中で雇われない働き方ということで、創業という観点もあるかと思えます。そこで町としては創業支援にどのようなものを行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 創業支援ということでございます。

町では現在、空き家・空き地等を活用して開業する場合がございますけれども、その場合

につきましては、一定の要件を満たす企業者に対しまして、1件当たり150万円、これを限度に、予算の範囲内でございますけれども、助成を行って、産業を活性化し、働く場所をつくることを目指しております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） それでは、私、最後に言わせていただきますが、私は今回、お金の支援ではなくて、別の意味での精神的な支援といえますか、そういったものもお願いすることができないかと思っております。

内容としましては、企業セミナーの実施ということでございます。

一つとして、ビジネスプランの考え方について起業コンサルタントの方や中小企業診断士の方のお力をかりるといようなものでございます。また、専門分野についてのセミナー、税理士・会計士・行政書士・金融関係などでございます。また、起業家、女性起業家でも結構だと思っておりますが、そういった先輩よりの体験セミナーなどを開いていただくということも考えられるかと思えます。

また、2番目としましては、人脈や仲間づくり、ネットワークづくりへの支援など、そういった結びつきをお願いすることができないかと思えます。

また、3番目といたしまして、ロールモデルとしての先輩起業家、女性起業家の紹介など、お金の補助ということではなくて、人的な、また、人と人を結びつけるような、そういった企業支援をお願いすることができないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 女性起業の支援も含めまして、セミナー等の精神的な支援をできないかというお話でございますが、現在、町の商工会のほうで、会員以外の方も対象にしているということでございます。当然、会員の方も一緒にというお話でございますけれども、起業に関する相談、また、中小企業診断士によります、商売繁盛相談窓口という窓口もございまして、これも月1回開催を、今年度していただけるというお話を伺いました。

また、セミナーということでございますが、過去には女性も含めました起業支援のセミナーも開催したというお話を聞いております。この面もございますので、また、金融関係ですね、こちらと一緒に、大多喜町の各金融機関さん、こちらのほうにもご相談を一緒にしていただけるというお話も聞いておりますので、各対応を相談していただける体制は、やはり現在町が調整しておりますので、商工会さんのほうが一步先をいっているのかなと、そういう



認識を持っておるところでございます。

○議長（志関武良夫君） 山田君に申し上げます。

時間が来ましたので速やかに質問を終わらせてください。

○10番（山田久子君） わかりました。

商工会のほうでやっただいていてということですが、町民の皆様は商工会の方が対象という認識を強くお持ちのようでございますので、今後そういったものも含めましてご検討いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 吉 野 一 男 君

○議長（志関武良夫君） 次に、3番吉野一男君の一般質問を行います。

○3番（吉野一男君） 3番吉野一男でございます。通告に従いまして、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

ちょっと質問事項が長くなるのですけれども、とりあえず、町長並びに担当課長には、明快なる回答をよろしくお願ひしたいと思います。

第1点目は、高速バスの運行についてであります。第2点目といたしましては、ふるさと納税についてでございます。

まず、最初に高速バス運行についてをお伺いします。

平成28年4月から現在までの利用客は何人ですか。お伺いしたいと思います。簡単にお願ひします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 品川・大多喜間の高速バスの平成28年4月の利用者の状況につきましてお答えさせていただきます。

平成28年4月の乗車人員は950名で、1日当たり31.66人、1便当たり2.72人でございます。

なお、5月分の数値につきましては、今月中旬ごろに報告がされる予定でございます。

○3番（吉野一男君） どうもありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 続きまして、単年度の収支が計画以上に赤字になった場合の対応についてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この高速バスの運行につきましては、町の基本構想や基本計画にも位置づけられておるものでございます。首都圏中央連絡自動車道の整備が進展し、本町と都心との時間・距離が短縮されたことから、さらに高速バスの利便性を向上させ、人口の流出抑制や定住・交流人口の流入促進を図ることを目的としております。

国全体で人口が減少している中、若者が高校卒業と同時に、進学や就職により、都市部へ転出してしまふ。10年後の推計人口は8,005人、高齢化率は45.5パーセントになる見込みでございます。

第3次総合計画の基本構想では、定住促進やにぎわいづくり、高齢化対策、交通利便性の向上等の施策をより充実させ、平成37年の目標人口を8,500人とし、町の活力を将来にわたって維持していくことを目指しております。

収支計画につきましては、4年後の黒字化を目標として計画したものでございます。今後さらに乗車人員をふやし、町の負担を少なくすることを目標にしております。ご質問では、計画以上の赤字になった場合の対応についてということでございますが、そうならないように、P D C Aサイクルに基づく評価・検証を行い、改善策に取り組みながら事業を推進したいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その前に単年度、いずれにしても検証するということでもありますけれども、検証の仕方として、どういう検証の仕方をするのかお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町の内部では、常日ごろそういう協議はしております。また、この事業につきましては、町の総合戦略にも位置づけされております。大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部において、さらに、その次には、大多喜町総合戦略推進会議において検証することになるというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そこで検証するというのであれば、具体的に単年度収支が出ますよね。その場合、どこを重点として検証するのか。結局、経費の面とかそういうことがありますよね。そういうところを検証するというのは、そこまで検証するかどうか。それに基づいて各業者から上がってきたものを検証するわけですので。それと同時に人口はある程度流出したりなんかしますので、人口はいいとしても、会社側からの、あくまでも経費の面とかを

一応チェックするには、やっぱり会社側でチェックするのか、それとも町でチェックするのかということになりますので、その点はどこでチェックするかと。そういうところも検証のあれを入れてもらわないと、会社側が一方的にこれだけ経費がなったからということだけで請求する、補助金を出すということになると、そうすると、一方的に会社側の形になりますので、これはあくまでも町がその中に、結局町が進めているわけですがけれども、それとして検証を、町が金を出しますので、そのところを町でチェックするような体制をつくっておかなくちゃいけないと思うんですよ、あくまでも。それじゃなきゃ検証の意味がなくなるし、観光客が来るのは当然ですがけれども、それとは別に、会社からの経費の面とかそういうものをチェックするのは、多少企画財政ということで、担当が、多少なりともチェックしておかないと、全面で細かいところまでできないと思うんですが、その点はどうかと思うんですよ。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 一つはですね、やはり事業者とは信頼関係に基づいているというふうに考えております。しかしながら、提出されるこの運行経費につきましては、やはり精査をしなければならないというふうに自覚しております。提出される運行経費につきましては、旅客自動車運送事業等報告規則、これは昭和39年運輸省令第21号でございますけれども、その事業報告書に基づく内容で報告されておりますので、それらの詳細な内容について聞き取りの上、確認するような形になると思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 結局、会社から上がってきた場合については、町のほうでそういう形をもって検証するということになりますね。ありがとうございました。

そういうことで、単年度ごとの赤字を減らす努力なんですけれども、今まで以上に、町が利用客増員計画を立てて進まなくちゃいけないと思うんですよ。それはやっぱり今この計画にあるのが全部赤字になっちゃいますので、それをいかに黒字化するような形で、今の赤字を減らすような形を持っていくことに対しては、町全体としてどんな方法で対応していくか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町全体としての計画ということでございますけれども、一番最初に皆さんに全員協議会で最近でもそうですが、お示しさせていただきました、その計画が、あくまでももとに、ベースになっているというふうに考えております。それを実

証しながら、さらにどのようなことができるのか、それぞれいろいろな方にご意見・ご提案等、伺いながら、計画づくりをしていくというような形で考えております。

○3番（吉野一男君） ありがとうございます。

続いて、ゴルフ場の利用客についてなんですけれども、どのような交渉をして対応しているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ゴルフ場につきましては、これは平成23年ごろから、いろいろなところと協議を進めてきております。その中で一時この高速バスについては中断した時期がございますけれども、また、補助金等の関係、いろいろな問題がございました。その関係上、この4月に入ってから、担当職員が何回か直接ゴルフ場にお伺いして協議をしております。また、この補助の内容というのが、バス事業者のほうにこちらから提案した内容がこれでいいですよというご回答をいただきましたので、その内容について、ゴルフ場のほうにそれぞれ説明に伺うということで、早速、今週から実施する予定でおります。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その前に町長、ちょっとお伺いしたんですけれども、実際にゴルフ場の交渉の過程なんですけれどもね。形で私が考えるには、一旦ゴルフ場の客というのはゴルフをやるお客ですので、大体4人組で来ると思うんですよ。私は余りゴルフはやったことないんですけれども、多少やったことはあるんですけれども。4人で大体来ますので、それで品川から乗ってきても、オリブでおりて、そうするとオリブで降ろされた後、今度はゴルフ場まで行くのに足がないですよ。

その点はある程度確保しないとイケないし、それと同時に、ゴルフ場だけじゃなくて都会から来る人もオリブで降ろされて、大多喜町を結局観光するんだということになると、そこでまた新規に自分たちで頼まなきゃいけないですよ。やっぱりそれは、こういう高速バスがあるということになると、乗客をふやすということになると、オリブからまた発着する形の、町内を歩くような路線バスですとか、そういうものを使った中でやらないと、なかなか大多喜の観光もできないし、ただ、ゴルフ場の場合はそんなに、ゴルフやってすぐ帰るということなんですけれども。

だからその場合、やっぱり観光客を誘致するには、それを、オリブから結局町内歩くような、あえて何かバスとか何でもいいんですけれども、そういうものを出してもらわないと、これは増員計画にならないと思うんですよ、やっぱり。それを十分、町のほうで考えてもら

わなくちゃいけないと。今の段階だとそういう状態がありませんので。その点、町長お願いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 吉野議員のおっしゃるとおりでございます。

そういう中で、今、ゴルフ場につきましては、もう既に協力していただける会社については、オリブまでバスを送迎するというので、皆さん、ないところはバスを買っていただいて、要はそういう形の中で運行していただいております。

あと問題は一般のお客さんなんですよ。私もいすみ鉄道で毎日通っているのですが、中にはバスで来て、あそこの城見ヶ丘まで歩いていすみ鉄道に乗る方も何人か私もお見かけしているんですけども、まさに、いわゆる城見ヶ丘からの足というのが重要であると認識しております。

これから地域公共交通も含めて、こういう一般の皆さんと何か利用できる方法はないかということで、これは、これから例えば今のオリブを大多喜の駅まで持ってくるかという案もありますし、いすみ鉄道をうまく活用するという手もありますが、何らか考えていく必要があると思っております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ありがとうございます。

そういう方向で、何かそういう送迎方法を考えていただきたいと思います。

それと、5年後の収支計画が黒字にならなかった場合に、どのような対応をとるのかお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 高速バスの運行をスタートして、1日でも早い黒字化を図るため、関係事業者とも協議を進めております。また、これからも黒字化を目指し事業を推進していきます。

5年先に黒字にならなかった場合の対応というご質問でございますが、仮に赤字が見込まれる場合には、その額と効果を比較し、判断することが必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、そういう契約というのはあるんですか。実質的には契約はどうなっているのかわからないですけども、5年後、業者と、バス会社と契約を結んで、

5年は赤字だからおりますよという形はとれるんですか、その場合。いろいろな関係が出てくると思うんですけれども。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは議会全員協議会でもお話を申し上げましたけれども、我々はあくまでも5年弱の期間の赤字補填ということで話し合っております。それで、そのバスの運行をする一つの前提条件として、やはりバス会社はそれ以降ずっと走らせるという考え方で基本的には考えてきております。その中でやはり最初の4年と100日ですかね、この分を赤字補填をしていただきたいということの中の話なんです。

ですから当然のことながらそこで私どもの、一旦その契約というものは終わるわけですが、それ以降はバス会社の責任で走らせるということに、基本的にはこの話をするときに、走らせるときに、そういう話になっているわけでございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 町長、その場合、そういう契約になっているということなんですけれども、正式に契約書というのを見ていないのですけれども、それは出せないんですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これについては、先の議会全員協議会でもお示しさせていただきました、この協定書だけでございます。この協定書の期限という問題だと思いますけれども、ご指摘のとおり期限、記載が抜けておるといような状況でございます。この場合には、第8条の附則に基づきまして、三者で誠意をもって協議の上決定することになります、今までもご説明させていただいたとおり、平成31年度までの期間ということで、三者で同一の考えでございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ちょっと課長、先走って言っちゃったんですけども、実際に今というのは、結局協定書の関係になってくるんですけれども、それは今課長が言ったからいいんですけれども、協定書は確かに、一般的には当然協定書というのは日にちが入りますよ、何年何月何日から何年何月何日までということで、5年間なら5年、10年間なら10年ということで入ると思うんですけれども、そういう期間が入っていないんですよこれ、協定書の中には。

だからそれは当然、協定書の中へ入れて初めてそれが有効だということになりますので、ただ言葉だけで5年までだという話になると、実際それがどうかということになると問題が出ないんですかね。実際もしかその場合になった場合にですね。契約にはそういう期限がう

たっておりませんとなると、そこのところを突っ込まれた場合に、会社側ではどうしても赤字だからでやらないわけですので、黒字になって初めてやるわけですので、赤字のうちに、5年後に赤字だったら会社だって引き受けないと思うんですよ、当然。

やっぱりその点が一番重要なところだから、これをきちんとしてもらわないと、やっぱりいけないと思うんですよ、どうしてもね。

だからやっぱりそういうものを、協定なら協定でもいいんですけども、協定の中へ日にちをうたっておくとか、それで期間が5年なら5年ということですね、期間をうたって初めてそれで、そういうことであれば引き受けますよとか、じゃ、撤退しますよということになると思うんですけども、ただ漠然と口頭だけで、じゃ、それで、そうなっていますよだけじゃ、これはいけないと思うんです。これはバス会社だって困るわけですので。町だって困るわけですので。

いろいろとまたそういう点になると、契約不履行じゃないけれども、そういう形もなると思うんですけども、そういう点を十分注意しないといけないと思うんですけども、その点が一応、期間がないということが一番重要だと思うんです。あればそれで当然なるんですけども、その点はどうでしょうかね、町長。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これについては、議員さんがおっしゃるとおりのお考えももちろんあるというのは十分理解しております。先ほどお答えしたように、あくまでもこの三者で誠意をもって協議の上決定ということになります。また、この中には、年度単位で収支が黒字に転換した場合についての規定等もございます。したがって、その辺については今現在、三者では同一の考えに基づいて先ほど町長のほうからお話しした期限ということがございますので、必要に応じてこの辺もまた改めることも可能だと思いますし、ただ、いずれにしろ今の段階では、三者ともそういうことで合意しているということでご理解いただければと思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 余りこれ長くやっちゃうとちょっと時間がなくなっちゃいますから、ちょっと先に進めさせていただきます。

それと、今言ったとおり、協定書の関係なんですけれども、大多喜・品川の運行補助金に関する協定なんですけれども、ちょっと疑問点があるので、今言ったことと同じなんですけれども、期限がうたわれていないということと、協定書の中に、第2条に、補助率は町が損

失額の100パーセントということで、これは必ずしも妥当な割合ではないと思うんです。あくまでもこれは会社側とのやりとりをやるのにやっぱり、70から80パーセント町が負担しますよと、補助を出しますよと。それで20パーセントから30パーセントを業者が持ってくれという、そういう契約じゃないと、協定書でも同じなんですけれども、そういうことじゃないとちょっと話がおかしくなっちゃうんですけれども。

やっぱりそういう条件を出した中で、これはあくまでも町長と会社側のやりとりでやるんですけれども、これはぜひそのような負担をですね、町が小さくなるような形で持って行って、その着地点はあくまでも70から80までの着地点で持っていきようにすれば一番よかったですんじゃないかと思うんです。

実際的にはそういう形にはなっていないんですけれども、私はそういう考え方で思っているんですけれども、その点については、そういうことでもう決まっているわけですので、そうすると今度は検証の関係で、実際に細かく言うとそうなんですけれども、経費の面もね、やっぱりそれなりにチェックを多くしていかないと、それでなるべく少な目に、多く出されちゃいけないんだから、もう5年間にしては少な目にやるのにはやっぱりチェック機能が一番大事だと思うんですよ。チェックを始め、施設にしても、何でもそうだけれども、チェックしないで野放しでやっちゃうのでは、業者側の言いなりですのね。そういうことじゃなくて、チェックを必ずしてやると思うんです。

実際、細かく言えばガソリンにしたってそうでしょう。ガソリンを業者は100円で買うでしょう、100円でもって企業努力で一般の路線バスですよ、リッター100円であれば、80円で業者は頼むと思うんですよ。20円もうけじゃないんだけれども、20円分引くと思うんですよ、業者というのは。それは当然もうけなくちゃいけないから。

そうすると、逆に言えばこの高速バスの場合は、言いなりだから100円だから100円の燃料代で請求が来ると思うんですよ。だからそれは同一に20パーセント引いてもらうとか、80円でやるとか、そういうことの検証をやらないと、細かいものの検証をやらないと、実際に会社の言いなりになっちゃうと思うんですよ。そういった点が一番、例えば燃料代だけのことを言うんですけれども、それは特にその点も検証してのほうが、細かい点もやったほうがいいと思う。そういう点でなるべく町の予算を余り食わないような形で、そういうことでちょっとぜひお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 吉野一男君に申し上げます。あと10分。

○3番（吉野一男君） 10分ですか、困ったな。



続きまして、ふるさと納税についてお伺いします。

とりあえず、ふるさと納税については、今後の方針についてということで、これはちょっとあれなんですけれども、今後の方針についてということは、平成28年4月28日付で、大多喜町ふるさと、早口で言いますけれども、感謝券取扱事業者宛てに発送した、ふるさと感謝券の適正な取り扱いの実施についての文書の中で、4月1日付総務大臣通知を抜粋、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、特産品ですね、そういうことをする行為を行わないようにすること。

例えば、金銭類似性の高いもの、プリペイドカード・商品券等々、資産性の高いもの、電気製品と貴金属、ゴルフ用品ということであるんですけれども、そのものは実際的に取扱業者に対しては、その部分が抜けているんですよ、通知は。

では、それを使ってもいいということで出しちゃうんですよ、実際に。それだとかかしいと思うのですが。国の報告では、良識の範囲でやるということなんですけれども、そういう報告は来ていて、そういうものは国のほうとも貴金属やそういうものはいけませんよとなっているわけですよ。それにもかかわらず、また同じように貴金属、そういうものを商品で買っていいですよと、換金性があるものですからね。そういうことをやっていること自体おかしいと思うんです、実際的に。

やっぱり今までそういうことでずっと流れが来ちゃっているから、結局は法に外れなければ、町は何をやってもいいんだと、そういう考え方になっちゃうんですよ。やっぱり国の方針は細かくは出さないけれども、きちんとしたものを国だって今のところ出せないからそうなんだろうけれども、ふるさとを活性化するためにやっているんでしょうけれども、これは国からそういうことで良識のある判断でやってくれということになると、今度は町でそういうものをつくってやらないといけないと思うんですよ。

やっぱりつくって、取扱業者に発信すると。それでお願いしたいと。それは町長には無理だと思うんだよ、実際。これ30年3月31日まで商品があるんだから、6月1日から出さないといっても、30年3月31日まで商品があるんですから、それを使われてもという、それで関係性があるものになっちゃっているんですから。

それを両方に利用しちゃうから結局、インターネットでやったり、そういうものでやっているんですよ。それで取り寄せているから、そこのチェックというのはどうなんですか、実際的に、30年3月。それから換金性がない。何でこれを入れなかったのか。それを含めた中で。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 4月28日付の取扱事業者宛て文書に関してのものだと思います。

これは総務大臣通知の抜粋を加えてございます。具体的に趣旨に反する返礼品として、金銭類似性の高いものと、資産性の高いものということを記載してございます。ご質問は多分、なぜこれを直ちに禁止しないのかというようなご趣旨だと思いますけれども、事業者を除くことでふるさと感謝券が継続できるのであれば、それは事業者を除くことで解決するものだと思います。

この4月28日の時点では、本文にも記載しておりますが、インターネットオークションによる転売やインターネットでの販売等の取り扱いがなくなる限り、ふるさと感謝券の存続は厳しいものと受け止めておりましたので、取扱事業者の皆様には、ホームページへのふるさと納税に関する表示の禁止、それと、感謝券を持参した者に対し物品の販売等を行うこと。それと、感謝券のインターネットオークションに関与しないことを通知させていただいたものでございます。

一方、4月1日付の総務大臣通知というのは、技術的な助言ということで新たにされたものでございます。この通知がされた以降、5月いっぱい町としては廃止するというような決定をさせていただきました。

この決定以前のふるさと感謝券については、従来の取り扱いとするような予定で現在は考えております。

○3番（吉野一男君） これ、もう少し詳しく質問する予定なのがちょっと時間がないので、それと前にちょっとさかのぼっちゃうんですけども。

それとですね、この5年後に収支計画が黒字にならなかった場合ということなんですけれども、ちょっとさかのぼっちゃうんですけどもね。その場合に、実際に今の町長は30年の1月28日までが任期なんですよ、实际的に。そうするとそこで実際に任期があるんですけども、再度立候補して再選されれば高速バス運行は赤字であってもやるでしょうけれども、継続すると思います。でも仮に新人が立候補して新人が当選した場合、高速バスは廃止しますよと新人町長が言った場合に、違約金とかは発生するんですか、その場合。そういう契約がないと違約金とかそういうものも出ないですよ。もしか、新町長が出て当選した場合には、違約金というのは言われますよね当然、会社側から。その点はどうなんですかね。

仮の話ですよ。今じゃないんだから、仮になった場合の話をしているんだから。それだ

から契約がないといけないという話なんです、だから。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いわゆるこの協定に基づくとですね、やはりこの協定に定めのない事項、または、解釈上疑義を生じた事項については法令に従うほか、その都度、甲・乙及び丙は、誠意をもって協議の上決定するということになっております。ご質問のような趣旨があった場合には、やはりこの辺は、交通事業者二者と十分な協議を進めていかなければならないというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合はそういうことで協議してできるということですね。その場合、できるということですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 交通事業者と全く協議をしていないのかというと、そんなことはございません。必要に応じて直接それぞれの会社に伺っていることもございますし、ですからそういう事情が生じたのであれば、それはそのときに、やはり真摯に解釈上の疑義ということで、誠意をもって協議の上決定したいというふうには思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合にですね、まあいい、とりあえずそれでおさめて、ちょっとほかにまた質問がありますので。

それで先日、ふるさと納税について、マスコミ、TBSテレビのあさチャンまたは新聞で、読売新聞とか朝日新聞、千葉日報でこれだけ騒がれましたよね、実際に。その場合に町長出たと思うんですけども、あさチャンに。私は見なかったんですけども。そういう何かで一応取材を受けていると思うんですけども、その点一体、町長はどう思って、今これだけのあれが出たということはどう思ったでしょうかね、町長自体が。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これはまず、ふるさと納税そのものは、私どもが一昨年の12月ですかね、これを開始したとき、こういう今、指導要綱とそういったものは一切なかったんですよ。ですから、地方の考え方で、地方が創意工夫をしてやってくださいということで、このふるさと納税というのはあったんですね。

ですからこれは、大多喜町が非常に自由度の高い感謝券ということの中で、非常に人気を呼んでしまったということで、それでまたその中でネットの問題が出て来たということで、

総務省のほうは後からこういう技術指導というのをどんどん入れてきたわけでございまして、12月に私どもが始めた時点では全くそういう指導はないし、また、もっと自由な発想でやりなさいということの中で進めていたんですね。

ですから、そういったことはテレビ局の人もいろんなお話をしますけれども、あのときのあの最後のコメンテーターのお話を聞きますと、これは地方の問題ではなくて国の問題ですよ。やっぱり国はもっと最初からそういうものをしっかりした制度にすれば、そういうことは起きなかったということで、最後のコメンテーターがきちんとそういう言葉を出しておりますので、そのコメンテーターの言うとおりでと思っています。

○議長（志関武良夫君） 吉野君に申し上げます。

時間が来ましたので、速やかに終了してください。

○3番（吉野一男君） ちょっともう少しすみません。

もう一つ、ふるさと納税の用途についてですね。実際に町のおまかせ部分については約1億3,000万近くありますので、それを今回、熊本地震に災害義援金として対応をしたらどうかと伺うんですけれども、その点どうでしょうか、町長。

（「議長、時間だよ」の声あり）

○3番（吉野一男君） 回答だけ。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

これで終わり。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町のふるさと納税された方ですけども、これは大多喜町に対して寄附されたものでございます。その寄附金を熊本地震の災害見舞金に直接充てることは、適切な用途とは思えません。熊本地震に対する被災者や被災地に対する義援金や見舞金は、町として支出するのであれば、一般財源で対応することが適切だと思います。

○3番（吉野一男君） どうもありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 吉野一男君の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ここで10分間の休憩をとります。25分から再開します。

（午後 3時15分）

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時26分）

---

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第9、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） それでは、請願第1号の提案説明をさせていただきます。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります関山邦宏氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります佐藤氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

義務教育費は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を養うためのものであり、将来を担う子供たちが全国どこでも同じ条件のもとで教育が受けられることは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。この制度が廃止されたり国の負担割合がさらに下げられたりした場合には、自治体によっては義務教育費の水準に格差が生じることは必至であります。このようなことから、義務教育費の国庫負担制度の堅持を強く要望したいとする請願の趣旨であります。

なお、この件につきましては平成24年度から請願として提出されておりますが、本議会としてはその都度採択し、意見書を政府関係機関に提出をいたしております。

どうかよろしくご審議をいただきまして、採択いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。  
本請願について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

---

#### ◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第10、請願第2号 「国における平成29(2017)年度教育予算  
拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

6番江澤勝美君。

○6番(江澤勝美君) それでは、請願第2号 「国における平成29(2017)年度教育予算拡  
充に関する意見書」採択に関する請願についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、平成29年度予算編成に当たりまして、憲法や子ども権利条約の精  
神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するため、来年度、平成29年度の教育予算拡充  
に努めていただきたいとする内容の請願であります。

本件につきましても、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡  
会会長であります関山邦宏氏から提出されたものであります。その代理人である千葉県教  
職員組合夷隅支部の書記長であります佐藤氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及び内容  
を伺いました。

日本の将来を担う子供たちを心豊かに育てることは教育の使命であり、その教育環境の整備を一層進めるため必要があることは申し上げるまでもありません。

本請願につきましてもよろしくご審議をいただきまして、採択いただけるようお願いを申し上げます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） ご苦勞さまで。

お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

---

◎日程の追加

○議長（志関武良夫君） お諮りします。

ただいま、江澤勝美君外4名から、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について外1件の発議案が提出されました。

この発議案2件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（志関武良夫君） 議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

追加日程第1、発議第1号及び追加日程第2、発議第2号を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎発議第1号～発議第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 追加日程第1、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について及び追加日程第2、発議第2号 国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（渡辺八寿雄君） 発議案を朗読いたします。

発議第1号。

平成28年6月5日。

大多喜町議会議長、志関武良夫様。

提出者、大多喜町議会議員、江澤勝美、賛成者、同、渡邊泰宣、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、志関武良夫。



義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

しかしながら政府は、国家財政の悪化から義務教育費国庫負担制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止についても言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

続きまして、発議第2号であります。

平成28年6月5日。

大多喜町議会議長、志関武良夫様。

提出者、大多喜町議会議員、江澤勝美、賛成者、同、渡邊泰宣、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、志関武良夫。

国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差等、さまざまな

深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。

そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成29年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- 1、震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること、など、国においては教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

6 番江澤勝美君。

○6 番（江澤勝美君） それでは、発議第 1 及び発議第 2 号につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

先ほど請願審査でご審査をいただき、請願第 1 号及び請願第 2 号の採択を受けまして、我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣を初めとする関係各大臣に意見書を提出していただきたく、渡邊泰宣議員、根本年生議員、吉野僖一議員、志関武良夫議長の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただいたものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読のありましたとおりでございます。

どうかよろしくご審議いただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしくお祈りいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

まず、発議第 1 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 全員です。

したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

（「どうもありがとうございます」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 次に、発議第 2 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

(「ありがとうございました」の声あり)

---

### ◎散会の宣告

○議長(志関武良夫君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、議員の皆さんにご連絡します。

この後、相談したいことがありますので、議場にそのままお集まり願いたいと思います。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

あす6日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会とします。どうもお疲れさまでした。

(午後 3時47分)

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

( 第 2 号 )

平成28年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

平成28年6月6日(月)

午前10時00分 開議

出席議員(10名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	8番	渡邊泰宣君
9番	吉野僖一君	10番	山田久子君
11番	野中眞弓君	12番	志関武良夫君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	山岸勝君
建設課長	野村一夫君	産業振興課長	吉野敏洋君
環境水道課長	米本和弘君	特別養護老人ホーム所長	君塚道朋君
会計室長	三上清作君	教育課長	野口彰君
生涯学習課長	古茶義明君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 田中雅人

議事日程(第2号)

日程第1 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 30 号 大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 31 号 高速バス運行基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 32 号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 33 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 7 議案第 34 号 平成 28 年度大多喜町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 35 号 平成 28 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 1 号）

---

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） おはようございます。

議員各位を初め、執行部の職員の皆さんには、昨日の本会議に続きまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は10名です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（志関武良夫君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいりますので、ご承知願いたいと思います。

---

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第1、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、19ページを開いていただきたいと思います。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

次の者を大多喜町固定資産評価審査委員会委員に選任にしたいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

住所、大多喜町紙敷1362番地2、氏名、麻生文行氏、生年月日、昭和26年8月14日。

提案理由でございますが、現委員であります麻生文行氏が、平成28年6月15日をもって任期満了となりますので、再任として選任をお願いするものでございます。

麻生氏におかれましては、経験も豊富で、人格、識見ともにすぐれておりますので、再度委員をお願いしたいと考えております。

ぜひ、議員皆様の同意を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。



○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

---

### ◎一般質問

○議長（志関武良夫君） 日程第2、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は通告順により行いますが、質問時間については、答弁を含めて30分となります。

その前に、答弁の申し入れがありまして、昨日の一般質問で山田久子君の質問に対し答弁が保留となっている部分がありましたが、本日答弁をしたい旨の申し出があり、これを許可しましたので、お願いしたいと思います。

発言を許します。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 山田議員からご質問のありました地域雇用創出基金について、企画財政課からお答えさせていただきます。

この基金につきましては、平成21年度、22年度でそれぞれ2,000万ずつを積み立てたもので、合計で4,000万円でございます。

この使途といたしましては、地域の求職者等を対象とした雇用機会の創出や非正規雇用労

働者、中高年、高齢者等の雇用機会を創出するための事業の財源として活用するものでございます。それぞれ各担当課から事業の提案がございましたら、財源として充てることは可能でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 通告順に従いまして、山田久子君の発言を許します。

---

◇ 山 田 久 子 君

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 皆様、おはようございます。10番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、小規模多機能型居宅介護について質問をさせていただきます。

過日の千葉日報に、県の世論調査の記事が掲載されておりました。

内容は、自分に介護が必要になっても住みなれた地域で暮らしたいと望む県民が約7割に上る反面、現実的に自宅など生活継続が可能と考える人は約4割にとどまることが県の世論調査でわかったというものでございました。

千葉県でも高齢化が加速、身近に世話をする人がいない独居世帯の増加などが不安の背景とみられ、在宅介護や訪問診療の充実を求める回答も目立つというものでございました。

本町では、さまざまな介護サービスを通し、高齢者の皆様の暮らしを支え、応援をしてくれております。その介護サービスを利用されている方がより年齢を重ねられたことなどから、デイサービスの利用が難しくなっている場合もあるようです。これは、集団のプログラムになじめなくなってきたことなども要因として考えられるようです。

また、ショートステイのサービスでは、ご家族の休養や介護者の体調不良の際などの急な宿泊の対応のお願いが難しいようです。

最近では、入院時などの平均在院日数がどんどん短くなっている中で、退院後の在宅支援など個別の対応が求められるケースも生じているように感じております。

ましてや、独居世帯の方々などは、日々の体調も著しく変化をされることも多いと思います。あらかじめ決められたものでなく、その時々に必要な種類の介護サービスが求められてきているようにも感じているところでございます。

そこで、小規模多機能型居宅介護では、このような場合でも対応が可能なサービスであるということですが、小規模多機能型居宅介護とは何か、お伺いをしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、小規模多機能型居宅介護とはというご質問ですが、小規模多機能型居宅介護とは、市町村が事業所の指定及び指導、監督を行うことができる地域密着型サービスの一つであります。

介護保険法第8条第19項に、要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、または厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことという定義でございます。

要約しますと、自宅で生活する要介護者が住みなれた地域で、通い、デイサービスですね、デイサービスを中心に状況や希望に応じて泊まり、ショートステイ、それとかあと訪問介護、そういうものを柔軟に組み合わせて利用できるサービスでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） それは、少し具体的にお伺いをしたいと思うんですけれども、今の通所介護でもデイサービスもできます。また場合によっては泊まりでのショートステイもできます。訪問介護も受けていただいていると思うんです。それをこの小規模多機能型居宅介護になりますと、もう少し具体的にというんでしょうか、どういう特徴があるのか、もう少し細かくというんですか、例として示していただくことができるとありがたいと思うんですけれども。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） もう少し詳しいということですが、先ほど山田議員が言いましたように、小規模で行いますので、団体でなれていない方とかそういう方は、やはり小規模で行うということで入りやすいのではないかと考えております。

それと、この小規模多機能型につきましては、急な宿泊、要は介護者が急な冠婚葬祭とかそういうことで、どうしても見られないということになると、その辺で急に宿泊施設が必要になりますので、その辺の対応がスムーズにできるというのが特徴でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうしますと、デイサービスでお伺いしまして機能訓練をしていただくような場合もあると思います。またはしない場合もあると思うんですけれども、そういったことも個々で、本当に個々に対応していただけるということによろしいんでしょうか。

また、宿泊の場合も、今のショートステイの場合ですと、事前に何日も前に予約をするということが必要になると思うんですけども、この場合だと、おっしゃられましたように、急であっても、例えば当日であってもあいていればお使いいただくことができるというふうに解釈をさせていただいてよろしいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） そのとおりだと思います。

宿泊施設の場合は、急でもその日にあいていればその日に利用できると思います。

また、デイサービスにつきましても、人数が少ない関係で事細かなサービスができるのではないかと考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） もう一点なんですけれども、持病や体調の変化のある方にもこのサービスは利用することができるのか、例えば病気の方は特老とかに入れない状況があると思います。中には独居の方なんかですと、体調がすぐれないという場合もあると思います。そういった場合も、多少、例えば風邪を引いたりぐあいが悪かったりすると、この宿泊に対応してもらえないとかいろんな問題があると思います、ショートステイの。そういった分も対応していただくことができるのか、そういった分においてはこの施設には看護師などの職員の方は在住するような形になるのかどうか、そういったところを伺いたいんですが。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですけれども、その施設が看護師とかそういう医療系のスタッフが常駐している場合はその辺は可能だと思いますが、この施設はその方が常駐しなくてもできる施設でありますので、そういう医療スタッフがいない施設ですとその辺どうかというのは、ちょっとはっきりとはわからないところがあります。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今の関連なんですけれども、そうしますと訪問介護というのはやはり看護師さんがいないと対応は難しいという形ですよ。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） そのとおりだと思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 次に、これらのサービスを利用したい場合なんですけれども、この場合のケアマネジャーさんというんでしょうか、それはどなたが対応していただくような形

になるのでしょうか。今介護を受けている方にはそれぞれケアマネジャーさんがついていただいていると思うんですけれども、その方がそのまま担当していただくのか、また違う方が対応するようになるのか、その辺はどういう形になりますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ケアマネジャーの関係ですけれども、この多機能型につきましては、その施設の方がケアマネジャーとなります。ですから、これを利用する場合は既存の、今まで利用していましたケアマネジャーさんから、今度は施設のケアマネジャーさんに移るというものでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 次に、お金の問題になってしまうんですけれども、今、個々に皆さんショートステイですとか訪問介護だとかいろんなものを組み合わせて使っていただいている方もいらっしゃると思いますが、この施設の場合そういったものが一元的にまとまるという形になると思います。そうした場合の介護報酬といたしますか、個人負担といたしますでしょうか、そういったものはどの程度、どんな形になるのか、その辺を伺いたいですけれども。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 利用負担の関係なんですけど、この小規模多機能型につきましては、月の単位で、月幾らという定額になります。その関係で、多くサービスを使えば割安感が生まれます。また、ほんの少ししか使わない場合はやはり割高感というものが発生すると思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。ありがとうございます。

今のお話を伺いまして、私はこれから高齢者の方がふえるようなことも考えますと、この小規模多機能型居宅介護というこの施設、町にあってもよろしいのではないかと、またある意味町に必要ではないかというふうに考えるんですけれども、この整備推進について町はどのようなお考えになりますでしょうか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 小規模多機能型居宅介護施設の整備推進のことですけれども、施設の整備につきましては、平成27年度から平成29年度を計画期間とする大多喜町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画におきまして、平成30年度までに小規模多機能型居宅介護サービスの整備を目指すということで記載しております。

このため、今年度小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者を公募し、応募のあった事業者の中から1事業者を選考し、選考された事業者により平成29年度に施設整備を開始しまして、平成30年度中にサービスの提供を開始したいと現在考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、公募をするということでございましたけれども、町としてこの公募に応募をしてくださりそうな事業所という目安のようなものはお持ちなんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 応募の可能性でございますけれども、昨年度2件ほどこの小規模多機能型をやりたいという業者が来ていますが、その後何の連絡もありません。ただ、この小規模多機能型というのは、いろいろと経営的にもすごく難しい面があるということで、業者のほうもなかなか入ってこないのが今の現状でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 小規模ですので、たしか登録定員が25名以下くらい、どういう施設、それは事業者さんの都合だと思います。そうしますと、今のご回答ですと、町としては1カ所ということでしたけれども、問い合わせが2カ所あったという。その中で2カ所がやってくれますという話になった場合は、2カ所という考え方もあるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 応募があった2カ所ということですが、今の大多喜町の状況を考えますと、需要と供給のことを考えますとやはり1カ所がベストじゃないかとは考えております。今後、それができた段階で需要があるのであれば、もう1カ所という形では考えたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） それと、29年度に施設整備ということでございましたけれども、この施設整備というのは、町が施設を整備することなんですか。事業者さんが、自分で建物を建てるのか用意するとかそういうことになるのか、この辺どういう捉え方をされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） その辺につきましては、事業所が自己資本で建てる場合と、また県のほうにそういう整備交付金がありますのでそれを利用する場合、その二通りがあると思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 町には空き家ですとか空き施設なんかもあると思うんですが、そういったものも活用していただくような考えというのは町にはございますか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 県の介護施設整備事業の関係で言いますと、空き家も利用することは可能でございますので、それは可能だとは思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。それで設置場所とかそういう希望というのは町としてはお持ちなんですか。その辺ちょっとどういうお考えか。設置場所ですね、一つの地域とか、そういった部分というのはお持ちなんですか。そんなの別になくて、あくまでも事業所さんの都合というか、お考えというか、そういうところなんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） その設置場所につきましては、やはりまだうちのほうではどうこうということでは決めておりませんので、事業所の意見等聞いていきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 当然のことながら、町全域をサービスの対象としてやっていただける事業だとは思いますが、その中で大多喜町にその事業所を設置してもらえるかというのはその前提のところになってくると思うんですが、町民の皆様から最近ちょっと聞くお声としては、大多喜町ではさまざまな介護サービス、福祉サービスをしていただいているんですが、それを実際に扱ってくださっている事業所というのが大多喜町に拠点がないということを非常に心配をされているお声がございます。

何かあったときに、要するにこれから需要がふえてきたとき、ご高齢者がふえましてですね、地域住民の需要がふえたときに、もう大多喜町に手が回らないのでそっちまで行けないよ、そっちまでなんかできないよとなったときに、大多喜町から撤退をされてしまうというのが非常に不安なんだよねというお声なんかもいただいております。

そういう中で、できれば大多喜町の中に事業所を構えていただいて運営してもらえるといいと思うんですが、その辺町はこだわるか、どうでしょうか。町に事業所を設けて対応してもらいたいと思うんです。

今、いろんな施設があるんです。そこは全部町が紹介をして受け入れてもらっているとい

う状況だと思うんです。いや、多いと思います、いろんな。その辺のようなお考えをお持ちか伺いたいですけれども。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですけれども、うちのほうも、それが理想だとは思いますが。ただ、何せ大多喜町の場合、介護事業所とかその辺が少ないというのが現状でございます。ただ、町としましても、町でそういう事業所を起こしてくれるのが一番いいとは考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。今、小規模多機能型居宅介護については前向きに取り組んでいただけているということでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、この中でやはり病気になったとき、野中議員が表題で書いているのと同じものになるかどうかかわからないけれども、やはりそういった問題に非常にご心配を、訪問介護、そういったものもお声も聞いております。

そういった部分で、町に施設がないのでいろんなものに対応が思うようにいただけていないところもあるというお声も聞いておりますので、今後もそういった部分も踏まえながら、より一層の高齢者サービスに対する対応をご検討いただくことができればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（志関武良夫君） 次に、11番野中眞弓君の一般質問を行います。

○11番（野中眞弓君） 11番野中眞弓です。

私は、医療介護の環境整備についてお伺ひしたいと思います。

2014年6月、ちょうど2年前ですが、そのときに成立した、略称、医療介護総合確保推進法という法律があるのですが、この法律は2025年をターゲットにつくられました。

2025年というのは、いわゆる団塊の世代がみんな75歳以上になる超高齢化社会を迎える年です。それに当たり、医療や介護が必要になっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活し、最期を迎えられるような環境を整備するという大義のもとにつくられました。



戦争法案と同じですけれども、これも今まである19の法律を一括して、大変乱暴だと思います。医療介護が必要になる高齢者がふえるというのに、病院のベッド数を減らし、全国では20万のベッド数を減らすという計画だそうです。在宅介護にとってかわらせようと指摘されている法律です。

医療介護は、高齢者に限った問題ではありません。直前の山田議員も、介護施設の充実を求めて、大多喜町にとっては新しいまだ導入されていないタイプの介護施設のことについて今おやりになりましたけれども、今新しい言葉が、今までだったら耳にしないような、下流老人だとか、老人漂流社会だの介護離職だの、社会の不安定さをあらわす新語が次々と生まれている中で、医療や介護が必要になっても追い出されてしまう、そういう法律ができ、医療介護における国民負担が大きくなるということは、ますます国民全体が、高齢者だけではなく、生きづらさを増してくることに直結するのではないかと、大変心配しております。

そこで、まずお伺いしたいんですが、この医療介護総合確保推進法の主な内容について、簡単に説明していただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですけれども、健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

法律ですので、簡単ということですので要約しようと思いましたが、なかなか難しいんですが、一応主な内容ということでお答えさせていただきます。

医療介護総合確保推進法の主な内容でございますけれども、この法律の正式な名称は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律といいます。

2025年、平成37年に団塊世代が後期高齢者となる超高齢化社会の到来と人口減少に対応するため、医療介護の分野を見直し、医療、介護が一体となった仕組みづくりを推進するというものでございます。

主な内容でございますけれども、医療の分野では、1つは、病床の再編と連携。内容につきましては、入院した場合、完治して退院する病院完結型から、高度急性期、急性期、回復期、慢性期と、機能を分けるというものでございます。

2つ目は、在宅医療の推進と介護サービスの拡充。医療従事者などの確保及び育成などの事業を実施するために、消費税増税分を財源とした基金を各都道府県で設置するというものでございます。

3つ目は、地域の医療提供体制を目指すべき姿を示す地域医療構想を策定するというものでございます。千葉県では本年4月に作成しております。

次に、介護の分野でございますけれども、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化でございます。

高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療、介護連携などの地域支援事業の充実を図り、地域の包括的な支援サービス提供体制を構築するものでございます。

具体的には、予防給付の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームの入所基準の見直し、低所得者の保険料軽減、一定以上所得者の自己負担額の見直し及び補足給付要件の見直しなどでございます。

以上が医療介護総合確保推進法の主な内容でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ありがとうございます。

大きく分けて医療面と介護面。医療面では、入院のときのベッドのこと、それから病院の機能で分けるということ、それから医療従事者の養成に対しての基金の醸成と、それから県に対して地域医療構想をつくらせるということ。

あと、介護面については、もう去年から始まっています、大多喜町の今の介護面での現状はどうなっているのか教えてください。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 介護面での現状ということでございますが、先ほど述べました具体的なことから5つございますので、それについて現状を報告させていただきたいと思っております。

予防給付の地域支援事業への移行につきましては、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなどが地域のさまざまな資源を活用して高齢者を支援するため、介護予防給付のうち、従来の訪問介護、通所介護について町が地域の実情に応じて取り組みができるものでございます。

その辺につきましては、ことしの2月から始めまして、現在11名の方が介護給付から予防給付のほうに移行しております。

次に、特別養護老人ホームでございますけれども、特別養護老人ホームの入所基準の変更ですけれども、昨年4月から、新たに入所する人は原則要介護3以上の人が対象となって

おります。ただし、今回の変更で、特例として要介護1または2であっても、やむを得ない事情により特養ホーム以外での生活が著しく困難であると認められた場合には、市町村の関与のもとに入所を認められております。本町では、昨年1件、要介護1の方が入所しております。

次に、低所得者の保険料軽減ということでございますけれども、平成28年4月1日現在、被保険者数は3,637名でございます。そのうち、保険料軽減の対象となる第一段階の方が679名おります。

次に、一定以上所得者の自己負担額の見直しでございますけれども、一定以上所得者がサービスを利用したときの利用負担額が、1割から2割負担になるものでございます。本町では、本年度、昨年度末ですけれども、3月末現在で22名の方が対象となっております。そのうち20名の方が何らかのサービスを利用しております。また、1割負担から2割負担になったことでサービスを中断、減らしたということはございませんでした。

次に、補足給付要件の見直しでございますけれども、本町では、ことし4月末現在で6名の方が該当しております。内訳を見ますと、世帯分離している配偶者が住民税課税者であるため該当になった方が3名、預貯金が1,000万円以上の資産があったために該当になった方が3名でございます。なお、補足給付がなくなった理由で退所した方はおりませんでした。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ありがとうございます。

簡単なほうから伺っていきたくと思いますが、特養の入所基準の見直しで、要介護1の方が入られたということ、このことは構わないんですけれども、今まで要介護1、2でも入所希望を出していた方が引っ込めたというような例はないんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 引っ込めたというのはどういうことでしょうか。

○11番（野中眞弓君） 老人ホームに入りたいよということで、申し込むでしょう。そうすると、もう1、2は入れませんよということで、おたくはだめですと断られた、というとおかしい、あるいは、新規に出す場合は断られるだろうと思うんです。今まで出していた待機者、待機している方についてはどういう措置をされたんですか。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 今まで出していた方の関係……

○11番（野中眞弓君） で、1、2の方。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 1、2の方なのですが、新規に入る場合は3以上ですので、1、2の方はやはり外されたというのが私ども認識しております。

○11番（野中眞弓君） 待機でも、前に出していて待機していらっしゃる方は、やっぱりもうおたくは資格ありませんよということで。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） そのとおりだと思います。

3からということですので、1、2の方は申し込んであっても今度はいれないということで私どもは解釈しています。

○11番（野中眞弓君） 実際はどうなんですか。老人ホームでは。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 1、2で申し込みをされている方ですけれども、お断りをするということはありません。介護度は、また変更になりまして、3になる場合もございましたので、そのまま申し込みは受け付けてございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） わかりました。

もう1点伺いたいです。一番初めに説明があった予防給付の地域支援事業への移行のことなんですけれども、NPOや民間事業所、それからボランティアによって訪問介護などが行われると思うんですけれども、ボランティアの方のことについて伺いたいです。

広報の5月号に配られたものでしょうか、ボランティアさんを募集していますという大きな記事が載っていましたが、今ボランティアさん何人くらい登録されているのか。

それから、ボランティアの研修、要するに質の向上というか確保の問題というのはすごく重要だと思うんですけれども、ボランティアの研修。

それから、もしも事故があったりしたときの保険などの補償関係、ボランティアの身分保障みたいなものですね。どうなっているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ボランティアの人数と、また研修とあと補償ということでもよろしいでしょうか。

まず、人数でございますけれども、ボランティアの数につきましては、町の事業などに協力いただいているボランティアは127名でございます。

それと、研修ですけれども、昨年度個々の研修になりますけれども、認知症サポーター養成講座、年3回実施しておりまして、延べ51名の方が受講しております。

また、はつらつ支援ボランティア養成講座につきましては、年4回実施しまして9名の方が受講しております。また、その他ボランティアとして既に活躍している方には、年4回定例研修会を開催し、延べ108名の方が受講しております。

それと、保険などの補償につきましては、町が把握しているボランティアにつきましては、傷害保険等に加入しております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 1番の、予防給付が包括センターの管轄になっていく、これ、やっぱりボランティアの質の問題、サービスの質の問題にかかわる問題だと思うんです。

今まではきちんと講習を受けた介護士さんが訪問してお手伝いを、自立のお手伝いをしていたと思うんですけれども、今ボランティアが127名もいらっちゃって、基本的には素人の方が行くわけですね。

予防給付というか、要支援1、2という方は、単にお手伝いをするというのではなくて、できるだけ自立できる期間を延ばすという任務のもとに、訓練された人たちが今まで行っていると思うんですけれども、その辺、127名の方がどんなふうに行くかわかりませんが、現状としてはどういうふうに行かれているんですか。

それと、介護サービスの質が今までどおり訓練された介護士さんの件と同じように保証されているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですけれども、ボランティア百二十何名ですか、その方が今現状で予防給付のほうでお手伝いされているというものではありません。今現在、町では既存の介護事業所に介護予防、日常生活支援事業、総合事業の一部の訪問型サービスと通所型サービスを委託しております。その関係で、先ほど言いましたように、プロの方がやっておりますので質の確保はできていると考えております。

また、今後この国の基準が変わる可能性もありますが、今現在はこういう形で本町はやっておりますので、質の低下とかそういうのはないと思っております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 確認いたします。今、管轄は介護保険から町の地域支援事業にかわったけれども、派遣される介護士さんが今までどおり事業所から派遣されているということですね。

その介護保険から移行した部分については、ボランティアさんが行くということは今のところはない、これはどのくらいまで続くんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） その期間ですけれども、一応介護保険の事業計画が平成27年から29年までの期間となっております。ですから、29年度まではこの計画でいけると思いますが。ただ30年以降どうなるかは国の考えもありますので、29年までということで考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 30年以降については、盛んに今言われているボランティアに移行するという可能性はあるわけですね。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それはあると思います。

ただ、うちのほうとしましても、ボランティアが百二十何名おりますけれども、それでも少ないと思っておりますし、今後、NPOとかそういう一般の事業所もなかなか入ってこないのも現状であります。ですから、町としましても、今の制度を引き続き続けていきたいという考えは持っております。

○議長（志関武良夫君） 野中君に申し上げます。

残り時間が10分ほどとなります。

○11番（野中眞弓君） はい。次にいきたいと思えます。

医療面についてですけれども、病床の機能分化という聞きなれない用語が出ています。今は病気が治ってから退院するという病院完結型と説明されていましたが、そこは理解できます。それを4つに分ける、高度急性期、急性期、回復期、慢性期と4つに分けるといいます。この分類、どう違うのか。

4つに病院が分かれることによって、患者はどういう流れになっていくんでしょうか。教えてください。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 分類と流れということでございますけれども、まず初めに、高度急性期機能ですけれども、急な病気やけが、持病の悪化などで緊急に治療が必要な状態になる患者に対して、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能であります。

次に、急性期機能ですが、急な病気やけが、持病の悪化などで緊急に治療が必要な状態である患者に対し、状態の早期安定に向けて医療を提供する機能でございます。

次に、回復期機能でございますけれども、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能でございます。

次に、慢性期機能ですが、長期にわたり療養が必要な患者、重度の身体障害者及び難病患者等を入院させる機能とそれぞれ分類されております。

流れということでございますけれども、高度急性期機能から状態が安定したら、その人たちを今度は回復期とか慢性期のほうに移すような形、そういう流れになると思います。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今でも、3カ月たつと、もう次の病院をとと言われるという話とか、最近はまだ退院したのと思うくらい早く退院される方がふえているような気がするんですけども、この4つに分けることで病院から早く退院させられるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） そういうことはないと思います。病床の機能を分けることにより、早期の在宅復帰が可能になるということで、必ずしも退院させられるということではないと思います。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 機能を分けることによって何で早く在宅に移るのか、その辺理解ができないのですが。わかりますか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） その辺の関係なんですけれども、やはり国、県ではその辺が分けることによって効率的、効率よく医療介護を連携するということですので、その辺で早くなるのではないかと考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうですか。

それで、もう一点、医療の面でありました。

地域の目指すべき医療提供体制を示す地域医療構想、4月に発表したということですが、このことについて伺います。

この医療提供体制というのは、病院のあり方、病床数などが対象だと考えますけれども、この構想の中で、夷隅地域ではどういう計画になるのでしょうか。どのくらいベッド数に変

化があったりするのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 千葉県の地域医療構想でございますけれども、また、夷隅地区がどうなるかというご質問ですけれども、千葉県の地域医療構想では、二次保健医療圏を単位に構成されております。夷隅地区は山武長生夷隅の圏域に入ります。

県の地域医療構想では、当圏域内の総人口は減少に向かっていきますが、75歳以上の人口は、平成27年度から平成37年度にかけて33パーセント、約2万1,000人増加すると見込んでおります。また、入院患者数の推移では、一般病床及び療養病床の入院患者は、平成25年の1日2,040人から平成37年にかけて52パーセント増の1日3,098人と増加が見込まれております。

当圏域内の医療提供体制につきましては、平成37年の必要病床数は2,931床と県では見込んでおります。平成26年度の病床機能報告3,271床と比較いたしまして、340床少なくなると見込んでおります。また、病床機能ごとの必要病床数でございますけれども、急性期及び慢性期は過剰となり、高度急性期、また回復期については不足すると見込んでおります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） それは夷隅地区ではですね。この地域で340今よりも減るといふことですけれども、高齢者がふえても人口減がやっぱり進むので病床数は足りる、340減でも十分だということでしょうかという問題が1つと、在宅医療、早く在宅を促すというんですけれども、在宅医療を担う体制はどうなんでしょうか。

今、私たち大多喜の現状を見ると、往診をしてくださるお医者さんが非常に少ないのではないかと。そこのところを在宅、住みなれた地域で最期を迎えるのが望ましいという、大変美しい文言のもとに在宅ということで病院を出されても、地域医療にかかわる、在宅医療にかかわるスタッフが不足したのでは、私たち住民は非常に不安な思いをするんですが、その辺の在宅医療を担う体制整備については担保されているのでしょうか、構想の中で。

○議長（志関武良夫君） 野中君に申し上げます。

持ち時間が来ましたので速やかに整理してください。

○11番（野中眞弓君） はい。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですけれども、まず1点は、病床が減るこ



とについての質問でよろしいですね。

まず、この病床は減らすのではなく、少ないと見込んでいるものでありまして、県では医療と介護の連携をもとに見込んできております。ですから、必ずしも人口比で削減したということではないと思っております。

また、在宅医療を担う整備体制の担保ということでございますけれども、この在宅医療というのは、たしか病院と在宅でそういう訪問介護とか看護とかそういうものも含まれますけれども、施設もこの在宅医療の中に入ります。

県では、町もこの施設につきましては、必要なものについてはふやす予定でおりますし、県でも介護施設の整備には積極的に行っておりますので、その辺で担保はできているのではないかと思っております。

○11番（野中眞弓君） これで終わりますけれども、3つ目が私残っております。

いすみ医療センターこれからどうなるのだという問題ですけれども、機会がありましたら執行部のほうから説明していただきたいことを要望して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で、野中眞弓君の一般質問を終了します。

ここで10分間の休憩をとります。

11時10分からの再開とします。

(午前10時58分)

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

---

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

次に、8番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

○8番（渡邊泰宣君） 8番渡邊でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

水道水供給についてということで質問させていただきたいと思います。

大多喜町の水道事業が始まって何年になるかはちょっと私も記憶がありませんが、加入者の給水状態についてこんな事例があったということで、質問したいと思います。

今回の質問に取り上げさせていただきましたが、住民の公平なサービスを受ける権利の観点から質問させていただきたいと思います。

多分私の質問から同様に似たような状態のところも町内に何カ所かあるのではないかと推測されますが、なければ幸いと思います。

人の生活の中で水と空気はなくてはならない成分であるということは言うまでもありません。そんな中、次の事例が加入者より話を伺いました。

水道の出方が悪く大変不自由な思いをしている、現状を見てもらえないかということで、私もちょっと行ってみました。出方が悪いといっても、そんなにひどい状態かとは想像していなかったんですが、その家庭は、出方が悪いということで、当初工事が終わった後にいろいろ水道工事店と話し合っ、調査してみたいなんです。水道管そのものが細いのか、あるいは圧力が足りないのか、いろいろ検討したらしいのですが、どうしようもないということで、業者と話し合っ、タンクをつけて、そこに一旦水道水をためて、それからポンプを、自家水のポンプだと思いますが、それをつけてたまった水をさらに家庭内の蛇口に供給するというふうな給水方法でした。

ちなみに、私も地元のお寺はやはり高いところにあるので、これは出方は、私の想像はそういうところの出方という観点から見ましたんですが、出方はちょっと緩いというような状態ですけれども、お寺の場合には、夏に、人、子供たちを集めているいろんなイベントをやる時に水が足りないというような観点からタンクを設けて、そこに一旦ためてから給水するというような設備です。

その家庭の設備も、やはりそういう方法をとっておりました。そのタンクも、お寺の場合と一般の家庭で利用する場合とタンクの大きさがちょっと違います。ちょっと見た感じでは、あれは100リッターか200リッターくらいのタンクだったと思います。そんなところで、そのまま使っていると、今給湯器とかあるいは水洗トイレとかいろんな設備がありますが、やはり圧力がないと機能を果たさないというようなことがありますので、そのためにその補助タンクとそれから簡易のポンプですか、それを据えて今までやっていたみたいです。多分もう10年以上はそれでしのいでいたということです。

それで、その費用にいたしましても、やはり個人が自分で負担したというようなことなんですが、町としてこのような家庭があるということ、実情を知っていたのかどうか伺いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、環境水道課の方から答えさせていただきます。

ご質問のタンクとポンプの設置につきましては、受水槽の設置に該当し、給水装置ということになります。これにつきましては、工事前に町長の承認が必要となる施設となります。この承認申請が行われて受水槽を設置している家庭は、現在町内に5カ所あると把握しております。これは一般家庭のみです。

この5カ所につきましては、いずれも給水申し込みの際に給水の圧力が低く、通常の直圧式での給水が困難だということで、給水申し込みの際に、条件として受水槽による給水を前提に加入者の承諾をいただき、給水を実施しているところです。

また、通常この受水槽を設置する場合のタンクの容量の目安としては、1日の総使用量の4割から6割のタンクを設置するということとされております。

ご質問のような状況について直接環境水道課への相談等は、今のところは聞いていないような状況です。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 5件の家庭が装置をつけているというようなことですが、その場合に町としては、そのタンクとかポンプですか、その辺については、さっき言いました家庭で負担しているのか、あるいは町のほうで何か補助としてやったのかどうか伺います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） この受水槽につきましては、給水装置の一部ということになりますので、基本的に加入者の方の個人負担ということになってしまいます。

ただし、新たに水道に加入した時点では何の問題もない水圧であった、それで現状では水圧が不足しているというような事例であれば、水道事業としても何らかの方法により水圧の確保に努めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 加入した当初は圧力があっただけけれども、その後の状況で圧力の変化が出たというようなこと、というふうに捉えていいのですか。それで、その場合でも加入者が負担するというようなことでよろしいですか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 後段に言った話につきましては、状況によるんですけども、それは調査した中で、場合によっては、町のほうで口径を太くするとか、そういうような措

置もしなければいけないような状況も出てくるということです。基本的には、受水槽をつけるのは個人の負担ということになります。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） いろんな話を持ち出して申しわけないんですが、やはりものを供給するということに関しては、受給された側が満足できるようなことでなければ、それは何か供給側でもある程度の処置はとらなければいけないんじゃないかというふうに私は思っておりますが、今工事の内容によっては水道管の施設の、口径の大きいものいろいろいるように判断したんですが、そういうこともやるというようなことなんですが、多分この地域、板谷の集落なんですよ、西畑の。場所は、板谷のお寺の近辺なんです。お寺そのものもやはり水の出方が余りよくないというようなことで、その周辺の数件がやっぱり出方がよくない。それで、2件ぐらいはその受水タンクをつけているというようなことで、それで、平成14年に集落として要望書を区長が出しているというふうに聞いております。その辺の回答はどのような内容なのか、わかったら教えてもらいたい。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 申しわけありません。平成14年当時の回答はちょっと調べておりませんが、それ以後にも要望があったふうには聞いております。そのときは、あくまでもその個人の宅のことなので、給水管を増口径するなりの方法をお願いしたいという回答をしているように聞いております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） その加入者の方の聞いたところによりますと、給水栓の増設などにより使用頻度の多いときに水流が不足を生じているということは町のほうでもわかっているということと、それからこれを改修するには、県道、町道の改良時にあわせて配水管及び支管の布設替を行う予定ということで回答があったようなことを聞いております。

その後、町道の舗装工事を行ったというふうに言うておりましたが、そのときにも増口径工事等を行わないでそのままの状態であったというふうに聞いております。

その辺で間違いはないか、書類がないということなので、どうなのか。あるいはそれ以降にこういうようなことを処置するのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 今、板谷地区というようなことでありましたので、板谷地区につきましては、平成17年、県道から集会所を通過していくルート口径を太くしてあります。

そのとき、その配水管からとっている家庭では、それなりの水圧が確保できたというふうに聞いております。

今、質問の区域につきましては、当時以降、改良工事等は恐らく行われていないと思われ  
ます、その周辺はですね。ですから、その部分についての口径等は恐らくやっていないと思  
います。

それから、今現在ですけれども、板谷に行く橋ですね、改良工事やっていると  
思います。そこでも、これまで口径が75だったものを100に増口径をして布設をする  
予定をしておりますので、それらの口径を大きくしたことによって影響があるのか  
どうかも、また今後見ていければというふうに思っています。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今、橋の改修工事に合わせて75から100の増設とい  
うことなんですが、やはり一部、部分的なものになりますよね、そうすると。橋  
の近辺の、多分舗装からやり直すだろうと思うけれども、そうした場合、その  
先のほうは、ではまだ75が入っているということなんですか、本管は。

それから、もう一つ伺いたいのは、ではその本管は75ミリ、本管から分  
かれた支線というんですか、その辺の口径は今現在どのくらいのものが入  
っているのか。途中でまた細くなっているというふうに思うんですが、その  
辺わかりましたら。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 今おっしゃられた場所の区域のところ  
ということでしょうか。  
（「そうですね、板谷の踏切の手前から右に上がっていると思うん  
ですが」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） そこにつきましては、口径が30ミリで  
上がっているというふうに把握しています。そこから件数が恐らく6件ぐ  
らいあるんじゃないかと思えますけれども、その場所につきましては、町  
で把握している受水槽は1つあります。

その受水槽の家庭につきましても、当初水圧が低いというのはもうわか  
っておりましたので、そのときも、ですから最初からもう受水槽をつけて  
もらいたいという話をしてあります。またさらに、できれば給水管のほう  
を太くしてもらいたいというようなお願いもしてあると思います。

それで、周辺のその関係者のお宅の承諾をいただいて、新たに給水をする  
というような形で給水をしているというような過去に経過はあるというふう  
に聞いておりますので、恐らく

水圧が下がったのは件数がふえてきたことによるのが一番だと思います。使用量よりも当然ふえていると思います。

そこら辺もありますので、なるべく加入する際には口径を太くしてもらいたいというような願いはするんですけども、どうしても費用がかかりますので、個人の負担というものをなるべく軽減させるために、給水管そのものは同じ口径にして加入してもらおう。そのために、町としては、近所の方の承諾書をいただいて新規に加入していただくというような方法をとって、水道のほうに加入していただくような状況です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ちなみに、数字的なものを伺いますが、本管の今の水圧というんですか、それがどのくらいあるのか、普通一般家庭に到達するまでの水圧はどのくらいあったら満足して使えるのか、その辺がわかりましたら伺いたいと思います。

その辺について、それによって加圧ポンプが必要なのか、あるいは今言った受水槽をつけて小さなポンプで代替するのか、その辺もちょっと知りたいので、本管の圧力とか、それから支線の圧力、その辺についてわかりましたらお願いします。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 板谷地区に限りますと、面白の浄水場からの給水になっております。面白から伊保田に低区の配水池というものがあまして、そこで1回水圧が開放されまして、そこからの高さによって水圧が決まってきます。

伊保田の配水池の高さが132メートルあるんですが、そこから板谷の先ほど言われた場所、地域ですね、110メートルあります。そうすると、22メートルぐらいの差があるということですね。単純に言って2キロちょっとなんですけれども、通常3キロあれば、通常の給湯器とか一般の家庭用の給水装置については問題ないというふうにされておりますので、この、板谷の出の悪いところにつきましても2キロはあるんですけれども、ただその口径なりが細いことによって、その水圧がさらに下がってくるというような状況になってきていると思います。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） そうしますと、やはり圧力的にはある程度はいつている状態なんですけど、口径の問題が出てきちゃっているということなんですけど、そうした場合に、やはり口径を太くして、それに見合ったような水量を供給することがいい方法かなというふうに、加入者のほうの負担も少なくなるんじゃないか。

今使っているポンプ、受水槽プラスポンプについてもやはり十何年使っているということ

のようです。ですから、そろそろ壊れる状態になってくるのではないかと思います。その辺で、できればその装置を使わないで満足に使える状態になっていかないといけないんじゃないかと思います、その辺どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） その圧力の問題につきましては、なかなか、昔の施設をそのまま引き継ぎながら改良、改良ということでやってきまして、そういうまだ全て改善ができてはいないんです。石綿管の入れかえ等もやりながらやって、管種を太くしたりとしております。

ただ、その水圧というのは、やっぱり蛇口から出るときの圧力というのは、実はその、今言いましたように、高さの問題ともう一つは管路と管の太さと流速によって決まるわけで、どうしてもだから、先ほど課長の話でも申しましたけれども、当時はそれで間に合ったものが、件数がふえて水量がふえると今度は管の流速が速くなるということで、損失抵抗が非常に大きくなる。そういうことになりますと、圧力をどんどん加えて出るときには本当に低くなってしまふという状況なんですね。ですから、そういったことは今言いましたように、管を太くして流速を遅くすると、そういう考え方も一つでありましょうし、また、落差について、もうちょっとやはり検討する必要はあると思います。

ただ、大多喜町の場合は道路から1軒のおうちが物すごい高いところにあるところがあって、もう一つは低いところがありまして、逆に高低差をつけると今度は低いおうちは圧力が上がり過ぎて、蛇口ひねったら入れ物に水がはねちゃったりとかということもありまして、その圧力の幅をとるとするのは非常に難しいんですが、この今の板谷地区につきましては、もともと、さっきご質問のように、ずっと圧力が足りないということで、高低差をまず一つ直そうということで、伊保田の低区については今検討しているところでございます。

もう一つは、今75を順次100に切りかえまして全体的に流速を落とした中で、圧力のやっぱり十分ためた形で蛇口に送り込めるような形を今これからやろうということでございます。

ただもう一つ板谷の中で難しいなと思うところは、1本の配管から複数管引き込んでいるといますかね、今申しました30のような配管で何件とっているかという、そういった問題がもう一つ残りますけれども、それにしても落差の分と管内圧力を高めることによってかなり改善できるかなと思っていますので、これらをしっかりとまずは進めていきたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今、落差の問題とかお話が出ましたけれども、低いところは当然それ

は圧がかかりますよね。そうした場合に圧力を調整する弁もあると思うんですが、そういうものを設置すればある程度改善できるのではないかと思うんですが。工事費もかかると思いますが、どうでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この減圧装置ということになるんですけども、実は大多喜町は上がったたり下がったりしていますんで、例えばA、B、C、Dとありますよね。それでAが高くてBは非常に低いと、それで今度はCが上がってということになると、そのAとBの地点に減圧を入れると、今度はCが出なくなっちゃうんですね。ですから非常にそういう難しいところがあるんです。ですから、個々にその部分だけをやると、大多喜町で大変いろんなところにつけてやらなければいけませんので、そういう非常に難しい技術的な面があります。

ですから、そういったことをいろいろ今検討しながら、全体的に間に合わせられるような、さっき課長が言いましたように、理想は3キロあるのが一番いいんです。しかし、実際には高いところでは10キロぐらいに上がっているところもありまして、非常にそこが厳しいわけです。ですから、それをいかに3キロから5キロの間に調整していくかというのは、高低差との闘いがありまして非常に難しいんですが、板谷地区につきましては、今言ったように、そういった低区の位置をちょっと上げるとかして、また管種をちょっと75から100にしながら改善していければと思います。また、それぞれの地域についても、そういう問題点がたくさんございますんで、これからそういったことを一つ一つ詰めていきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 渡邊君に申し上げます。

持ち時間があと5分ということでございますので、よろしくお願いします。

○8番（渡邊泰宣君） はい。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今、その圧力についてですか、ちょっとしたことで調整できるんじゃないかという、自分は素人考えなんですけど、家庭内のメーターのところありますよね、あの辺のバルブの締めぐあいとかそういうので調整はできないんですかね、そういうのは。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 圧力はですね、バルブを絞っては調整できないです。あくまでも、その減圧弁というものが要なんですね。例えば7キロで入ってきたものを3キロにしたいとなると、それに見合ったスプリングの圧力をぐっと強くして、水がその圧力を乗り越えなければいけないように調整をしてあるわけです。ですから、バルブを絞ってもそれは圧力につ



いては一切関係ないわけです。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） いろいろご回答いただきましたけれども、その工事というのか、増幅の工事とか、そういうものについてのおおよその見当というのはどうでしょうかね。  
ご回答いただけますか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど申しましたように、板谷地区につきましては、課長がさっき答弁したように、順次進めておりまして、あとは高さの問題と、そういったところも今検討しておりまして、予算もかかることでもございますので、またそこを上げることによって今度は他の地区に影響する問題もありますので、そういったことも今いろいろ調べながら、実際にでは何メートル低区を上げたらいいかとか、そういったことを今検討しているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） わかりました。それでは、加入者も大分困っている状態なんで、受水タンクをつけても、タンクを使い切っちゃうとそれがたまるまでにまた時間がかかるという、それほどひどい状態なんですよね。ですから、できるだけ早い時期にその工事をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（志関武良夫君） 以上で、渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（志関武良夫君） 次に、9番吉野僖一君の一般質問を行います。

○9番（吉野僖一君） 9番吉野僖一です。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

当初はお昼から一番ということだったんですけど、時間の関係で午前中にやらせていただきます。

通告どおり中房総観光推進ネットワーク協議会等についてお伺いいたします。

今回の議会で、初めに諸報告事項の中に、4月14日に中房総観光推進ネットワーク協議会総会とありましたので、始める前にその辺のご報告をお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 中房総観光推進ネットワーク協議会の内容ということでございます。

本協議会につきましては、平成20年に各自治体が連携しまして、広域的な取り組みを行うということで、観光振興、交流人口の拡大を図るためということで、当初この20年につきましては、茂原市、長柄町、長南町、大多喜町、いすみ市、御宿町、勝浦市、鴨川市、市原市の5市4町ということで協議会を設立ということになっています。

その後、22年におきましては、鴨川市が脱退ということで、4市4町ということでございました。

（「6町でなかった、4町」の声あり）

○産業振興課長（吉野敏洋君） その後ですね、平成23年の8月、このときに市町村会議を行いまして、一宮町と睦沢町が新規に加入ということで、現在の4市6町ということで構成をされて、先ほど冒頭に議員さんからございました会議を今年度開催したということでございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

一応経緯は今のご説明どおりなんですけれども、今年度の活動内容とかそういうあれは何か審議されましたか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 今年度ということでございますが、28年度の事業計画というところでございますけれども、まずプロモーション事業の実施、プロモーションですね。

何をやるかといいますと、今年度につきましては、アクアラインにございます海ほたる、こちらで観光キャンペーン、アクアラインを通過するお客さん方、海ほたるを利用していただけのお客さん方ですね、こちらさんのほうに、観光客を中房総エリアのほうへ誘致するためのPR活動、こちらを予定しております。

あと、ちょっと先になるかと思えますけれども、これから行われます県のほうで予定されておりますアクアラインマラソンですか、こちらのほうも関連のPRブースを設置してPRをしていきたいというところでございます。

あと、このほかに中房総エリア外というところで、やはりPRのイベントを実施しようというところが計画されております。候補となるエリアというところで、横浜、それとあと、北関東方面というところで、まだ場所は正式には決まっていないということで、北関東を一

応予定したいということでございます。

一応、大きな外に出るような事業は以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、ことしの総会の内容、大体それになっちゃうんですけども、この質問の中、今言ったように、平成20年2月に設立された、広域連携を図り観光振興を推進するための中房総観光推進ネットワーク協議会ということで、4市6町、今課長が説明されたように、初めは鴨川も入っていたそうでございます。

それについて、その中に中房総宣言ということがあるんですが、それについて課長、知っておりましたらお願いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 中房総宣言ということでございます。これは、平成23年8月4日、参加されている各市町の域を超えまして、自治体が連携し広域的な取り組みを行うことで、効果的な観光振興、地域振興、交流人口の拡大を図ることを目的としまして、構成市町による決意表明としまして中房総宣言を採択したものでございます。

内容につきましては、次のとおりでございます。

1、私たちは、互いに連携し、切磋琢磨することで、地域振興を図り、中房総の名を全国に発信します。

1、私たちは、圏央道の供用開始による波及効果を最大限に活かし、多くの人を中房総に呼び込む取り組みを推進します。

1、私たちは、中房総を訪れてくれる人を、笑顔とおもてなしの心を持ってお迎えします。

以上3点でございますけれども、これは各自自治体が連携を今後とりまして、効果的な取り組みを進めていきたいというところでございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

今、そのように中房総宣言ということで、各首長が第1回の会議のときにこれが認定されたということで、観光立県、森田健作知事も何とか千葉県をそういう観光でもってやろうということ動いております。

そこで、今2番目の協議会の活動については、課長がことしの総会のあれで一応述べてくれたので、大体それでいいと思いますので、この辺はちょっと飛ばします。

本町では、この協議会をどのように位置づけ、観光施策に生かす計画があるか、その辺を

ちょっとお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） この協議会を町がどのように位置づけて生かす計画があるのかというご質問でございます。

ただいま、圏央道、これが大分整備が進んでおります。この圏央道を受けまして、観光客の周遊、さらに交流ですね、こちらのほうが拡大するというふうに、現実的に入っておりますので、このような形をこの協議会、参加自治体ですね、連携をとっていきまして、今後の地域資源、これをうまく活用いたしまして情報を発信する場としまして、さらに観光客の誘致キャンペーン、現在も行って計画もございますけれども、これを展開し魅力ある観光資源をふやすということで相乗効果、これがかなり期待できるというふうに考えております。

特に、首都圏のほう、先ほどありました横浜のほうにも行くという事業計画もございますので、こちらのほうからも内房に訪れたお客さんをさらに中房のほうにも来ていただくという、来訪をさせていただく場ということ町をのほうでも大きな利益が生まれるものだろうというところで、すばらしい事業だということひとつ考えておりますので、この協議会の主催のキャンペーンですね、PR活動の、ここにつきまして、町のほうもこの観光施策に生かす事業というところで、協議会とともにさらにどのような事業ができるのか模索していきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 何事もやはりチームワークというか、地域全体でやっぱり相乗効果とか、観光地がいっぱいありますんで、その辺を連携してくれば今後の観光振興ということで各町もそれぞれの協力、協賛でやっていただければ、やっぱりこれは、トップで町長にもちょっと意見をお伺いしたいんですけれども、そういうことでよろしいですかね。各市町村がやっぱり中房総ということで、これからも進めていくということ、ちょっと一言。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、議員のおっしゃるとおりでございます、中房総はもともとは市原市が近隣の、一番最初にいろいろ申し入れてきて、動いたところでございます、大体市原市を中心として、これから中房総として皆さんで協力してやはり誘客を進めていくということで、今のご質問のとおりだと思います。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。またよろしくお伺いしたいと思います。

次です。問題はこの辺の、きのうもいすみ鉄道のいろいろな問題のやつが配られたんですけども、今後のいすみ鉄道、まあ小湊鉄道も中野駅でとまっちゃってるんですが、その辺をこういう中房総観光推進ネットワークとかそういう県とゆくゆくはうまく連携して、個人的な意見かもしれないですけども、上総中野駅は始発駅終点駅ということで、その辺に何かやっぱり拠点づくりをして、今後の対応というか、それで、個人的には、小湊鉄道の中にもいすみ鉄道の中にも夢の房総横断鉄道ということで、そういう考えのある方が何人かおられますんで、その辺について、房総横断鉄道について観光的なあれで、動く博物館というか、そういう感じで、今そういう鉄道マニア、観光でやるしかないと思うんですよね。なかなか子供に乗れと言ったって、役場の職員に乗れと言ったって、これはもう時代で無理な話なんで、やっぱり観光、こういうあれを生かして、動く博物館とかなんとか、国、県とかそういう補助金を生かしてやる、そういう計画は町長はあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） とりあえず、いすみ鉄道と小湊鉄道につきましては、横断切符を含めまして連携ということは今までもやっておりますんで、これからもさらにいろんな企画を両社で詰めて、やはりいいものを提供できれば当然観光客の皆さんも来ていただけますんで、それは両社でしっかりとまた話をして協力していくということ、またそれに大多喜町と市原市、これも一緒にやはり協力していくという形が必要だと思いますんで、しっかりとその辺はまた協力してやってまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 時間があれなんで飛ばします。

次に、今の件で、SLの呼び込みについて、SLといっても、本当のSLというのは重量が多くてとても今の線路では難しいということで、たまたま小湊鉄道がトロッコ列車ということでSLを模したディーゼルカーで、牛久から中野でなくて溪谷どまりなんですよね。その往復なんで、その辺が今後の課題かなと思うんです。

やっぱり養老溪谷だけじゃなくて、市原だけじゃなくて、大多喜とか房総横断鉄道もうまくそれを活用すれば、高速バスを今オリブの中ですけれども、上総中野駅を拠点にしてそこで乗り換えしてやるか何か、そういう、個人的には思うんですけども、その辺も今後の課題で一応提案というかしたいと思います。そこへ来て全部大多喜じゃなくても半分半分でもお客さんが大勢乗れるからそのほうがいいかなというあれもある、すみません、これは個人的なあれなんでお願いでとめておきます。

続きまして、今町が、私がちょっとメンバーに入っていないだけで申しわけないんだけど、小さな拠点づくりで中野駅周辺の開発とか検討委員会が発足されていますが、今後の、これも地域振興の補助金700万ですか、実際に地元で50万で650万がそういうプロダクションというか計画のあれに使われるということなんですけれども、その辺の進捗状態は今の辺まで話が進んでいるんでしょうか、お伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、企画財政課のほうでお答えをさせていただきます。

中野駅の周辺検討委員会についてでございますが、第3回の会議を3月11日に開催してございます。

協議内容につきましては、地域の観光資源の洗い出しについてと、アンケート調査についてを議題としており、地域の観光資源についてはそれぞれの委員から発表されたところでございます。

また、アンケート調査についてでございますが、どのように実施するのか、どの範囲で実施するのか、それぞれ意見は出されたのですが、業者が決定した後に内容を検討したいということでした。

そして28年度に入り、5月24日に第4回の会議を開催してございます。この会議では、委員や事務局の変更等もございましたので、今後の進め方及びスケジュールについて、それとサポート業者についてを議題としております。

まず、平成28年度のスケジュールとして物品販売の試行や検証、施設の整備運営の検討などに関するスケジュール案を提示して了承されております。

また、サポート業者につきましては、業者選定への代表者数名の参加の要望、事業の内容としては、現状の把握や分析は既にできているので不要ではないかというご意見や、あるいは支援内容として、若者へのアンケート調査だけでよいのではないかというご意見、あるいは学生の意見を聞いたらどうかなどというご意見が出されております。

なお、詳細については、会議録でまた後でご報告をさせていただければというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。今後もまたよろしくお願ひしたいと思います。

時間がもう少しあるので。過去に、私も中野駅が更地になったときに小湊本社に中野の商店街の会長さんと副長さんと3人で小湊の本社へ行って要望したら、小湊さんは当時は公共

的なものであればあそこ使っていいよというオーケーが出たんです。

そのときちょうど宍倉町長、飯島町長も知っていると思うんですけども、宍倉さんが町長のときで、湯倉のコミュニティセンターを中野駅にということで、私提言したんだけど、何か湯倉の土地が県の土地収用委員会にはかった土地なので、今さら県に要らないということで返すわけにいかないから、吉野さん、余り動かないでくれよと、もうストップがかかった。

実際、だから現況の湯倉の地先、あそこも本当は設計だと角地にコミュニティができる計画だったんだけど、地主さんともやっぱりあれで奥の方になっちゃった。そういうことで、でき上がったときに、宍倉さんが、町長が私に謝りました。みんなの前じゃないですよ、個人的に。湯倉は失敗しました。まあそれはできちゃったからもうしょうがないんだから、それは言ったってしょうがないんだからいいですよと言ったんだけど、その中野の駅にやはり公的なそういう人の集まる施設、今盛んにやっていますから私は余り言いたくありませんけれども、絶対潰れないような公的な施設が一番いいかなと思うんですよね。

それでもって、そういう中野にできてる体育館、当然体育館ができたろうし、中学校もそれを使うだろうし、大会もそこでできたろうしということで、私はそのときの判断は間違ってたなかつたと思うんですよね。やっぱり中野を活性化するにはそれしかないと思ってやったんだけど、やっぱり町も信用問題だから動かないでくれと。そういういきさつがあつて、その更地になったあと、ではテント張らせてくれということで小湊に行ったんですよね。だけど、テントじゃ危ないからということで、たまたま千葉日報に茂原のところに枕木でログハウスのやつが新聞に出たんですよね。あ、これだなと思って、それで今のログハウス風の駅舎になった経緯があるんですよね。

だから、やはり自分も小さいときから中野駅で遊んだりして、中野も本当は、中野駅で野球チームができたし、というのはうちの裏に牛乳屋さん、明治牛乳の集乳所があつて、石炭が貨車便で来ていたんですよね。野球チームができるだけの人数がいたし、郵便局も中野で集配がいっぱい、郵便局の野球チーム、材木屋の野球チームもあつたし、商店街の青年団の野球チームも、それだけのあれがあつたんですよね、昔は、私が小さいときは。いや、それぐらいあつたの、中野駅は。今本当に何もなくて、観光客が来ても、食堂はどこにあるんですかとか、コンビニはどこにあるんですかとか、いろいろ聞かれる状態です。

だから、やはりそういう小さな拠点づくりということなんで、その辺は私が言つてはいけないようなあれらしいんで、過去にはそういうことがあつたということで一応企画課長は頭

に置いておいてもらいたい。たまたま西畑で今これと、個人的なあれで申しわけないんだけど、農協の建物も大分古いんだし、農協をあそこにやってもらってそういう農産物の直売所だとかなんとかそういう計画もあるみたいだから、それがいいかなという感じもするんだけど、そのほかにまたいろいろないいプロモーション、計画があればね。それに、個人的な意見で、ちょっと一般質問とずれちゃって申しわけないけれども、拠点づくりということで、個人的には、一応中野で4代目というのはうちだけだと思うんですよね。飯島町長が2代目ですね、町長のところは。それで、戦前は、この間も大多喜百貨店が出たけれども、吉野家百貨店といってうちが最初で最後かなと思ったら大多喜百貨店出ましてね。戦争で結局うちはもうだめになって、没収されちゃって。

まあ、そういうことであったんで、今後の町のために皆さんよろしくお願いします。

一般質問これで終わります。

○議長（志関武良夫君） 以上で、吉野僖一君の一般質問を終了します。

ここでしばらくの間休憩をしたいと思います。

午後1時からの再開とします。

(午後 零時00分)

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

◇ 野 村 賢 一 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

5番野村賢一君の一般質問を行います。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 一般質問、きのうに続いて同じく地震関係の大災害の件でございます。

きのうの質問の中で総務課長は、近隣の市町村とは災害協定を結んであると、そのような答弁をしておりましたけれども、大多喜町は近隣が非常に多うございます。6カ所ぐらいあるんですかね、町と市を入れて。それと全部結んでいるということで考えてよろしいですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 議長にちょっとお願いなんですけれども、答弁の前に、きのうの野村議員の質問の中で、病院の耐震化について答弁が漏れておりましたので、一緒に答弁



したいと思いますが。

昭和56年以降の耐震基準で建てられているものは大丈夫と、耐震は問題ないと思われます。それ以前のものについては、この辺できるだけ町で把握したいというふうに考えております。

それと、今の質問ですけれども、近隣の消防本部等と協定を結んでおります。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） その協定というのはどんなものなんでしょうかね、災害協定というのは。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 主なものは、災害の相互応援協定ということで、それぞれ例えばその地区で災害等発生しますとお互いに応援し合う。消防関係ですと、例えば救助隊とかそういうような形になろうかと思えます。また、例えば東京の荒川区等とも結んでおりますが、そうなりますとお互いに避難民の受け入れですとか、物資の提供、供給、そういうことになろうかと思えます。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） きのう、発電機の話をしたんですけれども、今回の補正で67万2,000円ですか、ありましたね。それで、予算通ったからこれからいろいろ発注したりなんかするんでしょうけれども、この発電機というのはどのくらい賄えるんですかね、庁舎全体だけですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 発電機につきましては、3月補正で予算措置させていただきまして、それで明許繰越なので、当初から繰り越すということで、まあ設計費なんですけど繰り越すということで予定しておりまして、仕事がおくれて繰り越したということではございません。既に設計のほうを発注しておりまして、どこをつけるかという、それが一番問題になるわけですけれども、とりあえずこちらの中庁舎のほうは考えておりませんで、新庁舎のみということ、あと第3庁舎の一部になるかと思えますが、新庁舎のほうは、まず照明は2分の1はつけたいというふうに考えております。そのほかに、パソコンがございまして、サーバールームのパソコンは全部使えるような形にしたい。それと空調は、ガス空調ですので建物の中の空調はこれはずっと電気が回復してもガスですからそちらは無理でしょうから考えない。それで宿直室とサーバールームの空調は、これは電気ですからそれは確保したい。それとトイレを、多目的トイレを1カ所は動かしたい。それとあと事務所内のコンセントを

幾つか使えるようにしてパソコンが動くようにしたいというふうに考えております。それと防災行政無線はもちろん動くようにしたいというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） わかりました。

町長、あの全国の町村会から職員を派遣して応援しようじゃないかという話がありますね。大多喜町はその件に関して職員派遣する、まあしちゃった場合はもういいですけども、これから、してなかった場合、何名ぐらいの職員を派遣する予定でおります。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先般、千葉県の町村会の会議がございまして、町村会で今もうちょっと調べまして、それで各市、町に連絡よこすということになっていまして、それに応えていければと思いますが、あともう一点は、職員を長期でそこに行ける人がどのぐらいいるかという問題も一つあります。ただ、この間のいろいろ町村会の会議の中で、ある程度専門的な専門職ですかね、そういった方が中心になるのかなと、そんなお話も出ておりましたので、近々町村会のほうでまとめていただけたと思います。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 4項目めの避難場所は本当に安心なのか、また誘導等はどうなのかということで質問させていただきます。

熊本県の益城町の最大の避難場所は町の総合体育館だということで、きのうもお話ししましたけれども、収容人員は2,000人である。しかしながら、今回の激震でミニアリーナの天井が崩れて使用できなかったという報道が出ております。この体育館の町としての想定が、やはりきのうも触れたんですが、九州地区は台風や豪雨が多いために、地震に対しての想定は余りしていなかったようでございます。町の防災担当者が、地震の後に町で避難場所指定のある場所に、16カ所あるらしいんですが、回ってみてその目で見たものは、まず公民館の壁の破壊ですか、倒壊ですか、あと小学校の天井の崩落、司令塔の役場の停電、通信ケーブルが切れ、避難場所の中核の総合体育館のアリーナ、今話ししましたけれども、天井が数枚落ちたということで、そしてこの町民がその夜避難した場所が、この室内の体育館に入らず、やはり余震がいろいろあった中で恐怖感があったと思うんですが、ほとんどその入り口とか雨どいというんですかね、そのすぐ近くとか、それとあとは車でグラウンドの中で車中泊したと、そういう話を聞いております。

そこで、大多喜町でも避難場所、指定場所はあります。確認の意味で何カ所あるでしょう

か。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 避難場所は、防災計画で指定してある避難場所は14カ所でございます。そのほかに緊急のみというものが4カ所ほどございます。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） その避難場所が地震に弱い、耐震ができていなかったら何も意味はないわけですね。そこら辺の耐震とかそういうのはどうなっているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 先ほどお話ししました14カ所の施設ですけれども、ほとんど新しい耐震基準で設計されたものが多く、またそれ以前のものについては耐震補強を行うなどしておりますので、一般的には安全だというふうに考えております。先ほど、天井が落下した話が出ておりました、益城町総合アリーナの天井が落ちたということで新聞に出ておりましたけれども、幸い町のほうは、例えば上瀑小学校、総元小学校の体育館もそうですけれども、非常に統合が目前の中で賛否両論ありましたけれども、使用を中止して改修を行いました。また、きのうちょっとお話もしましたけれども、農村コミュニティセンターの体育館、また海洋センターの体育館も行いました、公民館のホールも行いました。あと西小、大多喜中学校の屋内体育館は新しい基準でできていますので、天井の落下というのは、必ずこれが絶対はないかというのはちょっといろいろ難しい問題もあるんじゃないかと思いますが、一般的には安全だというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 今回の、最初は夜ですね、発生したのが。夜ですと、やっぱり暗闇の中でいろいろ本当に心理的に不安が大変だと思うんです。さっきも庁舎の発電機の話は質問しましたけれども、各消防の分団に発電機が1台ずつございますね、そういうのは避難場所に近くの場合、使用できるかどうか、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ご指摘のとおり、消防団には皆発電機ございます。そのほかに5つの分団がございしますが、それらの分団に1台は照明車というのがございますので、それは、あと消防団の活動がどうなるかということになるかと思いますが、場合によってはそれも使うことが可能だというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 今、課長からあった、照明つきの搭載車の件なんですけれども、各分団に1台ずつあるということでございますけれども、その分団に日ごろから訓練で、激震の災害があったときには出てもらいたいという、そういう通達と言ったらおかしいですかね、そんなことは通っているんでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 消防団の役目は、もちろん非常によくご存じだと思いますけれども、要するに災害も含めて、身体、生命、財産を守るということですので、それはもちろん火事だけではなくて、それは災害のときには出ると、それはもうもちろん消防団の使命ですのでそれは改めて通知するまでもなく、そういう考えで皆さんいてくれているというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） あの搭載車の照明というのは、かなり広く遠くまで明るくしますよね。まあ本当に大多喜町はこれから消防署が目の前にある中でこれからの消防車の更新というのは町長どうでしょうか、ああいう搭載車を重点的に更新したらいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 最近の消防の自動車、これはかなり小型化されておまして、装備もそういう点ではあらゆるものを今装備し始めておまして、今ご指摘のとおり、災害に備えた形の中で、そういう装備も備えたものをどんどんまたこれから新しく導入するものはふやしていく必要があるかと思えます。それは今議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） ここで、災害が起きたときに避難誘導とか、そういうのが非常に大事になると思うんですが、総務課長、職員の中でこの防災関係に精通している職員はいらっしゃいますか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 職員それぞれ異動がございますので、消防に、その部署につけばそれなりに精通はいたしますけれども、例えば近隣ですと、いすみ市に防災官とかいらっしゃいますが、そこまで精通はしていないというふうに考えておりますが、それぞれ経験した職員はそれなりの知識と経験を持っているというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 町民は災害から何か受けたときには、やっぱり役場の職員が非常に頼りになると言ったらおかしいですけども、力になってくれることと思っております。そこら辺、何かにつけて何かあった場合、訓練か何かぜひやっていただければと思います。今議論している中で災害が発生して、まずやるべきことはやっぱり捜査とお互いの救助、次に物資や医療の支援を同時に正確な情報を提供しなければならないということでございます。そういう意味で、避難場所の確保も、先ほど14カ所あるということも聞きましたので、そこら辺をしっかりとこれからも目配りして、土台が腐っていたり、そういうところはないということですから、ぜひ避難場所はしっかりした場所を選んでもらいたいと、お願いしたいと思っております。

次に、土地はやっぱり急峻な土地が多うございます。その中で、急傾斜地区が非常に多い中で、土砂災害警戒区域の指定場所があります。今、確認されている場所で土砂災害区域と特別区域、かなり新しく最近指定されているような気もしますけれども、建設課長その辺はつかんでいますか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 土砂災害警戒区域については、22カ所、平成21年度から順次県のほうで指定しまして、現在22カ所ぐらいあります。それで特別警戒区域と警戒区域がありますが、警戒区域は、その急傾斜地の勾配が30度以上で高さが5メートルの範囲でありまして、その中に特別警戒区域がある。これ崩れた場合に家屋が倒壊するとかそういうところの区域で、警戒区域があって、その中に特別警戒区域があるということです。全部で22カ所ございます。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） その22カ所を地区別に拾い出しますと、老川が4カ所、西畑が2カ所、総元が2カ所、大多喜が4カ所、何と上瀑地区は10カ所あるんですね。これはどこの場所というのは把握できていますか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 今申し上げたとおり、全部で22カ所で、一覧表ここへございますけれども、把握はできています。それで、毎年、特にその中で重点的に13カ所については、県が指導いたしまして、県と町と消防署、地域整備センターで年に1回見回りというふうになっています。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番(野村賢一君) 町のホームページで土砂災害防止法を見ると、こういうことがうたっているんですね。お住まいの場所は、土砂災害警戒区域に指定されているかどうかをお知りになりたい場合は、千葉県ホームページの土砂災害警戒区域の指定のページをごらんくださいとうたっています。多分パソコン持っている人、余りいないと思うんですよ。こんなことでホームページで調べろとか言ったら、町の担当課がやっぱりその地域に知らせなければいけないと思う、周知させなきゃいけないと思うんですよ。こういう簡単にホームページなんていうのでやられた場合、本当に先ほども言ったようにパソコンも持っていない方も結構いる中で、やっぱり各その地区に周知させたほうがいいと思うんですけども、どうお考えでしょうか。

○議長(志関武良夫君) 建設課長。

○建設課長(野村一夫君) その辺は、土砂警戒区域、私も県のホームページで確認しましたがけれども、大変見づらいというのがありますし、パソコンが全部普及していないということもあります。それで、災害についてはやりすぎることではないので、その辺は周知は図っていきたいと思います。

○議長(志関武良夫君) 総務課長。

○総務課長(加曾利英男君) 補足させていただきますけれども、土砂災害警戒区域は、その制度上指定するときに千葉県が説明会を行っているはずですね、その地域の方に。それで、その後、それが平成21年からということでもちょっと時間がたちましたので、総務課のほうでもちょっと心配でしたので、平成26年10月に、その22カ所の世帯を洗い出しまして、65世帯あったんですが、その方に平成26年10月17日付ですか、その少し以後に届いていると思いますが、文書でお宅のところは土砂災害警戒区域になっていますので避難路とか、常時ふだんから警戒してほしいというような文書を出しました。それに対してその反応とございますか、それが全くないので、指定されている方は、それでもう十分承知しているというふうに、私たちは受けとめております。

幸い文書で出しても、それに対しての問い合わせ、苦情とかそういうことは一切ございませんので、県が説明して、さらに市町村も文書で出したということで、もう十分承知はされているというふうに考えております。

○議長(志関武良夫君) 5番野村賢一君。

○5番(野村賢一君) 総務課長、すばらしい答弁いただきましたけれども、災害があった場合、聞いてないよというのがかなり出ると思いますよ。承知しているということは、もう1

回町でフォローしたほうがいいんじゃないですかね、現場やいろいろなところへ。例えば、総務課長のあそこ、粟又ですか、粟又に行ける橋が2カ所いっちゃった場合、総務課長としてやっぱり事務局長として災害対策本部に来なきゃいけない。しかし私は無理に来いとは言いませんけれども、この前に私に言ったことは、課長は私は自転車でも来るよと、そんなこと言っておりましたけれども、現実としてもそれは無理なんです。あの橋が2カ所いったらまた建設課長の大田代の入り口のあれがいっちゃったら、まず災害本部には来られない。

だから、そういうことをひっくるめて、いろいろな意味で、そういうことで町民が何も言っていないから大丈夫だと、そういう安心感というのは持たないほうがいいですよ。やっぱりきちんとその住民の六十何軒と言いましたね、六十何軒だと大した軒数じゃないですか、やっぱりそれもう一軒一軒確認したほうがよろしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ちょっと言い方が誤解を受けましたけれども、普通通知を出せば、そういうすごい危険だというような印象は受けるわけですよ。それに対して、これはどういうことなんだということが本来であればあってしかるべきかと思いますが、そういうものに対して、これはどういうことですかというような問い合わせさえなかったというようなことですから、当然指定するときに、地区、個人ごと説明はしていないと思いますね、地区に集まってしているので、その中で承知している。ちなみに私が知っている人の家もそれに入っていますけれども、そこはもう過去に2回ぐらい裏山が崩れていますというようなことですので、そういう意味で承知はしているのかなというふうに思いますので、またさっき建設課長からもありましたが、知らせ過ぎということはないと思いますので、またその辺は知らせられるように、また台風シーズン、梅雨のシーズンになりますので、したいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） ぜひそこら辺は区長を通してでもやるべきだと思いますよ。返事が来ないから承知しているんだろうと、そんな考えはやっぱりやめたほうがいいと思いますね。ぜひお願いしたいと思います。

建設課長、うちの近所で、下大多喜の台であるんですよね、確認していますかね。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 台の、野村議員の反対、県道の反対側だと思います。

○議長（志関武良夫君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 議長の近所がかなりあるんですよ。議長も家いるかいらないか知らないですけども、峯之越どこか分りますか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 峯之越区においては増田小土呂線側のあの山沿いにあると思います。

○5 番（野村賢一君） 1 カ所ですか。

○建設課長（野村一夫君） 峯之越区については1 カ所です。

○5 番（野村賢一君） もっとあったような気がする。いいです、わかりました。そういうことで、場所だけは担当課長としてぜひ把握していただければと思います。

次に、千葉県東方沖地震で地盤の軟弱な場所で家屋の被害が大変出ました。うちの近辺でも下大多喜の田代の新丁というところが大変地盤が弱かったです。そこで、瓦屋根の屋根のあった家はほとんど瓦は飛んじやうし、倉庫の柱がやっぱり吹っ飛んじやうって倉庫が潰れちゃった、そんなような被害が出ているんです。このところの高谷地区から田代地区へ行く道路は建設課に頼んでも新しくやってくれないんです、継ぎ足しで。ということは理由がよくわかるんですよ、地盤が軟弱で持たないんですよ、何回やっても。そういうところはどうか、多喜町も結構そういう場所があると思うんですよ。継ぎ足し継ぎ足しでいくと、かえって道路が壊れちゃうような気がするんですけども、地盤強化で何かあの土を固めるような、そんなような地盤改良でそういう対策はできないんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 地盤改良という工法は当然ありますけれども、その辺ができるかどうかはちょっと今ここで回答はできません。

○議長（志関武良夫君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 多分できると思いますよ。地盤、これは町長がよく知っているかもわからない。地盤改良材というんですかね、そういうのありますよね。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） いろいろありますけれども、石灰をまぜるといろいろありますけれども、確かに、今、野村議員の述べられたように、表面上の強化はできるんですね。やはり地盤の弱いところというのは、実はシルト層が非常に深いところですから、そこだけ強化しても、今度はまた下からあおられてくると結構傷むということで、ただ、表面をそれ



だけ強化すれば、やはり傷み方も違うことは確かです。ですから、そういった面ではそういう強化をするということは重要だと思っています。

○議長（志関武良夫君） 野村君に申し上げます。持ち時間があと5分、お願いします。

○5番（野村賢一君） これ平成27年の大多喜町防災報告書、これは建設課から出しているんじゃないですか。それで当時の調査の結果の資料と今の現時点での変わった点というか、そういうのはございますか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 平成27年にこの報告書はできていますけれども、それ以後、特にこの内容については変えておりません。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 調べて新しく出すということは考えていますか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 例えばデータが変わったとか、地震に対する国のデータが変わったとか、県周辺に活断層が発見されたということであれば、また変えなくてはいけないのではないかと思います。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 以上で一般質問を終わりにします。このあとまだまだ地震に対してもう一人やる人がいますので、ぜひ。以上で終わります。

○議長（志関武良夫君） 以上で野村賢一君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 吉 野 一 男 君

○議長（志関武良夫君） 次に、3番吉野一男君の一般質問を行います。

お願いします。

○3番（吉野一男君） 3番吉野一男でございます。通告に従いまして、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

最初に、熊本県地震に対する町の対応についてお伺いいたします。

平成28年4月14日午後9時26分ごろ、熊本地区を震源とする最大震度7の地震が発生し、熊本県災害対策本部などによる5月12日午後6時時点では、地震被害状況は、死者49人、関連死疑い19人、安否不明者1人、負傷者1,717人、避難が熊本大分合わせまして1万706人です。最近、きのうの新聞ですと、5日現在だと約、これは死者が49人、関連死が20人、

安否不明者が1人であります。それで負傷者が1,802人、避難は熊本だけなんですけれども、7,007人であります。まあ建物の損壊につきましては、これは同じでございます。大分などで8万70棟が甚大なる被害を受けております。今も避難所で不便な生活をしているのが現状であります。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧復興を願っております。

それでは、内容につきましてご質問申し上げます。その関係については、町としましてどのような対策、対応をするのかお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 町としての熊本地震の対応ということですが、今回被災地へ職員2名の派遣を考えておまして、これはいろいろ相手方の受け入れもあると思いますが、また町単独で派遣するというのもちょっと遠方ですから難しいのではないかと思いますので、これからまた県とか県の町村会、そういうところから要請がありましたらそれに応えるような形で派遣はしたいというふうに考えております。これにつきましては、補正予算を計上させていただいております。また、義援金等についても送りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） それとあと、救援物資の支援等なんですけれども、その点についてちょっとお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 救援物資の要請というのが文書も参りましたけれども、それに関しては既に足りているものがほとんどですね。例えば、町で送れるものとしては、寝具とかその程度かなという気がいたしました。それで、実際現地でもいろいろ需要と供給があるようですが、この前、先遣隊が千葉県から派遣されて、その報告会ということでうちの職員が行ってきたんですけれども、物資はもう3日目からいっぱい来ているということで、それを逆に仕分けするのが大変だというような報告を受けていますので、それがまた末端まで行っているかというのがはっきりとはわかりませんが、いずれにしても、例えば水とか紙おむつとかそういうものはあふれるほどにきているということですので、町としては、物資というよりもやはり義援金等のほうがよろしいのではないかなというふうに考えておりますので、物資の応援といえますか、提供、そういうものは考えておりません。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 実際に大多喜町は、昭和45年7月1日、集中豪雨によって激甚災害に指定されました。そういう関係もあって、全国から多額な給付金並びに物資が来ております。そういう観点から考えますと、ぜひこの問題につきましては、即、災害が起きた場合にはすぐ、当然それは協力しなきゃいけないと思うんです、これ、あくまでも。実際大多喜町としても、そういう形で応援してくれていますので、その見返りじゃないですけども、当然これ実際に災害起きないところもやっているわけですので、ましてや大多喜町であれば特に災害受けていますので、当然これは職員の派遣もそうだけれどもこれは早く行かないと意味ないんですよ、後から行ったんじゃ。何やっても、後手後手で回ってしまっていますので、これはやっぱり受けた以上は先に早く行って、先に手を挙げて県がやる云々じゃなくて、町単独としてこういうものはやるべきだと思うんですこれは、町長どうですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） できるところはやはり今おっしゃるとおりだと思います。それで、今回は九州という大変遠いところでありまして、今課長の答えたとおりなんですが、東日本大震災につき、これは私ども旭市ですかね、そこには即職員を100名近く応援に行かせました。ですから、行けるところは私どもはやりますけれども、今回は九州ということで、県あるいは町村会等で取りまとめているいろいろ状況は刻々変わりますので、行ったときにはもう既に終わっていたということもありますんで、ある程度長期のものを今回考えて、町村会のほうも県のほうもそういうことになろうかと思えます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） できれば即行くような体制を組んでもらって、若い職員でもいいんです、若い職員が行ってまず経験ということもありますので、やっぱり行って経験しないと何もわからないんですよ。いつ地元が災害になった場合にどういう対応をするのかということもやらなきゃいけませんので、やっぱり経験することが一番重要ですので、若い職員なり、中堅でもいいんですけども、そういう形で何か派遣してもらって、これは行って何やってもいいんですけども、とりあえず物資の配達とかいろいろあると思うんですけども、そういうごたごたは、物資がいっぱい来ているから仕分けするのもいいし、そういう点もやるべきだと思うんですよ。そういう点で、やっぱりそういうものを多く経験した上で、今度は地元が災害になった場合、じゃ、どういう対応をとるかということになるわけですよ、できるわけですよ。やっぱり行って経験して、見て、各町村のやり方を見て、またそれを地

元に来てやると、そういう形を大多喜町がそういうふうになるとは限らないですけども、いつどうこうなるかわかりませんので、やっぱりそれは当然若い職員は行ってもらって、そういうことを経験することが一番重要だと思うんです。これやっぱりやっておかないと、何かあった場合、いざとなった場合にはとても対応ができませんので、それやっぱり総務課長にも言っておきますけれども、その点十分承知しておいて対応もしてもらいたいと思います。

それと物資の関係ですけども、物資も結構来ていると思うんですけども、やっぱり物資は今、保管庫にも多少あると思うんですけども、そういう今あるものを出して、多少は今みんな体育館とかに住んでいますので、やっぱり毛布とか必要だと思うんですよ。そういうものはどんどん持って行って、あるものはやっぱり出してもらって、なければ予算で組んでそれを送ってもいいわけですので、実際に多額の金額と物資をもらってありますので、そういう点を特に注意して対応を即やるような形じゃないといけないと思うので、これは全国どこで何が起こるかわかりませんので、今、社会はね、地震もそうだけれども、津波もそうですけれども、集中豪雨も今は温暖化になっていますので、すぐ起きますので、大多喜町だって河川がありますので、すぐ氾濫するという形がありますので、やっぱりそういう関係も出ますので、ぜひこれは今後においても、今だけじゃなくて、今後において、やっぱりそういうものをもうマニュアルみたいなものをつくっておいて、即対応をできるように、人員を配置するような形で、そういう点を特に町側としても、ぜひそういうものをお願いしたいと思うんですけども、その点よろしいでしょうか、ちょっとその辺をいいですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） おっしゃることはよくわかると思いますが、今回熊本ということで、当初は空港も閉鎖されておりましたので、例えば車で行くというわけにもなかなかまわりませんのでそういうことになったわけですけども、例えばこれが東日本大震災のときは、少し後になってからですが、保健士を2名派遣しております。また、たまたま庁舎を建てかえるときでしたので、不用となったロッカー類を送っております。それに合わせて職員も、当時男の職員ですが、四、五名だったと思いますけれども、車で現地まで行って現地の状況も見ております。ですから、遠方でなければそういうことも可能だと思いますが、今回本当に新幹線もとまる、空港も閉鎖されている中で、とても車で行けるような状況のところでもございませんので、そういうふうな措置をさせていただきました。現場を見てくるということは本当に非常に大事なことだというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） この熊本地震については、今でも余震が続いておりますので、そういう点で、いつどういうあれになるかわかりませんので、その点も県からも指導等、派遣要請等もあると思うんですけれども、それについては即対応してもらって、すぐ対応できるような対応をとっていただきたいと思います。

それともう一つ、救援物資の関係なんですけれども、救援物資は全然出していないということですね、町は。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 救援物資は出しておりません。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その関係について、やっぱり救援物資は人員がどうのこうのということはあるんですけれども、とりあえず救援物資ぐらいは即送ってやらないといけないと思うんだこれはあくまでも。だから、在庫も防災倉庫にもあると思うんですけれども、それを送ってもいいし、少しでも送れば足しになりますので、やっぱりほかが来る云々じゃなくて、やっぱりこっちはあくまでも当事者として災害を受けているわけですので、それはその分をやっぱりやってやらないと、これ連携もとれないし、やっぱり自分だけよければ何やってもいいかということになっちゃう話ですのでね、その点はやっぱり特に注意してもらって、即こういうものがあったら即対応して物資を送るとか、人員を配置するとか、そういう対応をとるべきだと思うんですよ、これは。当然そういう災害が起こっていないところではそういう対応は後手後手に回るでしょうけれども、大多喜町の場合においては、当然それだけの災害を受けているわけですので、それをやっぱりやるのが一番重要なことなんですよ、これ。黙認しちゃいけないんですよ、これ実際的に。

やっぱり遠いから云々じゃない、そういう問題じゃないんですよ。遠いから行かないとか、そういうこと言っていてはいけない。時間かけたっていいから電車で行ったっていい話でしょう、飛行機がとれなければね。そういうことをやるべきだと思うんです、これは。これ誰が考えてもおかしいわけですよ、実際的に。できればこういうものを少しでも物資だって送ってやってね、そういう点でやっぱりそういうものをどしどし送ることが一番重要だと思うんです、これは。これ今後においてもこういう災害があると思うんですけれども、これはどこで何が起こっても、それを、体制を町としてはとってもらって、即人員配置をやって物資を供給したり、義援金を送るなりそういうものはぜひやってもらいたいと思うんです。

ましてや、こういう点があるとやっぱり、今ふるさと納税の関係もあるんですけれども、

ふるさと納税は19億も入ってれば、そこから出したっていいですよ、逆を言えば。それでそのものが出せば、国だってああふるさと納税で大多喜これだけもうかっているけれども、災害のほうで使ってくれているんだなとすれば、交付税も減らされないんだよ。そういう点が出てくるわけ。そういう点を踏まえた中でやっぱりこれをやっておけば、国だって今度逆に見てくれるわけ、いろんな関係で。そういう点があるからやっぱりすごくやることが重要なんです。それと、新聞、マスコミに駆け込んでやれば、国だってわかるはずですので、そういうようなこともぜひお願いしたいと思いますよ。その点はこの辺で終わりにしておきます。

それと、大多喜町も昭和45年の7月1日集中豪雨により死者2名、負傷者9名、その他家屋、道路、橋梁が土砂崩れで寸断し、電気、水道、電話等が途絶えました。7月2日には佐藤総理大臣が来町し、被災状況を視察しました。その後激甚災害の指定を受けたわけでございます。全国各地から災害見舞金として1,839万9,918円、これ町に来たのが約1,667万円ぐらい、それで赤十字を通したものが172万9,918円、合わせまして1,839万9,918円が災害見舞金として町に入っております。これ最終的な金額ちょっとわかりませんが、とりあえずこの金額が出ています。

それで、救援物資も全国から相当入っています。新聞広告にも出ていたんですけども、結構入っています各会社から個人的にも入っているし、やっぱりそういう点に来るから、こういうものももらっているんですから、当然、町だってこういうものを受けて知っているわけですので。その点、それはやっぱり、何というか、これもぜひ予算を組んでこの災害に熊本地震に出してくれと、そういうことを要望して町長に話してそういうの出したほうがいいと思うんですよ。実際的にももらっているあれがありますので、その状況を踏まえた中でよく検討してもらって、対応しなきゃいけないと思います。こういう状況であるために、いち早く熊本地方に町として義援金を送るべきだと思います。町として今後どう対応するのか伺います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 義援金のお答えでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○総務課長（加曾利英男君） 義援金はこれからまた補正予算に計上させていただきますけれども、熊本県と大分県にそれぞれ10万円ずつ送るということで、この後の補正予算に計上させていただきますいております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 一応私もちょっとこの補正予算見たんですけれども、総務課長の言うとおりで計上されております。これは大変ありがたいと思うんですけれども、これを20万円ということなんですけれども、熊本に10万円、大分に10万円ということですよ。これちょっとおかしくないですか、逆に、1,839万9,918円もらったんですよ、町は。それで20万円ということはいかななものかですよ、実際的に言って。個人的に考えてもわかるわけです、実際的に。それは額が多いとか少ないじゃなくて、実際に町はもらっているわけでしょう。もらってあるものに対してそれだけのやっぱり待遇してやらないとかわいそうでしょう、実際これ。人はどうなってもいいとかということになっちゃうんですよ。やっぱりそれは町同士の連携もあるし、それが連携を結んだ中で信頼関係もできるわけですので、こういう20万円という額自体が私不思議でならないんですよ、これ20万円というのが。

それは寄附を出せばいいというものじゃないんですよ、やっぱり出した以上は、それだけやっぱり向こうとしても受け取った側としてもそれなりに対応してもらわないといけないし、そうすると、いろいろな信頼関係が逆に出てくるんですよお互いに。20万というのは、やっぱり例えば一般の町村が、全然災害受けてない町村が出すのであればいいんだよ。受けているんですよ、こっちは、さっきから言っているとおり。受けた以上はそれなりに見返りじゃないけれども、そういうものをやっぱりやるべきだと思いますよ。20万円。補正たしか20万円組んでいるんだけど、これ私ちょっと問題かなと思っているんだよ、20万円。金額についてはどうだろう、総務課長。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） あの、20万円が多いか少ないかということなんですけれども、例えば阪神・淡路大震災、そのときにも一般会計のほうから20万円を寄附させていただいております。その後、東日本大震災ですね、それはやはり東北3県へ10万円ずつ30万円、そのほかに千葉県に20万ということで、そのときは全部で50万円を申請しております。確かに45年の災害のとき一千六百万という義援金をいただいておりますけれども、それは個人もあるし、明細をちょっと見ますと、個人、法人、自治体もあるし、当時は議員さんもできたんですかね、議員さんからいただいているのもありますし、そういうもの全部集めて1,600万円ということですね。ですから、確かにそれをもらっているのは事実なんですけれども、そこで1県10万が高いか安いかということは、それは基準がございませぬので、これまでの例とか、あるいは近隣の状況も見なくちゃいけない。例えばこの近辺ですと、ほかの夷隅郡市のほかの2市1町は、私どもの調べた段階では、一般会計からはそういうものは出ておりませぬ。とい

うことで、そういうものを勘案して基準が特にございませんので、そういうふうに補正予算計上させていただいたということです。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） それ、今までのいきさつはわかりませんが、それはそれとして、やっぱりこの東日本もそうだけれども、実際的に災害が起き、小さい大きいにかかわらずやっぱりやるべきことはきちんとやらなきゃいけないと思うんです、これは、あくまでも。小さいからやらないとか、大きいところはやるとかじゃなくて、そういう問題じゃなくて、やるべきことはきちんとやる、それが一番重要なことですので、今後においても、どういう災害が起こるかわかりませんが、そういう点も踏まえた中で対応をお願いしたいと思います。

それで、ちなみに熊本地震の義援金として大多喜町議会が10万円出してあります。それで、いすみ市の議会が17万円、議会側ですよ、勝浦市の議会が10万円、御宿町議会が12万円、長南町議会が20万円、千葉県議会が100万円というふうになっています。当然私としては、この20万円というのが妥当かどうかわかりませんが私は逆にもらったんだから、千葉県が100万出せば100万以上出したほうがいいと思うんです、逆に言えば、そういう状況からね、私はそう思いますよ。それはやっぱり多く出したほうがいいというものではないけれども、やっぱり例としてそういうものを出しておくべきだと思いますよ。

やっぱりそのぐらいのことは、東日本がそうだったように、20万とか10万円ぐらいじゃしょうがないから100万円ぐらい出したっていいと思いますよ、真面目に。それだけの財政的にも、財政がなくなるのはいけないけれども、財政があるわけですので、そういう点は特に今後もあることですので、それはそんなに対応を今後もお願ひしたいと思うんです。

それと、いすみ市役所は市としては何か出していないということで職員互助会から30万円出しています。それで、いすみ市はふるさと納税で熊本地震の代行をやっていますよね。これくらいは大多喜町だって代行やったっていいんですよ、あくまでもふるさと納税の。そういう点も経験していますので。いすみ市は。ふるさと納税の代行をやっています。だからそういう点もあります。

それと、あと赤十字もあると思うんですけども、社会福祉協議会ですね。勝浦市としては、寄附はないんですけども、福祉協議会のほうから赤十字ですね、それが出ていて、あと課長会で10万円出しているです。それと御宿町が、町としては出してはおりませんが



も、社福のほうから多分赤十字か何かで、これ全部、各町はそうだと思うんですけども、赤十字でやっていると思います。そういう状況ですので、やっぱりこれ、いすみ市互助会も出しているんで、大多喜町も互助会出していますよね。幾ら出すの、これ。

○議長（志関武良夫君） 吉野一男君に申し上げます。持ち時間があと10分です。

○3番（吉野一男君） わかりました。じゃ、そういうわけですので、そういう点も踏まえた中で近隣もありますので、そういう点で踏まえた中で対応していただければありがたいと思います。例えば上記に述べたとおり、町として20万円では私は最初に言ったとおりに少ないと思うんですけども、県が100万であれば、できればそういうものでそれ以上出してもらいたいと私は念願するところではありますが、それでもちょっと町長どうですか、ぜひ100万という線出したんですけども、町長の考えどうですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まあ、なかなか大変な金額を提示されましてびっくりしております。それで、千葉県は54市町村を抱えている非常に大きなところでございまして、私どもはそのうちの本当に小さな町でございまして、私どもの親を超えてまで出すというのは、なかなか大変だなと思います。

それと、もう一つは、この災害というのは常に起きますので、これだけではなくてこれからもずっと起きます。ですから、ある程度やはりその近隣市町村とかの見合いの中でやっぱりやっていく必要あると思います。それで、今災害が受けていないところもいつ受けるかわかりませんので、そういうことで各市町村も、やっぱり次のことを備えて皆さんやっておりますので、私ども、今議員のおっしゃる思いというのはよく理解いたします。ですから、それはこれから人的支援も含めて何かできることはやっていきたいと思います。

特に、さっきもお話し申し上げましたけれども、我々の車で行けるとか近いところであれば、本当に町としても手を入れておりますので、先ほど申しましたように、東日本のときには本当に職員100人を旭市に送って本当に片づけに行かせましたし、またさっき課長の言ったように、そういったこともやっていますんで、今回、熊本ということでございまして、なかなか飛行機も飛べない、そういうことであつたんで、でも常のそういう思いは議員さんの思いと同じでございまして。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ありがとうございます。そういう気持ちでぜひ町長やってもらいたいと思います。

それと、私的なことなんですけれども、以前、私、個人的に中越地震及び東日本大震災には、町の社会福祉協議会を通しまして日本赤十字社千葉県支部に寄附をいたしました。また、平成23年3月11日、東日本大震災のときには、私ちょうど23年のとき総元地区の区長会長をやっていたもので、それで一応、区長会の区長を集めまして、9区あるんですけれども、9区長集めまして、この義援金の関係をお願いしたところ、みんなが全員賛同してくれまして、一応とりあえず急遽、1人当たり500円、各戸500円ということで合計で23万円以上、社会福祉協議会に寄附をいたしました。これはそういうことで、ぜひ、そういうもので震災ということで私も肝いりでそうやったわけなんですけれども、こういうものをね。私もやってよかったなと思う。そういう、自分だけよければいいというもんじゃなくて、やっぱり人が困っているときには助け合うということが一番重要なことですので、その点があったから私そういうものを行った。

そのとき、私は議員ではありませんので、一般の市民であったものですから、市民であってそういうことをやっているんですから、議員になれば、また余計にそういうものをやらなければいけないと思うんです、逆を言えば。これ寄附は議員がやったっていいんですから、寄附は幾らやったっていいんですからね。だからそういう点はやっぱり私は思っていますよ。だからそのとき私個人的にそういうことで区長会のためにそれやって出してありますので、個人的にもそのとき出してあります。それと同時にそういう関係を踏まえた中で寄附しているわけです。そういう観点から町のトップリーダーとして、首長として、どういう対応及び町長個人的なことも含めまして、ちょっとその点について、寄附関係についてご見解をお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私も、寄附は、本当に議員さんと同じように、何らかの形でしたいなとは思ってはおります。しかし、公職選挙法にやはり非常に難しい面がありますので、そこについてはちょっと私も控えたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ちょっとよくわからなかったのですが、公職選挙法というのは、町長だって議員だって同じ話ですので、公職選挙法にはひっかからないと思うんですけれども、その点どうでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 熊本の場合、直接はそういうのは抵触しないのではないかなと、

私ちょっと今急だったんですが、思いますけれども、ただ、やはり売名行為ととられる可能性もないわけではない。

○3番（吉野一男君） 関係ある町村であればいけないよ。違うよそんな、別に選挙権の選挙の資格はないんだから、やったって構わないと思うよ、それは。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 要するに、だから法的に今よそでもいろいろ議論になっていますけれども、法律に触れるからだめ、触れないからいいということではなくて、要するにそういう可能性がある、倫理上とかですね、ですからそういうので余り好ましくはないのではないかなというふうに私は考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） だから、法に触れなければ別にいいわけだ、やったって。それはちょっとまた検討してくださいよ、町でちょっとそういう点があるからというのはあるんですけども。

○議長（志関武良夫君） 要するに、今、一般質問中ですけども、個人的に寄附するのは構わないんだけど、そのほかの個々の人たちにそういう寄附の要請をするようなそういうことはちょっと控えてもらいたいと思います。それで、慎重にひとつそういうものを考えてもらいたい。

○3番（吉野一男君） そういうわけで、そうであれば一応私個人としてはそういうことで今後もやるつもりであります。その点で、町長トッパーリーダーとしてもありますので、それは町長自体の考え方もあると思いますので、その点は町長の判断でいいと思うんですけども、私個人としては今後もやっていく予定でありますので。一応これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） これにて吉野一男君の一般質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとります。2時10分からの開会とします。

（午後 1時57分）

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

---

◇ 根 本 年 生 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

次に1番根本年生君の一般質問を行います。

どうぞ。

○1番（根本年生君） それでは、一般質問させていただきます。

私は、観光客のリピーターをふやすためにということで、いろいろなことが考えられると思いますけれども、その件について質問したいと思います。

ことしになり大多喜町を訪れる観光客が急増しています。前回の議会の中でも言いましたように、もう少なくとも去年を上回るペースで観光客は来ており、城下散策案内の希望者がそれに伴って殺到しています。しかし多くの観光客が来ているんですけども、果たしていつも感じているんですけども、どのぐらいの観光客の方が大多喜町に来てよかったな、また来てみようかなと思う人が果たして何人いるんだろうかと、今は来ていますけれども、来年以降こういった状況が続くとは限りません。今は一通り皆さん行くところは行ってしまったんで、とりあえず新しいところはどこかないかということで大多喜町に来ている方も多んじゃないかなと思います。この方々をやはり再び来てもらうなり、または個人で来たお客さんについては、その家族、友人あるいは何らかの団体に参加している方もいらっしゃるから、そういった方々に来てもらうために、皆さんができるだけ満足して帰っていただけるような施策をとらなければいけないと感じております。

質問します。観光客は満足していると行政側は感じていますか。もし満足していないとしたら、その理由は何だと思えますか。また満足していたら、その理由は何か伺いたい。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 産業振興課よりお答えさせていただきます。

ご質問にございました観光客が満足しているか、満足していないとしたらその理由はということでございますけれども、現状ですが、町に訪れていただきました観光客の皆様方へのその意見の調査と申しますか、そういうものについては現段階では行っていないというところが現状でございます。満足度を把握していないということと、あと観光客へのアンケートを行いまして、その回答を集計、分析を行いまして、また観光地としてのあり方、商品等について観光客が何を求めているのか、この部分を改善することがあるのか、またないのか、町が必要とする情報を今後得たいというふうに考えておりますので、アンケートは今後実施したいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） アンケートぜひやってもらいたいと思うんですけども、その時期とかやり方とか、具体的にこういうふうにやりたいんだというものがありましたら伺いたい。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 具体的なアンケートの実施ということでございますけれども、施設によりまして観光客の数等もいろいろ変わってくるかと思いますので、その点も観光施設のどこでやった方がいいのか、どこの施設で行った方がいいのか、その部分も含めまして内容、実施の時期、対象者、こういうところで今後、実施内容について考えていきたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 具体的なことはこれからということですけども、課長、いつごろまでにはやりたいという腹づもりは、当然やるというからにはあると思しますので、いつごろまでにやりたいと思っていच्छるのか、その辺を聞かせてください。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 可能であれば今年度中にはその集計が出ればというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今年度中という、今年度中にまとめるということは、少なくともそれ以前よりかなり前にやるということでもいいんですか、アンケート調査自体は。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） アンケートですね、内容等を詰めまして、可能な限り早目に実施して、それで今年度中に結果の集計をしまいたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。ぜひその結果が残るような形で私も一生懸命やりたいと思っておりますので、よろしく願います。

続いて、観光本陣で土産物を販売しています。しかし、あそこ、中が非常に狭いんですね。歩くにしても、人がすれ違って歩くのはちょっとよけなければ歩けないような状況で、バス1台大体40人ぐらい来ると、もう右往左往して品物選ぶところではない。それとバスだとどうしても時間がありますから、じゃあここで10分ですよ、15分ですよという時間を区切られてしまうと、それこそちょっとお手洗いに行くだけで時間をくってしまうし、レジも1つしかないし、レジが行列になってしまうこともたびたびあります。このままではとても土産を

買える状況ではないんですね。その辺を改善してあげないと、来たお客さんにしても、せっかく土産物を買いたいと思っているんだけど、買えない、そういった状況になると、当然また不平とか出てきますので、またリピーターにも影響してくると思いますので、その辺は改善が必要だと思いますけれども、いかが思いますか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 観光本陣のお土産物の販売部分ということで非常に狭いということでございます。昨年度の入り込み、入館者数でございますけれども、約11万7,000という報告を受けております。26年度との比較ということで116パーセントの増ということだそうでございます。また多い日でございますけれども、平均の入館者が470、議員の言っているとおり、バス1台40人ですので、数台入っているという状況だと思います。

年間通してでないにしても、現在の建物の規模が非常に手狭というところがあるということでございますので、構造と人員等の関係で入館者、お客様への対応が非常に難しくなっているというのが現状でございますので、今後の土産物含めまして建物の使用状況、使い勝手がいいのかどうか、それも含めまして観光協会のほうへ委託してございますので、要望等を聞きながらどのような形で改善できるのか、していったらいいのか、その協議を重ねてまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 前向きな答弁ありがとうございます。

やはり先ほどと同じように、問題はいつやるか、いつまでにやるかと、申しわけないのですが、皆さんの答弁を聞いていて、前向きに検討するということはたびたび聞くんですけども、時期的なものが非常に不明確で、正直なかなかこちらとしても判断に迷うところがあるものですから、現段階で結構ですので、いつごろまでにやりたいと思っているのか、今年度中に計画立てて来年度中に何かの形で工事をやるということなのか、その辺の目安を聞かせてください。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 明確な時期については、ちょっと現段階では、予算の関係もございまして、はっきりとは申し上げられませんが、現段階ではやはり建物をどういう形で直したらいいのか、改修したらいいのかということからきっちりと入っていかないと、いかげんな計画ではちょっと困ると思いますので、そこをしっかりと詰めてまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 町長、何か言いたそうですね。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ちょっと連絡が不徹底なのかなと思いますが、実は3年前の入館者が約4万人ぐらいなんです。ですから、物すごい数で3年間でふえているということですよね、今の数字は。それで私も毎朝いすみ鉄道で乗ってきまして、あそこで必ず寄って、帰りも必ず寄るんですけども、やはり今おっしゃいましたとおり、休み等につきましてもよくあそこに伺います。今、根本議員が話しましたように、そういう状況はたびたび見えています。

既に観光本陣のほうに、どういうところをやったらいいかというのは大体打ち合わせもしてありまして、とにかく一番お金をかけない形で、非常に効率のいい形という考え方で今ひとつあります。特にあの屋根が張り出していますんで、間仕切りだけでありますんで、そんなにかからないと思いますんで、例えばまた屋根をふやしてからという話になりますと大変かかりますけれども、もう既に屋根がずっと張り出していますんで、そんなにかからないのかなと思いますけれども、今そういうものを利用して、お金をかけない形でやはり広がるかどうかというのを設計事務所のほうにも試算をさせているところです。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

続きまして、3番と4番は一緒にやりたいと思います。

先ほど言いましたように、大勢のお客が一度に来ると、やはり食事どころが非常にないということで、結構不平不満で何でないんだって、観光地として言っておきながら飯も食うところねえのかということなんですね。皆さんやっぱりそこに来ておいしいものを食べるというのは観光客にとっては非常に楽しみなことの一つでありますので、ぜひ食事どころについては、これからいろんな施策の中でもし最優先に考えていただければ非常に助かるかなと思っております。

続きまして、3番とも関連するんですけども、多くの観光客が訪れても、要はよく言われるように、ごみだけ落として行って、トイレだけ使って全然お金を落としていかない、これでは何もならないわけで、これからは観光客の皆さんがいかに大多喜町にお金を落としてもらうかということを考えていかなければならないと思っています。

私、大多喜町全体のことはよく把握していませんけれども、近くのこの大多喜の旧商店街のことで言えば、やはり皆さん同じだと思いますけれども、観光に来てやっぱりお土産って

非常に楽しみなものの一つなんですね。それとお土産を買うとか観光協会では買いますけれども、私観光協会で買うこともすばらしいと思いますけれども、観光協会で売れるより周辺の商店の皆様が売り上げを伸ばすほうがよっぽど私、いいと思うんですよ。観光協会はそれなりに忙しい仕事があるわけですから、今売るところがないから売っているような状況ですけども、本当は周辺の商店の方々が、本当にお客が来たときに売り上げを伸ばしていただいて、活性化につなげていく。

それで、当然観光客が多く来て、仮にお土産とか食事をしてお金が落ちた場合に、行政の役割とすると、じゃあそこで活性化してお金が落ちたもの、まあ観光に関連する人たちは多少潤うかもわからない。しかし観光に関係ない人々、農業やっている人とか普通のサラリーマンの方とかそういった方々に、そういったところで観光で潤ったものをいかにそういった人たちに今度恩恵というんですか、配分を向けていくのか、それが行政の一番の仕事ではないかと思っているんです。

ですから、そのためには、やっぱり生産性を上げて、大多喜町にお金を落としてもらって、それを観光には関係ない、直接関係ない農業の人とかサラリーマンのほうへその恩恵を向けていくと、そういったためにやっぱり地元の生産性を上げていかなければいけない、その辺はどのように考えていますか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 冒頭ございました食堂の関係でございますけれども、町の施策といたしまして従前からございますが、景観整備事業補助金というものがございます。1件最大で限度で300万というところで新築等の建物、3分の1の助成というものもございます。こちらをご利用いただいて、新規の開店につなげていただければというふうに考えます。

さらに、大多喜町の消費ということでございますけれども観光関係以外のサラリーマン、また農家という所得の増、このお話につきましては、やはり観光客自体が大多喜町にとどまらないということもあろうかと思っておりますけれども、目的地の途中でも立ち寄っていただけて、大多喜にしかないお土産、特産品ですね、やはりそういうところも開発が必要ということだと私も思っております。

ですので、今、県のほうでアドバイザーの派遣事業というものがあるようでございましたので、観光協会のほうでもそのアドバイザー派遣事業にぜひ名乗りを上げたいというご相談がたまたまこの間ございました。ですので、その中で商品の開発、お土産の開発、その他もろもろでアドバイスしていただけるといった専門家がいらっしゃるようでございますので、ま



たその商品を開発した段階で、農家の方々にもその商品部分についての流通の面、そういうところで副次的に所得が出るというものを開発していただきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） やはり観光客がこの辺多く来ていて、この周辺だけ潤っても余り意味がないというか、意味はあるんだけど、それが要は大多喜、旧大多喜地区に限らず老川、西畑、総元、上瀑のほうの人たちにもその恩恵が行き渡るようにするのが行政の仕事だと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、観光客の平準化を図る必要があるんじゃないだろうか。今、菜の花の時期とか秋のもみじの紅葉の時期はたくさんのお客さんが来るけれども、夏場とか冬場の寒いとき暑いときは、なかなか観光客が来ない。これから1年を通じて観光客が来るような施策をとっていく必要がある。そうしないと雇用もふえない。皆さんに聞くと、忙しいときだけ人は雇えるけれども、じゃあ暇なときその人どうするんだということで、雇用の面から考えても、1年を通じてやはり観光客が訪れるようなそういった施策を行うことによって、新しいお店もふえるでしょうし、新しいそこに雇用もふえるでしょうし、そういったことを常に考えていかななくてはいけないかと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 観光客の平準化の来町ということでございます。議員のおっしゃるとおりでございます。従来から通年通しまして町内、さらに地域に観光客を呼ぶための事業展開、これは関係機関等連携を図ってきておるところでございますけれども、いかんせん千客万来というわけにはほど遠いという状況でございます。今後は、既存の観光地、また観光施設の魅力度を高めるような事業展開ができればということで、住民の方々にも活力が今まで以上に高まり、さらには住民と協働でより有益なものがつくれればよいと考えております。そのためには、関係団体への働きかけ、町でも必要な支援ができればというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 大多喜町の観光客がふえてきたのは、ここ10年ぐらい、15年ぐらいですかね、ふえてきたのは本当ここ数年だと思います。昔からの観光地、温泉地なんかだと昔から観光地として栄えてきたものですから、それなりに準備ができていますね。ただ大多喜町の場合、急にこのところに来てふえましたから、その辺の準備というか、商店の人

たちもそうでしょうけれども、一般の人たちもそういった心構えというか、何かその辺がなかなかまだできていないんで、その辺を行政が主導して、大多喜町今伸びているものとやっぱり観光、多くの方が来てくれている観光だと思いますので、その辺をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2番、大多喜高校の支援推進プラン、ちょっとこれ名称が違いますけれども、すみません、支援対策会議ですかね。

大多喜高校の件については、私これ3回連続、長いのと短いのとでやらせていただいております。それで、今度、支援対策会議というんですか、それが開かれるということで大変すばらしいことだと、その中で大多喜高校の永久存続を目指していろいろな意見を出していただひいて、それが実行に移されて大多喜高校が本当に未来永劫残るような形でやっただひければと思ひております。

その件でお聞きします。その内容については、後日議事録等により公開されるのか、また傍聴はできるものなのか伺ひたい。

○議長（志関武良夫君） 根本君に申し上げます。残り時間があと10分。お願ひします。

教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 会議につきましては、千葉県立大多喜高等学校支援推進委員会設置要綱により会議が開催されます。会議の内容につきましては、会議録を要点記録で作成いたしまして、必要であれば情報提供してまいりたいと思ひております。傍聴についても、それは認めたいと思ひております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。ぜひお邪魔にならない形で傍聴させていただければ助かります。

続きまして、大多喜高校を残すに当たって、県立高校再編に係る評価最終報告書の中で、目指すべき県立高校のあり方として、地域の人が集い地域に愛される学校づくりを目指すことが大切だよということが書かれております。前回の答弁の中で、教育関係ということで学力アップさせなくちゃいけないということできざまな施策を行うということは伺ひております。それも非常に大事なことです。ぜひ進めていただひたいと思ひます。

しかし、我々一般、私なんかも含めて教育のことはよくわかりませんので、我々一般住民ができることは何かと言ったら、やはり大多喜高校を支援すると、支援することであつたら何があるかと言ったら、やはり大多喜高校の生徒がさまざまな活動を行つています。地域の

人たちにかかわるようなこともあります。例えば、いすみ鉄道の存続支援活動をして駅の掃除とか、あと菜の花の種まき、あとマンドリン・ギター列車の運行とか、あと大多喜高校の中で生徒さんがこれみんな聞くんですけれども、保護者の方、一般の方も参加オーケーだと言われています、豊かな心の育成という後援会が行われています。あと各種イベントですね、大多喜高校の生徒が本当にいろいろなところに、大多喜にとどまらずいろいろなところに出かけて講演会、演奏会やったりいろいろなことをやっています。

そういったところとか、あと来校者、一般の方ではなくて、学校を見学に来る教育関係者とかほかの団体の方が来たときに、学校の生徒がいろいろなことを、お城を含めた大井戸とか薬医門とか案内して説明しているということを伺っています。そういったこともボランティアの活動の皆さんもいますんで、その方々と一緒にやる。あと小中高の合同演奏会というのがクリスマスにちなんで中学校で行われていると思います。あと三育学院と大多喜高校の連携も大事だと思います。そういったところに一般の町民が一人でも多くかかわって、一緒に活動することが非常に大事であるというふうに感じております。その辺はいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） ご質問の件につきましては、新たに千葉県立大多喜高等学校支援推進委員会が設置されまして、その中で話し合いが行われております。その委員の中には、大多喜高校生徒代表や高校の校長先生、さらには町内中学校の校長先生も入っておりますので、高校における学力向上や生徒さんたちがいろいろと考える即効性のある取り組みが期待できるものと思っております。また、高校が地域に密着し、住民と触れ合うことは大切なことだと思っております。現在、既に大高生徒は、先ほど議員おっしゃられましたけれども、地域に密着したさまざまな活動を行っております。大多喜高校や生徒代表からの意見も聞き、さらに大高生と住民が触れ合うことができ、魅力ある学校、地域に愛される学校づくりのため支援をしていきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それで、あと、これから町最大のイベントであるお城まつりも開かれますけれども、これも大高生徒いろいろな面で活躍していただいております。お城まつりに関しても、私のこれはまだ理想の段階かもわからないけれども、高校生がある程度主体になって何かを考えてやっていただけるということができると、非常にその場で、また町と町民と行政と大多喜高校の生徒とのかかわりがふえるのではなからうかと思っておりますけれども、

その辺もう少し生徒も加わった形でお城まつりの活動を行うことが可能なのか、これちょっと出ていませんので、感想だけでもいいんですけども、産業振興課長、何か、仮にそういったことが個人的にどうかという考え方があればお願いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 個人的にというお話でございますけれども、議員のほうからも以前お話があったと思います。このお城まつりのポスターについては、やはり写真ばかりではなく、学校の美術部、すごく活躍をいただいているというところがございますので、やはり学校との協調といいますか、観光の面で連携をとるのはやはりすばらしいことだと思っております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 学校のほうとも話はしているんですけども、学校のほうとしても、もう地域のほうにどんどん出て行きたいんだと、地域の方もぜひ学校に来ていただきたいと、開かれた学校のほうを目指してやっていきたいということをおっしゃっていましたので、またいろいろと考えていきたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 明善祭が、6月24、25でしたかね、ちょっと日にちははっきりわかりませんが、これが開かれます。そこもいろいろな活動、大多喜高校の生徒の文化祭的なもの、いろいろな各クラブがいろいろな催し物やって、本当に皆さん活発にやっています。しかし、私何回か行っているんですけども、残念ながら一般の町民の方々がそこに来ている様子が見受けられないんです。保護者の方は何人か来ているけれども、一般の町民の方もぜひそこに行って、大多喜高校というのはこういったところなんだよ、こういった活動をしているんだよということを知ってもらうには一番いい機会だと思いますので、ぜひ今度の会議でも、明善祭に一人でも多くの町民が行ってもらえるような行動、活動、その辺をまず一番目にやっていただけると非常にいいのかなと思いますけれどもその辺はいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 明善祭につきましては、6月25日に行うのですけれども、大多喜高校の魅力を発信する絶好の機会でありますので、多くの町民の方が参加していただけるように考えていきたいと思っております。町のホームページ等を活用して、町民の方に周知し、参加を促していきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） やはり大多喜高校は、一番今守らなきゃいけないものだと思います。大多喜高校を守るためでしたら、町民これほとんどの方が賛成して活動していただけると思いますので、ぜひ大多喜高校を守るため頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（志関武良夫君） 以上で根本年生君の一般質問を終了します。

これをもちまして一般質問を終わります。

私のほうから産業振興課長のほうに一言お願いしたいと思いますが、さっき根本君のほうからアンケートの調査依頼がありましたね、出ましたけれども、調査依頼がことし中ということでございますけれども、ちょっと遅い、半年もかけて調査をしなきゃ結果が出ないのかというような感を持ちました。なるべく早く、毎日お客さんは移動していますので、早く調査をして、その結果を現実的に取り入れるというような考えをもって活動してもらいたいというふうにお願ひします。

以上で終わります。

これから議案審議に入りますが、質疑につきましては、同一内容について3回までとします。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第3、議案第30号 大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは議案第30号につきましてご説明させていただきます。21ページをお開きください。

大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

現在、町の独自事業といたしまして、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種、これは任意接種

になります、及び健康増進法以外の前立腺がん検診、標準的健康診査、これは20歳代と30歳代健診になります、を実施しておりますが、予防接種事業では、接種履歴の利用及び連携、健診事業に関しましては、個人番号制度対応システムへの改修により、特定個人情報が一元管理になることから、個人番号制度の法定外独自利用に該当いたします。町独自の個人情報の利用及び町の機関内部での庁内連携利用並びに町の機関相互での提供につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、条例で定める必要があります。そのため、この利用及び提供が行われるよう必要な例規整備を行うものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

議案第30号 大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。別表第1につきましては、左の欄に個人番号を利用する機関、右の欄に個人番号を利用する事務を記載してあります。上段が高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種、これは任意接種の分ですが、その事務でございます、下段が前立腺がん検診、標準的健康診査、20歳代、30歳代健診の事務となります。

別表2に次のように加える。別表2につきましては、特定個人情報の庁内で連携して使用できる事務や特定個人情報の内容を記載してあります。これは情報連携の関係でございます。これにつきましては、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種事務でございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） この3つの項目、マイナンバーでやらなければならない事業というのはあるんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 今現在ではありませんが、今後連携等しなくてはいけないので、今回条例を提出するものでございます。ただ、このシステムが一元管理ということで、

マイナンバー対応のシステムに変える予定でございます。その関係で、今現在、母子保健事業の中の妊娠届、そこに個人番号が記載されることになっております。その関係でやはり今回条例の整備が必要ということでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） システムの改修が必要ということでしたけれども、どのぐらいかかる予定なんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 料金につきましては、これは無料ということで聞いております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、今度のこのマイナンバー絡みの条例改正について反対の立場から討論させていただきます。

ご存じのように、マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録した全員に12桁の生涯変わらない番号をつけて、普通であれば、社会保障や税の個人情報をも国が一括管理・活用するものです。政府は、行政手続が便利になると言って進めています。年に一度あるかどうかの申請の際に、所得証明だの添付を省略できるといった程度、大したことではありません。

それは、国民のためのメリットというよりか、メリット一番受けるのは国や行政のほうで、一人一人の社会保障、保険料、税の利用、納付状況を一体的に把握、監視し、徴収強化と社会保障費の抑制、削減に活用してくる、これ入り口なんですけれども、だんだん入り口は、間口は狭く始めて、奥行きをどんどん広げて、去年の5月に、また広げる法案を出して、今度のこの改正は、医療、その健康情報などもこれでやるという、やってもいいということで

進められたと思いますけれども、共通番号でいろいろな資料、データが一括管理されることによって、一度個人番号が流出すれば、さまざまな個人情報が芋づる式に流出する危険が現実になります。

今、役場のほうでは、外と打ち切っているから漏れることはありませんと言っても、内部の事情から漏れているという、個人番号ではありません。最近ではベネッセか何かすごい量の個人情報を職員が外に出した、そういうニュースもまだ耳に新しいことだと思います。

既に、この制度を導入しているアメリカや韓国では、これを改正しろという声が非常にふえている。最近やっぱり新聞で読んだんですけれども、ドイツでもやっているんだけれども、行政は一括ではなくて一括にしたのを担当ごとに分けるようなことを始めるとか始めたとかというニュースを読みました。やはり弊害が、情報が漏れたときの被害、大きいわけですから、そういう世界のもう既に始めたところでは問題点があるということ指摘されている中で、どうして日本だけがこうやって問題の多い、多いというか大きいものをやるんだろうか。

しかも、今回これは町独自のものですから、別に今急がなくてもいいと私は思うんです。できるだけ個人の情報、民主主義の中では、個人の情報は漏らさない、行き過ぎても困りますけれども、そういうことから、私は、今回この町独自のデータをマイナンバー化していくということについては反対です。

○議長（志関武良夫君） 反対者の発言がありましたので、次は本案に賛成者の発言を許します。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 私もちよっと勉強不足で申しわけないんですけれども、時代がこういう時代ということで、いい点、悪い点いろいろあるかと思うんですが、今、野中議員の言うこともごもっともであります。一つのステップとして、やはりこれは事務の合理化、たまたまちよっとここで申し上げていいかどうかわからないんですが、高額医療で私のやつを調べたら、行ったことのないところのやつが入っちゃっていて、そういうのも防止のためにもやっぱり一括管理でナンバー制でやれば間違いはないと思うし、一長一短はあろうと思いますが、時代の流れで一つ一つステップ、いろいろな面で多様化、そういう情報化社会に対応できる事務の合理化というか、そういうことで、私は、賛成の立場で意見を述べました。よろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 多数です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第4、議案第31号 高速バス運行基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第31号の説明をさせていただきます。

23ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

本町と品川を結ぶ高速バスにつきましては、通学者、通勤者、地域住民、観光客等の利便性の向上及び交流人口の増加を図り、地域振興や人口の定住化を図ることが目的でございます。この高速バスの運行経費に対する補助につきましては、ふるさと納税で補助することとしておりましたが、ふるさと基金から直接支出するよりも、より補助額を明確にするため、新たに高速バス運行基金を設置しようとするものでございます。

それでは議案の説明をさせていただきます。

高速バス運行基金条例を次のように制定する。

高速バス運行基金条例。

第1条は、高速バス運行基金の設置について定めるものでございます。

第2条は、基金として積み立てる額は、ふるさと基金から繰り入れる1億5,000万円から本年度補助予定額の5,615万1,000円を差し引いた9,384万9,000円と定めるものでございます。

第3条は、基金に属する現金の管理について定めるものでございます。

第4条は、次のページに続きますが、基金の運用益金は、予算に計上して、基金に繰り入れることを定めるものでございます。

第5条は、基金に属する現金の繰りかえ運用について定めるものでございます。

第6条は、基金の処分について定めるもので、第1号は、高速バスの運行経費への補助、第2号は、町長が高速バスの運行に関し必要と認める経費を定めるものでございます。

第7条は、委任規定でございます。

附則は、施行期日を公布の日と定めるものでございます。

以上で、非常に簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、私のほうでは、確認をさせていただきたいと思います。

この後、審議がされます補正予算の高速バス運行補助金5,615万1,000円と高速バス運行基金積立金9,384万9,000円が仮に認められたと仮定をして、基金として積み立てる額は9,384万9,000円のふるさと納税を充てた額であり、今回の高速バス運行補助金5,615万1,000円を足した1億5,000万円が高速バス運行補助金として認められる総額というふうに解釈をさせていただいてよろしいのでしょうか。また、この条例制定のもとでは、基金の追加積み立てをすることはできないというように認識をさせていただいてよろしいのかお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ご質問の補助額の総額につきましては1億5,000万円以内の範囲ということで、一日でも早い黒字化を目指し事業を推進してまいります。それと、基金への積み立てということでございますが、今の段階では全く考えていないところでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） もう1点、お伺いをさせていただきます。町では、今課長からご答弁がございましたように、高速バス運行の黒字化に取り組み、この基金を使い切ることはないように進めていくという旨を何度もお伺いをいたしております。その中で、万が一この基金を超えるような運行経費の発生が生じるような状況が考えられるような場合には、運行経費の補助負担をしなければならない行為が発生する前に、高速バス運行等に対して検討する期間を確保した上で、事前に議会に報告と協議をしていただくことはできるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議員のおっしゃるとおり、補助金という性格上どうしても後年度の補助というようなことになりますので、ご質問のようなことが想定される場合には、事前に議会に相談、協議させていただくこととなります。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 一般質問でもしたんですけども、努力をしてももう黒字になる見込みがないというのは、そんなに長くかからなくてもわかることではないかと予想されます。その際、次々につぎ込むのではなくて、もうこの運行そのものを取りやめるという考えはないかということについて、黒字になるように努力するからということと明確なイエスかノーかの返事はありませんでした。それを改めて伺いたいということと、全員協議会の席で町長おっしゃいました、契約として4年と百何日について補助金を出すんだということですので、この基金の期限もそれできちんといつからいつまでということのを切ってしまったらすっきりするのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 一般質問の中では、計画以上の赤字になった場合ということとで議員からご質問がありました。そうならないようにPDCAサイクルに基づく評価・検証を行い、改善策に取り組みながら事業を推進したいということとお答えさせていただいております。それで、先ほどご質問ございましたように、万が一それでもということであれば、それは議会にあらかじめご説明させていただくという覚悟でおります。

それと、4年と106日間ということでのお話があったかと思えます。そのときに、この基金の期限についてということとでございますが、基金については、いずれにしろこれは条例でございますので、条例を廃止するというようなことで今現在では考えております。例えば、効力の失効とかそういうものを入れても、条例自体は廃止されるものではございませんので、あくまでもこの条例については、条例でまた廃止するというような考えで提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 補正予算で聞くべきかどうかちょっと自信ないんですけども、高

速バスを運行するに当たって、この赤字補填の補助金だけではなくて、利用者に対する援助、それからいろいろセールスをするという話でした。そういうときに使う事務経費及び人件費、どのぐらいこの赤字補填以外に同じ期間かかるのか伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 補助金以外の経費というご質問でございます。平成27年度については、開業式だとかそういうチラシ、看板の類いをつくったりしておりますので194万5,000円の支出がございます。それと本年度の予算でございますが、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料で178万7,000円、それと利用増大対策事業補助金といたしまして、これは通学利用者、一般利用者への補助金として399万円の予算がございます。

今後の利用増大対策補助金でございますが、来年度以降の、あくまでも推計でございます、29年度に500万円、30年度に570万円、31年度に640万円の補助額を見込んでおります。

また、職員の関係のご質問もあったかと思えますけれども、この関係につきましては、職員の、多分東京に行ったりしている職員のことも入っているということによろしいのでしょうか。それにつきましては、あくまでも高速バスだけではなくて、観光振興などで町を売り込み、そして知名度の向上を図り、他の地域から住民を獲得するためにシティープロモーションだとかシティーセールスと言われるようなものを実施しております。これに経験と能力を有した再任用職員を配置していただけたものだと認識しております。都心から来町される一つの交通、ツールといいたいでしょうか、そういうものであって高速バスには関連しておるところですけれども、高速バスのセールスでこれは利用者が増加するわけではなく、観光、企業誘致、移住などの全般にわたり広く町をセールスしていただいているということで考えておりますので、そういうふうにご理解いただければ助かります。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 私は、高速バスはぜひ本当に成功させてもらって、町の活性化につながってもらいたいという熱い思いは私なりに強く持っているつもりでございます。しかし、一番懸念しているのは、5年間で1億5,000万で黒字になる、黒字にならなくても極力ゼロに近い形でこれが5年後にできないと、未来永劫、高速バスを走らせることはできないのではなかろうかと考えております。その中で私ずっと考えていまして、まだ自分として1億5,000万で果たして5年間で黒字になるのかどうか、自分自身について確証が持てませんでした。

それで、皆さんにはいろいろなご迷惑をかけたんだけれども、1週間、課長にもこれ渡しましたけれども、発着場に行って、毎回人員を、数を数えて一人一人に聞き取り調査をして、本当に赤字で困っているんだと、一人でも多くの方に乗ってもらいたいと、それじゃないと存続は難しいよということを問いかけて、ではそれにはどうしたらいいのか意見を聞かせてくださいと、感想があったら聞かせてくださいと、とにかく乗っている方が便利だよということでロコミで広げてもらうのが一番だということを聞きましたので、1週間にわたり、行政側から言わせると1週間ぐらいやって何だというふうに思われるかもわからないけれども、1週間一生懸命自分なりとしてはやらせていただきました。

その中で、私は、申しわけないけれども、何回も言うように、議会として高速バスを走らせることも認めた、議決したことはないと思っています。あと100パーセント補助するということも、認めたことはないと思っています。それで、それも認めないうちにこういった基金の条例が出てくるのが、私は順序が逆ではないかと、高速バスをぜひ走らせたい、そのためには100パーセント補助をしなくちゃいけない、そのためにはこういった基金が必要なんですよということが一連の流れで出てきて、初めて議決に値するのではないかというふうに考えています。

しかし、百歩譲って何としても活性化のために高速バスが必要だという認識は同じですので、では私としては5年間で本当に黒字になるのかという確証が得られたならば、これについて大いに賛成しようと思ってこの調査を始めたわけでございます。しかし、申しわけないけれども、この調査の結果で、私としては100パーセントに近い形で黒字になるということを自分の中に確証を得ることはできませんでした。

それと、今からはちょっと長くなると思います、申しわけありませんけれども、今この場で課長を初め行政側の、私が質問することに対して、それについて私がこれは真っ当だな、これなら絶対に5年間で1億5,000万の赤字をつぎ込んでも5年後には黒字になるなという確証が得られた折には、それなりの対応をしたいと思っております。

まず初めに、まずこの調査結果の中で、前のこの報告書の中でゴルフ場のお客、観光客をふやすと、2年目の試算で、ゴルフ場の利用客1日で15人、一般観光客10人という数字に基づいて1億5,000万の数字がはじき出されています。私が1週間調査した段階では、ゴルフ場のお客はゼロです。観光客、この方は2人、多分いすみ鉄道で来て、帰りは高速バスで帰ったという方が2人だけです。それでゴルフ場の送迎のバスは一切来ていませんし、ゴルフやる方は大体服装見ればわかりますんで、あえてゴルフとは聞きませんでした。しかし一切

来ていません。ゴルフ場に問い合わせをしても、この1週間送迎したことはないということでした。ただ1人、大多喜城カントリーの支配人の方が、バスで帰る人が東京行きで帰るよと言ったので、品川行きがあるからそっちで帰ってくださいということで1人乗せたそうです。

それと、あと皆さんから、一人一人から本当にこうしてもらいたいという切実な意見も聞かせていただきました。この利用者からの声というのも課長のほうに行っていると思います。このことをちょっと読みます。

まず、駐車場について、外灯がついているところは明るいですが、端のほうはついていませんからね、端のほうに多いときは10台、15台とまりますから、本当に暗いんです。それと、現状は、道路に面した野原のようなところにとめています。あそこは不特定多数の人、車も通ります。いわゆる野原ですから、人がちょっと入れば車傷つけたり、いたずらすることは可能なんです。そういった状況であって車をとめておくことが非常に不安だという方も多数いらっしゃいました。

あと、駐車台数と利用者の数がまるっきり合いません。利用者が3人なのに、駐車台数が15台ぐらい、とまっていたりとかする。その辺もちょっとよくわからないところがありますので、その辺の管理もしっかりやってください。

あと、アクアラインが通行どめのとき、出発したがアクアラインが通行どめのときはどうなるのか。アクアラインが通行どめになったら走らないわけですから、それは町民は知らないわけですので、それを防災無線で知らせてほしいと、これ私が言っているんじゃないんですよ、私は説明受けたかもわからないけれども、これ町民の方が言っているということは、町民には知れ渡っていないということですから。

あと、宿泊客について、宿泊客の方が来ました、たまたまそこに送迎してくる方がいらっしゃいましたので聞きました。チェックイン、チェックアウトに合うような時間帯のバスがない。チェックアウトは大体10時から11時、チェックインは2時から3時の間が多いそうです。それに合う高速バスがないので、お客様に利用してくれと言えない。あとオリブについてからどうしていいかわからない。あそこにほっぽり出されてもタクシーはない、バスはない、どうしていいかわからない。

あと、品川の便利さがよくわからない。これは品川に着いたらこういった方面にバスがあるよ、こういった方面にはこう行ったらいいよ、こういったところにはこういった観光施設があるよといった、そういった情報がないので、やはりどうしても東京のほうに行っちゃう、

品川のよさがわからないということです。

あと、これは品川から来た人ですけれども、大多喜町に来たけれども、それを紹介するチラシがない、どこに行ったらいいのかわからない。やっぱり待合所のところに行っても何も置いていないですよね。町なかのちょっと案内図みたいなのはあるけれども、大多喜町を紹介するチラシがないということです。

あと、待合所付近の近くにオリブ駐車場の中に黄色い線で書かれた駐車スペースがありますね、あそこは24時間開放されています。あそこは何の意味なのかよくわからない。あそこに看板が立っていて、オリブ駐車場内へ駐車した場合は駐車料金を払えよと書いてある。どこにどのように払えばいいのかわからない。品川行きと東京行きのバス停は一緒にしてもらいたい。なぜオリブだけに発着するのか。大多喜町民はオリブ周辺だけではない。大多喜町は広い、雨天の場合などもっと近くに駐車場が欲しい。

あと、道路、あそこ一部はずっと狭くなっていますので、拡幅工事はいつになるのか。あと待合所、電気はついていません。特に最終便は待合所に入れません。そうすると本当に真っ暗です。中には女性一人、若い方が夜遅く最終便で帰ってくることもあります。本当に真っ暗なんです。それで迎えの方は来るんだけど、迎えの方がちょっとおくれて、10分、15分おくれて一人でぼつんと立っている女性の方もいるんです。そういった方々のために、あそこは明るくしてやらないといけないでしょう。万が一そこで犯罪とかがあったらいけないんじゃないですか。

あと、便所、トイレ汚い。私も何回か入らせてもらいました。いつ掃除したのかわからない、仮設のトイレです。ああいったところに女性は絶対入れませんよ。不安だし、安心して入れる女性のトイレがない。トイレ付きのバスにしてもらいたい。あそこに来るのに、大体車で来れば30分ぐらい仮にかかったとすると、高速バスで1時間半、それで運転手に聞くと1時間ぐらい渋滞することもあるということだと、どうしても特に女性の方が入れるトイレは必要ですよ。当初は何かもっと立派なものをつくるような話じゃなかったかと思いましたけれども、それもいつまでたってもつukらない。

あと、三育学院の生徒もたまに来ます。それと小・中学校に行ったらちょっと聞いてきました。そうしたら、金曜日の夜に帰省する生徒が10人から20人ぐらいいるそうです。今、五井まで送迎しているそうです。そこにバスが来てもらえないものなのか。来れば10人、20人は乗るよということでした。

あと、光ハウスにも行ってきました。新宿まで来てもらえれば、なかなか難しいとは思う

けれども、光ハウスではこういったことを言っています。生徒・職員が週に2回から3回、1回に30名から40名来ています。それをわざわざ送迎しています。もしバスが新宿まで来て、うまくできるのであれば、それだけの人数来てもらうよと言っています。

あと、近隣の市町村、この方も、私びっくりしたんですけれども、別紙で書きましたけれども、1週間の間にいすみ市が12人、勝浦7人、御宿5人、睦沢3人、長南町2人、それでこれ、なぜ知ったかいうと、一番が口コミです、あとインターネット、チラシ、あと偶然というのもありました。たまたま空港におりたら大多喜行きのマークがあったんで、そこに行ってみたらたまたまバスが来たんで乗りましたと、非常に便利でよかったと言っています。しかし全然知らなかったと。

その全部ではないんですけれども、あと一つ驚いたのは、勝浦のミレーニア、御宿台、大原台、ここ別荘地です。別荘地の方々が別荘に来てすぐその日に帰るわけじゃないですね。来れば1カ月ぐらいいるんだそうですよ。そうすると、中にはそのときに東京に用があって行かなくちゃいけない、そうすると勝浦のミレーニアとか御宿台、大原台の人たちがそこに車をとめて、私東京行きの車がとまっているから不思議だったんですけれども、理由がわかったんです。そこにきて、1週間のうちに1回か2回は東京に帰るんですと、そうするとそういうところにも告知をしないといけないでしょう。勝浦市では、ホームページと広報で流しているから、4人の方がそれで流しているから知っているよということを言われました。

以上のことについて、こんなことは私が1週間やって皆さんから聞いてあれしたけれども、やる気があれば、こんなのもう半年もたっているんだから、すぐにでも対応できるでしょう。少しでも1人の人に、1日走れば20万のお金が落ちるわけですから、1人でも2人でも乗客をふやして大切な町のお金を無駄にしないという気持ちがあれば、こういったことはすぐ対応できるでしょう。対応しないで、一生懸命やりますからで、果たして5年間で黒字になるんですか。この利用者の声について、もう具体的にやっているよ、これからだよ、あとゴルフ場のお客の件、観光客の件、答弁してください。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 大変貴重な資料をいただきまして本当にありがとうございます。

まず、ゴルフ場の関係でございますけれども、ゴルフ場につきましては、これは運行したときからいろいろなゴルフ場としてももう少し使いやすさを出してもらいたいという要望が出されております。これ一つは、回数券だと非常にリスクが大きいんだということで、高速バ



スの専用乗車券をつくっていただきたいということでございました。この話を私のほうで伺ったのが、ことしになってから、2月の段階でいただいて、すぐ事業者と協議を進めておりました。それで何回か協議を進めているときに、この6月1日からバスの乗車券、専用の乗車券、これはあとで乗った方にお金をゴルフ場から払ってあげる、バス会社のほうにですね、払うような形のを進めていく、それがはっきりするまではなかなか利用してくれというのも非常に難しいものがある、お客さんが直接負担しなければならないので、できればパック料金みたいな形でこういう取り扱いをしてもらいたいということで、バス事業者2社と話を詰めてきて、そして今月になってゴルフ場に若干回っているところ、そしてまたあしたから回ろうということで考えております。ですから、ゴルフ場のほうにつきましては、本当に遅くなってしまいましたけれども、これからそういう形での乗客数をふやしていこうということをやっているところでございます。

観光客につきましては、やはりいろいろな、先ほど言ったように、目的というもの、こちらに来て何をするかというものがないと、なかなか向こうにいても難しいということで、一つホテル関係のものでPRしているものもでございます。そういう観光でこちらに引き込めるような題材を向こうへなるべく多くの情報を持って行くというようなことで考えております。これは今月の中旬ぐらいまでにはホテルの関係ではお客さんを何人か呼べるんじゃないかなというふうに考えております。

それと、利用者からの声ということで非常に貴重なご意見で、できるものであれば早急に対応していきたいというふうに思います。

まず、駐車場についてですけれども、外灯がついているところ、これ一番最初スタートした段階で外灯がなくて、すぐにつけるということで、これはこんなに暗いんじゃ、例えば犯罪とかそういう可能性もあるだろうということでつけさせていただきました。まだ、全体を全部照らせるかという、そこまでの明るさというものは現実的なルクスとしては不足しているかもしれませんが、この後、少し安定してもし人が安定してきた段階では、舗装という問題も入ってくると思いますので、そういった段階できちんとしたものは整備していこうという予定で考えております。

あと、アクアラインの通行どめのとき、これは確かに一つの問題だということで考えております。これについては事業者とも協議を重ねて、この後、小湊バスはある程度出しているようなものもあるんです。東京行きもおくれながらも発着しているものがございますので、そういう形にならないかどうか、これからバス事業者と協議をしていくという状況でござい

ます。

あと、宿泊客について、この時間帯につきましては、やはり私どものほうでも果たしてこれがいいのかというような時間帯もございます。それについては、これからの乗客のご意見とかですね、どういう形がいいのかということで、それぞれ時間帯をもう少しうまく組めないのかということで現在も検討しているところでございます。

それと、品川の便利さがわからないとか、大多喜町を紹介するチラシが欲しい、これについては、おっしゃるとおりで、品川の便利さがわからないということで、これはモデルコースなんかをつくっていこうということで、品川からどこに入れるんだというようなことをなるべく多くつくっていかねばいけないというふうには考えております。そして、これからどんどんそういうものをつくっていこうということで、いろいろな品川あるいは近辺のパンフレット等を取りあえずは取り寄せて、いろいろな方にご案内していこうというふうに考えております。

それと、一つは、やはり東京からこちらに来る人をふやさなければならないというふうな当初からの目的でございます。したがって、今いろいろなところに伺ってセールスを実施しているところでございます。一つは、都庁とか、品川区にある区役所あるいは武蔵小山商店街、戸越銀座なども訪問して、そういう設置する場所をまずふやしてきております。

待合所についてはということで、今現在とまる場所ということでございますでしょうか。最終便は待合所に入れない、特に暗いということで、手前側のほうはたしかオリーブの電気が少しはついていたのかなと思いますけれども、奥のほうはまだ、そこから奥に駐車場に行くまでの間ということのお話なんでしょうか。

(「待合所のところが本当に真っ暗です」の声あり)

○企画財政課長(西郡栄一君) 多分最後になると、あそこに入れない形になるんじゃないかなと思うんですけども。

(「だから待合所に入れない、だからそうするともう真っ暗になる」の声あり)

○企画財政課長(西郡栄一君) 中身は確認してみたいと思います。

あと、トイレについても、やはりここでしっかりしたトイレ、今の段階で朝と晩だけになるかと思えます。昼間の場合はオリーブを使うことができるので、できればそちらのほうを活用していただきたいというふうなことで現在では考えているところでございます。ただオリーブがあいていない時間帯等もございますので、そういう方について、簡易的なもので現在

対応していただいているということで、非常にご迷惑かけているのかなというふうには思います。

あと、清掃については、定期的を実施しておりますので、それについてはもし不足するようなものがあれば、回数をふやすとか、そういう形での対応が可能ではないかなというふうに思います。

三育学院につきましては、今現在、三育学院と協議中でございます。三育学院まで高速バスが行くというのが非常に難しいお話になるかと思っておりますので、三育学院のほうから逆にオリブまでの送迎ができないかどうかとかそういうものでは現在協議を重ねているところでございます。

光ハウス、リゾートビュー大多喜につきましては、新宿に来てもらえると生徒・職員が利用しやすいというのもございますけれども、リゾートビュー大多喜自体は、バス持っているんですね、3台ぐらい乗れるものを。ですから品川にしても都内にもし住んでいるのであれば、さほど遠い場所ではなくて、山手線沿線でございますので利用することが可能ではないかなというふうには思っております。ただ、場所からすると吉祥寺になりますので、吉祥寺からくるというところちょっと不便さがあるかもしれませんが、住んでいる方は吉祥寺に全員住んでいるわけではございませんので、その辺での利用はできるのではないかなというふうに思います。

それと、近隣市町村につきましては、勝浦市では、広報、ホームページ等で周知していただいたということで大変ありがたく思っております。やはりこれは一つの新聞折り込みとかそういうものも活用していかなければならないというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 審議中ですが、ここで10分間の休憩をとります。

35分からの再開とします。それまで休憩。

(午後 3時26分)

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時36分)

---

○議長（志関武良夫君） 引き続きまして質疑を行います。

質疑ございますか。

町長。

○町長（飯島勝美君） 今いろいろとお話が出ておりますけれども、交通というのは、やはり大多喜町、それはどこの市町村でもそうなんですけれども、やはり町を発展させたり衰退させたりするという、これは歴史的にもまさにそういうものが歴史であるわけです。

大多喜町の今の交通というのを見ていますと、いすみ鉄道があり、各種バス路線があり、福祉タクシーがあります。また、大多喜町から町外へ行く路線もあります。しかし、全て赤字でございます。全て町が負担しています。特に、やはりいすみ鉄道を見ましても、もう何十年という中で、これ億の単位じゃないですよ。もう億を超えている支援をしております。しかし、この状態で町が発展してきたかということ、そういうことではないんです。しかしながら、やはりそれは足が必要だからやってきているということなんです。

交通政策というのは、それぞれ町の実態と衰退を間違いなく繰り返している。大多喜町がやはり歴史的に学んでいくべきところは、今の外房線というものを考えたとき、これは明治維新以降、鉄道というものがはやってきました。江戸時代には、水運というのが交通の主流であった。明治維新以降は、いわゆる鉄道ということになります。どんどん人の行動範囲が広がって、今度はいよいよ空ということになるわけです。今まさに道路インフラが進んで、高速バスというのがどんどん交通の主流になってきています。

そういう中で、大多喜町が、一つ、やはり歴史の中で大きな失敗をしたというのは、今の外房線ですよ。これは、本来ならば茂原から長南、大多喜を抜けて小湊に抜ける鉄道であった。それを大多喜町の人、大反対をした。この路線が結果的に外房に回ったという経緯があります。そして、その路線で動き出したら大変なことになったということで、房総横断ではないですけども、いわゆる木原線というものをみんなで今度は要望して、何とかそれを動かしたわけです。しかし、結果的につながらなかったということでもあります。

やはりね、交通というのがいかに大きいかというのは、大多喜町がそのときに、やはりこの鉄道というものを生かしていれば、ここまで衰退はしなかったと思います。ですから、交通というのがいかに町の発展、衰退に大きくかかわっているのかというのは、これは全国の市町村を見てもわかるわけです。交通の本当に発展しているところはどんどん発展しますし、交通の不便なところはどんどん衰退する。

今、いすみ鉄道も木原線から第三セクターになってやっております。では、ここで町が発展してきたかというのは、なかなかそうはいかないですよ。そういう中で、しかし、町としてどうしても必要な足だから支援してきている。これは億の単位ではなく、もう数十億の

単位で支援してきております。そういう鉄道という経過があるんです。ですから、鉄道というのがいかに重要であるかというふうに思っています。その、今ある大多喜町のいろいろ交通ありますけれども、すべて赤字で、これからもずっと支援していく。これが黒字になる可能性は限りなくゼロです。

しかし、今皆さんが協議していますように、もっと大きな目で見たとときに、大多喜町の将来の発展のことを考えたときに、高速バス、今、東京便は本当に最初は赤字だったんです、これも。だけど、今は黒字になっています。これはもう10年たちますよね。そういうもっと大きな目でやっぱり大多喜町というのを私は見るべきだと思っているんです。今、半年もたたない中でああこうだといういろんな意見がありますけれどもね。

やはり大多喜町は、私たちは、大多喜町が合併して60年です。60年の歴史の本当に一部を今、我々が担っているんです。次の世代にやはり今、私たちがなぜこれをやるかというのは、日本のいわゆる人口推計というのをさまざまな機関で出しておりますよね。社人研、あるいは日本創成会議、あるいは多くの研究機関、いわゆる大手の会社の研究機関、すべからず今、人口推計を出しております。その人口推計というのは、多少の数字は違いますが、ほぼ一致しています。

大多喜町は、やはり10年後8,000人、そして25年後6,000人、そして45年後4,000人という数字が出ている。今までの施策を進めていけば、間違いなくこの数字になるということですよ。ですから、これは今までのことというのは、今までやってきたこと全てこれは含んだ中で言われているわけです。そして、大多喜町は、このままいけば消滅の町と言われてます。それを、我々が後世の人に残していいのか、今我々がやるべきことは、今やれることをやるべきなんだと、そう思っています。

ですから、やはり今、高速バスは主流なんです。だから、どこも今、黒字になってきているんです。ただ、走るときは必ず赤字なんです。だから、やはりバス会社というのは、一番リスクの少ないところを選ぶんです。それで、私どもはそこに支援をして、どうしても走っていただきたいということで、やはりこの地域に若い方が住み続けられるような施策でどうしてもこれが必要だと。やはり今、これをやらなくて大多喜町は衰退をするのを指をくわえて見ているかと。今、私たちがこの時代をあずかっている。私たちは、このいつときなんです。次の世代の若い世代の人が、この大多喜町を背負わなきゃいけないんです。そういう人たちに、何もしないで私たちが渡していいのか、私はそう思うんです。ですから、私は、ここは、やはりある程度長い目を見て、やはり将来の大多喜町を若い世代の人たちに渡せるよ

うなまちづくりをしていかなきゃいけない。私はそういう信念を持ってこれを進めているわけです。

ですから、やはり今、いろんなご意見がありますが、そういったものは少しずつ正しながら、これは私どもは黒字化というのは最大のものであって、バス会社は、やはり今走っているのが皆赤字でも走っているんです。それは、バス会社の使命があるんです。ですから、それは当初、私どものこの期間を走らせるためにどうしてもその支援をしてほしいというところのその今の期間です。最終的にはバス会社はこれ走らせます。この赤字を減らす方法というのは、今、東京便の走っているように、いわゆる金田あるいは袖ヶ浦に寄れば間違いなく黒字になってきます。まだそのほかにも、もうちょっと工夫をした中で黒字になることはあると思いますが、やはり大多喜町が、この若い人が定住化の中で、この交通のハブ化という中で、やはり大きな意味があると思っています。

ただ最終的に、いろいろこの1年を見たときに、これはなかなか進まないなと思えば、そういう、もうちょっと寄るところをふやまして、それをふやしていくとかいろいろあると思いますので、この期間をそのまま何もしないで進めるということではありませんので、そういうことで、やはり大多喜の長い将来を見たときに、次の世代に渡すのに我々が恥じないような形をやっぱり私はやるべきだと思っています。

そして、さっきのシティーセールス、もう一つあるんですが、これは実はこの間の町村会の会議で、千葉県町村会と東京23区、これが交流を結ぼうということで、これは決定しております。そういうことで、これから千葉県の町村会は、東京の23区どこでも交流はできるという話になりましたので、そういうことで、それぞれ南房総市さんでもシティーセールスを今始めていますし、いろいろやっているんですが、千葉県町村会と東京23区の交流がこれから始まりますので、これから私どもの町はこの区に行っても交流はできるということになりますので、そういったことでシティーセールスを進めながら、やっぱりできるだけ大多喜町に人を寄せるということでやってまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、町長の決意とかすごくわかるんです。実際、出前議会で11月28日、志関議長と根本議員と私と野中議員、森宮に行きました。それで、飯島町長の常日ごろ家訓とか社訓とか、知恵あるものは知恵を出せ、知恵ない者は汗を出せ、知恵も汗も出せないのは去れというのは聞いております。私はちょっと一言、皆さんにもるるご意見述べ

ましたけれど、今、直行便でございます。既存の小湊、勝浦、大多喜、鶴舞、金田、これが大多喜までが2割か3割だそうです。鶴舞と金田によって満車になるそうです。ここで、本当にちょっと、私も知恵を出せということで、直行便なのでどこもとまらないのだから、これやはりね、森宮に行ったときに既存の路線バスを増便したほうが利口でしょと言われたんだけど、でも、大多喜から座っていただけるということは、すごくグッドなんですね。

それで、申しわけないけれども、鶴舞と金田は今、既存の路線がとまっているらしいですよ。それなら、すぐ近くにあるんだけど、袖ヶ浦は今の小湊、勝浦、大多喜、鶴舞のやつは、袖ヶ浦は寄っていないんでしょう、金田でしょう。それを、大多喜、鶴舞、袖ヶ浦、羽田と品川、そういうあれで少し計画変更というか、その辺を改革したほうが利口じゃないかと思うんです。その辺をね、今後長く継続するには、それしかないと思うんですよ。その辺を検討というか、今後の課題で皆さんと協議して、皆さんのご意見、初めからゼロだったらゼロなんですから、鶴舞と金田は今、既存の路線バスが通っているんで、袖ヶ浦に寄れば。新聞見ても、袖ヶ浦と金田でもう引っ張り合いらしいですよ、地域で。1つにすればいいじゃないかと言ったら、やっぱりまちが違うから、やはりそれぞれ突っ張って、そういう業者もいっぱいいるということなんで、大多喜と鶴舞と袖ヶ浦、羽田、品川というふうなあれで計画変更というか、その辺は幾らでも協議できると思うんで、その辺のちょっと町長のお考えをお聞きしたい。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これはまだ、動いて半年もたっていないので、もうちょっと推移は見ますけれども、それも選択肢の一つであるというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 課長の利用者からの声で、先ほどまだ答えていない部分が半分あると思いますので、それを答えていただきたい。

町長、私は、高速バス、別にやめろと言っているわけではないですよ。ぜひ成功させてもらいたいんです。成功させるためには、何か必要なんじゃないんですかということ言ってるんです。半年しかたっていないということでしたけれども、利用者からの声、これやる気があればすぐできますよ。1日に1人でも2人でも乗客をふやそうと思えば、幾らでもできますよ。それをやらないっていうのはおかしいんじゃないんですかということ言っているんです。

私もやめちまえなんてことは一切言ってませんのでね。町のほうで、5年間で1億5,000万で黒字にするかというあれがあったものですから、それについてはどうしたらいいのかと自分自身で考えて、1週間、朝6時、6時と言っても朝5時から起きて、寝るのは11時ですよ。1週間ずっとやったんですよ。そんなの走らせなくていいと言えば、そんなことやりませんよ。皆さんからいろんな意見聞いて、1人でも2人でも利用者ふやして、本当に黒字になってもらいたい。5年間で黒字になると町が言うから、それについて少しでも協力したいってということで私言ってるのであって、何もだめだとかやめろなんてことは私は思ってませんので。でなければ、こんなものしませんよ。

それと、あともう一つ、きのう言った協定書の件、日付が入っていないという点。これ、私も知りません。きのう、吉野議員の一般質問の中で、日付がないということ私わかりませんでした、期限がね、期限の明示がないこと。ということで、わかりませんでした。

それで、私、ほかの議員のちょっとおかしいんじゃないかという声も聞いていたけれども、私なりにおかしいかどうかわかりませんでしたので、申しわけないけれども、朝、知り合いの弁護士3人の方に聞きました。協定書と契約書は同じですか。同じです。効力は同じです。それで、3人の方が共通していたのは、期限の定めのないものは余り見たことがない。特に、行政がやることについて、期限の定めのないものは見たことがない。要は、AとB、個人がやる場合には期限の定めのないものもたまにあるでしょう。それは個人同士ですから、個人が責任を持てばいいのであって。しかし、期限の定めのないものは余り見たことがない。

それで、早急にこれについては期限の取り交わしを行うべきである。そうでないと、後々いろいろな問題に発展する可能性がある。申し上げますが、町長もいつまでも町長じゃない。課長もいつまでも課長じゃない。我々も議員もいつまでも議員じゃない。後で問題になったときに、言った言わないの世界になっちゃうとトラブルになりますよ。まして、これ一旦トラブルになると、最終的には町民が責任を負うようになるんですよ。町民が一生懸命納めたお金で、わからないけれども、何かあったときには負担しなくちゃいけないのであって、これは早急に念書とか覚書とかそういったことも含めて、当然、仮に5年間ということで話ができたということでしょうから、それはすぐにでももらえるでしょうから、その期限を決めて、なおかつ5年間ということで期限を区切ったのであれば、それ以降の取り決めも明確にしておく。その後は、皆さん仲よく話し合いで決めましょうということではなくて、その辺もきっちり決めておく必要がある。

それと、あと1人の弁護士は、ちょっとよくわからないけれども、行政手続上何か問題が



ある可能性もあるようなニュアンスを言っていました。それは、損失補償と債務負担の関係です。損失補償はいいけれども、債務負担だとなかなかちょっと難しい面もあるかもわからないという、これはアドバイスです。

あと、もう一人の先生は、日付のない、期限のないものについては、これは未来永劫、高速バスが走り続けている間、大多喜町が赤字を補填するというふうな形に解釈されると、そういう危険性も大いにありますということを指摘していただきました。

ですから、早急にこの期限を定めた覚書、念書を取り交わして、それで再度、協定書を結び直す必要があると思います。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） まず、利用者からの声の関係で入っていなかった点といたしましては、オリブの駐車場の黄色い線で描かれている駐車スペースということでしょうか。これについては、オリブにも確認してみたいと思います。それと、駐車場内に駐車した場合、駐車料金はどのように支払うのかということで、オリブ内に駐車して不法の場合は、多分表示か何かをいただけるようになっております。それはサービスカウンターに行って、お支払いするような形かなということで考えております。確認した上で、もしそういう利用の方がいらっしゃるのであれば、オリブにも当然、事前にお話をしないといけない話になりますので、そういう点については協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

協定書につきましては、きのうの段階では、一般質問の中で、三者同一でございますということでお答えさせていただいたところでございます。ただ、やはり何かしら明文化する必要性というものを認識していないわけではございません。覚書や念書などにより保管することが適切なことであれば、バス事業者とこれから協議をしたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それと、先ほどちょっとあれだったですけども、これ日付が書いてないということは故意なのか、それとも、ついうっかり入れなかったものなのか。その辺については、先ほどちょっと野中議員のほうで出ましたけれども、基金条例のほう、もし5年間ということでありましたら、こちらにも日付が入っていないんですけども、もしこちらが、協定が5年間ということであれば、基金のほうにも5年という同じ時期を入れて、当然、協定書をその後5年と入れて、その後にもまた更新するかどうかは、また次の方々が決められることでしょうかけれども、その際、一緒に基金のほうも延ばすと、そういった形がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） その期限の条例の関係のものにつきましては、先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。期限を切る切り方ですね、平成何年度までにするとかという条例、今まで余り基金でなかったの、いずれにしろ条例を廃止するとかという場合は、廃止条例をつくらなければならないということになります。それと、目的の違うものに使う場合であれば、やはり目的の違うように変更してやらなくてはならないというふうに考えております。

ですから、これについては、先ほど来、ずっと町長もお話をしておりますけれども、期限が決まっているというような中身ですので、それをもし変更する場合、それは当然のように議会の皆さんにも当然同意をいただかなければいけないという話になろうかと思えます。常にP D C Aサイクルで、この事業を見直しながら進めていきますけれども、先ほど山田議員からもご質問のあったように、万が一ですね、そういうのが想定されるということであれば、やはり議員の皆様と慎重に審議していくというのは、これは必要なものだと思っておりますので、それについてはご理解をしていただければというふうに思います。

以上です。

（「協定書、故意なのか、うっかりなのか。知ってて入れなかったのか、答えてください」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 知ってて入れないということはまずないと思います。いろいろなものを着手している中での一つのものということで、今ちょっと明確には記憶しておりませんが、決して故意に行ったという認識ではございません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） きのう私、協定書の関係で一般質問をしたわけですがけれども、今、根本議員が弁護士等に一応聞いて、その結果、説明がありましたけれども、当初から私、この日付が入っていないこと自体がいけないということで、最初からそういう形で一般質問しているわけですがけれども、それは、三者協議云々とありましたけれども、三者協議であってもやっぱり日にちが入っていないといけないということでありますので、そういうところはあくまでも協定書のこれ確認してもらって、覚書、念書でもいいし、契約書という形で実際に

これつくってもらって、そういうものをまた提示してもらいたいと思うんです。

その暁においては、やっぱりこういうものを、それと同時に基金条例ですか、それも同じで、それに移行した中で、それが決まった段階で条例を廃止するのは5年後ということで、やっぱりこっちもうたったほうがいいと思うんですよ、同じように。これは、別々にしちゃったら、またこれはこれでやるということになっちゃう話ですので、基金とまた高速バスも、あくまでも高速バスの一連の関係ですので、一連の関係は一連の関係で日にちをきちっとやる、それを入れておかないと、実際にあやふやになっちゃうんですよ。今の議員はわかるけれども、新議員になった場合は、わかるわけないんだから、これは実際的に。そうなっちゃうんですよ、実際的に。細かくチェックすればわかるんですけども、そこまでなかなか難しい点もあるから、やっぱりそれはね、一つ一つ日にちを入れてもらって、それで条例を5年後に廃止するとか、赤字になった場合は廃止にするという、そういう明文化してもらって、そういうことでやってもらいたいと思うんです。それじゃないとなかなか賛成できないと思います、これ。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この基金につきましては、やはり基金の額ということで、初めからこの2条の中で9,384万9,000円とするということになっております。したがって、皆さんご心配していただいて本当にありがとうございます。赤字でこれ以上なった場合どうするんだとかいろいろなお考えだと思いますけれども、あくまでもこの基金はこの金額を上限として今考えておりますので、これを先に引き延ばしにするとか、そういうのは今の段階では考えていないということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） それはわかるんです。わかるんですけども、実際に、これ、形としては5年以内に黒字化してということであるから、赤字の場合はそのままなると思うんです。それで、実際にこれ基金を5年後に赤字の場合は撤廃するという、それがないと、やっぱりそれを入れていないとこれはちょっと問題だと思うんです、実際的に。そういう形で、5年以内に黒字で存続するということでもありますので、これが黒字であれば問題はないわけだから、いいのだから、5年後だって継続していいわけですよ。それはそのときに継続すればいい話だし。5年後に赤字の場合はもう廃止するというので、それで廃止すること自体の意味を言っているわけだから、あくまでも。存続するのは別にいいわけだから。余り日にちた

っちゃって、また次回に更新すればいい話ですので。そういう点がきちっとしないと、未来永劫そうなっちゃうわけです、実際的に言うと。それはちょっと、できればそういう形にしてもらいたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、この条例制定について、反対の立場から討論させていただきます。全部言い尽くせないと思います。気持ちだけ簡単ですけれども、表現させていただきます。

この高速バスについては、町民からの要望で、たつての要望で、どうしてもここの町に住みたいから直通の高速バスを走らせてくれ、そういう要望で始まったわけではありません。既に、東京行きのバスはありまして、それも考え方によっては、たけゆらの里にもとまっておりますので、町民にとっては、利便性、使いやすさという点ではオリブから出る高速バスよりも町民のためになっていると私は実感しております。

それで、私は2つ問題点があると思っています。1つは、財源です。バスの赤字だけで1億5,000万、4年間で1億5,000万。そのほか運賃の補助、事務経費、先ほど伺ったところ、ざっとした計算で人件費抜いて2,600万、それにかかわる人件費みたいなものを入れたら、やはりかなりの額になる、2億円弱のお金が、このバスを走らせるために、あるいは赤字解消のために使われることになる。2億のお金があったら本当に町民の生活は楽になっていくだろう。

例えば、町長は、継続的な事業については財源がないからやりません。継続的な事業というのは福祉関係ですよね。子供の医療費、高校生まで、あるいは給食費の援助、義務教育費の援助、そういうものもできるだろうと思われまます。そういう住民が暮らせる基盤をつくってこの町に残れる、それを除いて高速バスを走らせたからといって、ここの人口が保持できるのだろうか。よそから見て魅力的な町だろうか。この町に住むメリットがないのに、直接、木更津やその辺を通り越して、大多喜まで定着に来る人が何人いるだろうか。今、親元から

学校に通っている生徒さんが、この数を見ると2名いらっしゃると思いますけれども、このお子さんが果たして卒業したときに大多喜町に住んで、ここで将来の大多喜を支えてくれるんだらうか。周辺よりも劣る、最近いろんな社会保障制度の中で、ちょっとそれは本末転倒ではないだらうか。2億円のお金を4年間で今いる住民、住民生活を支えるために使ってほしいなとそう思います。

2つ目は、今、根本議員から指摘がありましたことを初めとして、手続があまりにもずさんです。行政、人様のお金を扱う行政がこんなずさんな仕事をしていいのだらうかという、これは怒りを感じます。すごい荒っぽい仕事をしてまでも、あの12月にバスを走らせなければならなかったのか。この半年間でバスを走らせたおかげでメリットがあったのだらうか。私も山に引きこもっておりますので、よく住民の動向をキャッチしていないかもしれませんが、何かちっともバスが走ったことによって町が変わった、元気になったというふうには思えません。本当に今私たちにとって必要なことは、もう一度町が寂れていかないためには何が必要なのということを落ちついて取り組んでいっていいのではないのでしょうか。ここで、あえてバスがなくなっても、私たち住民は困りません。

陸運局に聞きました。バス路線を廃止するには、認可がおりてから5年以上たたなければだめなんですか。そうしたら、そんなことはありません。廃止したい日からさかのぼって、半年前までに申請すればできますということでした。傷が大きくなならないうちに手当てをしていただきたい。そして全国から寄せられた浄財を有効に使ってほしいと思い、私は反対討論といたします。

○議長（志関武良夫君） 反対討論がありましたので、本案に賛成者の発言を許します。

（「では賛成討論」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 私、反対あれば賛成もいるということで賛成討論をさせていただきます。

確かに、この事業、余り議会に十分な説明がなかった、また議論もできなかった。これはもう、私も感ずるところでございます。また、赤字部分の補填の承認から包括的な議論となっているのが今までの話です。私は、そういう意味では捉えておりません。先ほど町長が話したとおり、人口の定住化、増加対策、また企業誘致、雇用の創出、未来の子供たちのためにも、そのほか観光客誘致、通勤の利便性の向上など、高速バスの運行の本来の目的のために、一日でも早い黒字化を目指す。しかしながら、これは厳しいかな。本案については、以

上、私の捉え方はそういうことで賛成いたします。

終わりです。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論ありますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 先ほど言いましたように、今、本当に皆さん真剣に協議しました。これは解決策はやはりさっき言いましたように、鶴舞と金田は今の既存の路線バスがとまっていますんで、袖ヶ浦、羽田、品川ということで条件つきで私は賛成です。

○議長（志関武良夫君） 吉野僖一君に申し上げます。それは今ここで、その路線変更の趣旨のことを言われても、それはなるかならないかいろんな時間の問題も、所要時間の問題も絡んできますので、それはちょっとできないと思います。

（「今、賛成討論が終わりました。反対討論でいきます」の声あり）

○議長（志関武良夫君） では、反対討論。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私は、この基金条例に反対します。しかし、私は高速バスの運行について反対するものではないんです。先ほど、野村議員も言いましたように、手続上の問題とかいろいろあって、いま一度、立ちどまって、もう一度、みんなをよく話し合う必要があるんじゃないかと思っています。これは、私、多くの町民に聞くと、賛成、反対半々です。町を二分していると私は感じております。やはり一大事業です。一大事業をやるには、反対の人を何とか賛成の方向に向けていかなければ、この事業は成功しません。本当に町民が一体となってこのバス運行について賛成しないと、反対の人が多い中ではできません。その中で、私は一人でも多くの町民の合意を得るためには、ここで一回立ちどまって、まだ9月にあれするんならまだ時間はあるでしょうから。

過去の一般質問で多くの議員の方々も、山林に木が倒れて片すことができない。町のほうで少し補助をもらえないだろうか。川に材木が落ちて橋にひっかかった。それについて町のほうで少し補助してやってくれないか。地域も、今、大変な状況です。建設課のほうでも、今、道路に出っ張った木を自分で切ってくれと。それ、自分で切れる方はいいですよ。皆さん年寄りになって、切れない方もたくさんいるんです。あと、救急車が入れない道路もある、消防自動車が入れない道路もある。皆さん、あとボランティアの方々、いつかありましたよね、ボランティアの方々がいるんだけれども、草刈りをするのにガソリン代も出ない。

（「動議」の声あり）

(「速やかな反対討論をお願いします」の声あり)

○1番(根本年生君) そういった人たちにしてみればですね、やはり高速バスに1億5,000万円使うのであれば、そういったところに使ってもらいたいということが本音だと思うんですよ。そういった人たちの協力を得るためには、ここでいま一度立ちどまって、本当にこの高速バスがこのままでいいのか。100パーセント補助することがこのままでいいのか。1億5,000万円という金額はこのままでいいのか。いま一度みんなで話し合っ、それでいろいろな問題も多く、やらなくちゃいけないこともたくさんありますので、そういったことも早速手をつけていただいて、一度立ちどまって、もう一度皆さんで協議する必要があるのではなかろうかと思い、反対します。

以上です。

○議長(志関武良夫君) 反対者の意見が出ました。賛成者の意見、ございますか。

6番江澤勝美君。

○6番(江澤勝美君) いろんな考えがあろうかと思えますけれども、私は賛成の立場から発言させていただきます。

確かに、いろいろ先ほど、野村議員がおっしゃられたとおり、議論の不足も確かであります。しかしながら、現在バスは運行しております。この運行も確かに一理あります。やはり運行したからには、一人でも多くのお客を乗せる。それは行政だけじゃなくて、我々自体もやっぱりいかにして乗ってもらうか、自分たちも乗るかということで努力していかなくてはならないと思います。私は、やはりこれから先、どうしてもこういう体制は必要になるかと、また、必要が生じれば陸運局に変更等を出して、ほかの路線変更もしていきながら、何とか努力してこれを成功させていただきたいと思います。そういった観点から賛成いたします。

以上です。

○議長(志関武良夫君) ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 討論なしと認めます。

賛成、反対の討論が出尽くしたようですので、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第5、議案第32号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山岸 勝君） それでは、議案第32号につきまして、ご説明申し上げます。  
25ページをお開きください。

議案の本文に入る前に、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、建築基準法施行令の特別避難階段の避難用設備の構造要件が改正されたことに伴いまして、大多喜町家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準において、参酌すべき基準であります設備基準の4階以上の階の避難用設備につきまして、改正するものでございます。

それでは、議案第32号の本文に入らせていただきます。

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表及び第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室」を「付室」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単でございますけれども、説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 4階以上の建物を保育室に使う場合ということなので、現実の問題としては、大多喜町には関係ないのかもしれませんが、その階段室の付室とか、その



付室が排煙設備を持っているところをなくすということはどういうことでしょうか。付室の説明と排煙設備をなくしちゃっていいのかという質問です。教えてください。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山岸 勝君） まず、付室ですけれども、まず特別避難階段構造要件につきまして、屋内と階段室が付室を通じて連絡する構造でなければならないということで、階段と屋内の間には付室を設けるということが定められております。ここで、排煙設備の関係ですけれども、従来ですと、外気に向かって開く窓または排煙設備を設けなくてはいけないことに定められていますけれども、今回の改正につきましては、付室に空気を送り込んで、外の煙を流入させないような方法が定められている改正内容でございます。要は、付室の中に空気をためまして、外からの煙を入れないような改正でございます。ですから今までの排煙設備とは全く逆の考え方でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第6、議案第33号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、議案第33号について説明いたします。

27ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

この損害賠償の額を定めることについては、昨年9月18日に環境水道課職員が公務終了後の帰庁時に公用車を駐車する際に、後方確認を怠り、庁舎駐車場に隣接して設置してあります株式会社伊藤園所有の自動販売機に接触し、自動販売機を破損したもので、その修理に要する費用2万88円を損害賠償額とするために、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

1、相手方、東京都渋谷区本町3丁目47番10号、株式会社伊藤園、代表取締役本庄大介。

2、事故の概要、平成27年9月18日午後2時ごろ、環境水道課職員が公務帰庁時において、公用車両を駐車する際、後方確認を怠り、庁舎駐車場に設置の株式会社伊藤園所有の自動販売機に接触し、当該自動販売機を破損したものです。

3、損害賠償額、2万88円。

以上で、損害賠償の額を定めることについての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） この自動販売機の場所なんですが、駐車場の一方通行のほうから入ったところの駐車場ですよね。そうした場合に、そこはその販売機の前は駐車できるスペースがあるんですか。駐車場として利用するスペースが。利用するようになっているのですか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） たまたまその日が、駐車場の区画線内の駐車場がいっぱいでありまして、その区画線から外れた、ちょうどこの車両が軽トラックでありましたので、スペース的には入れるスペースがございました。その際、左後方側に伊藤園の自動販売機があるわけなんですが、そこに下がり過ぎたといえますか、それで接触してしまったということです。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） その例があるようであれば、やはり伊藤園の方も来て、中の飲み物を補給することもあると思うんです。車止めもやっぱり必要ではないかと思しますので、その辺、考えていただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 庁舎管理ということでお答えさせていただきますけれども、ちょっと私、場所は、大変申しわけございませんが、自動販売機の場所はわかりますが、どういう状況かというのはわからないんですが、そういうものが必要であれば現場を見て、何とか処理をしたいと思っておりますけれども、また現場を見てからの判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 事故を起こしたのは平成27年9月18日で、ここで今出て約10カ月近くですか、9カ月ですか。こんなにこれって時間かかるものなんですね。それと、あとちょっと前のときもこういった事故があったような気がするんですけども、これは相手が人だったんですけども。その場合に、これ相手方が会社ですから今回問題ないのかもわからないけれども、相手が仮に個人だった場合に、やっぱり個人名もここに公表するのかどうかということで私、質問したことがあるんですけども。仮に相手方が個人の方であった場合に、ここに公表するのか、そのときは個人名の場合には公表しなくてもいいんじゃないかみたいな、はっきり決まったわけじゃないと思うけれども、そのとき考慮すると、要はこれ、相手方がどうこうの問題じゃなくて、自動販売機そのものを修理するかどうかの問題で、相手方がAさんだろうがBさんだろうがCさんだろうが、それは関係ない話ではなかろうかと思っています。

個人名だと、会社なら問題ないでしょうが、個人の方だったら、極端に言って私の息子がバイクと事故を起こしたと、どっちが悪いかわからないけれども、仮にうちの息子がこういったところに名前が載ったときに、それは議会においておくということは公表されちゃうわけですから、そういったことが果たして適切なかどうかということでもう一回ご答弁いただければと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、一般的なことということで総務課でお答えしますが、

前回は、やはり物損でしたけれども、個人名を出ささせていただきました。それは、生涯学習課関係だったんですが、本人の同意を得て出させてもらいました。それで、微妙なところはあると思いますが、例えば学校事故とか重大な事故ですと、そこでまた個人名を出すと、そこに何千万というような補償というようなこともあり得ますので、一般的にそういうときには、例えば町内在住の何歳代の人とかそのような形で、個人名は出さないことも多いと思います。ただ、議会のほうで、今、そういうご発言をいただきましたので、ただ、個人名が出ないと議案審議に支障があるというようなことでなければ、そういうふうなことも可能だと思いますので、今後またいろいろ調整させていただきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今の発言の中で、本人に同意を得てということは、基本的に役場のほうで名前を出すと、そういった基本原則があって、だから本人に同意を求めたわけですよ。出さなくていいのだったら本人に別に同意とか求めないわけでしょうから。基本原則として名前を出すということで、今、事務手続上はなっているということでもいいですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） その辺は、いろいろ取り扱いはあろうかと思いますが、前は本当に軽微な、自分の車の物損だったんですね。そういうこともあって、それで初めてのケースでしたので、それまでは前回のが全く初めてのケースだったということで、そのほうが審議もしやすいでしょうというようなことから、本人に同意を得て出させていただきました。今後、ですから、そういうことであれば、またいろいろ調整をして名前を出さないということももちろん可能ですので、そういうことに、よろしければそういうふうに取り扱いをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今の件は、議会が決めるということですか。今の答弁の話だと、議会のほうで審議するのに支障がなければ名前はいらないけれども、議会のほうでそれは決めろと、行政側で判断して入れる入れないを決めて出すということじゃなくて、その都度議会が決めるということですか。今の、議会がよければ出さない、出すというご発言でしたよね。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 例えば、審議上の問題があると、名前を出さなければ審議上の問題があるというようなことが、私たちとしては執行部としては非常に困るんです。それで、支障がないという見解できょう、いただいておりますので、そういうことであればまたケー

ス・バイ・ケースになろうかと思えますけれども、名前を出さない、例えばさっき申し上げましたけれども、何歳代の女性だとか、そういうようなことも可能ですので、そういうふうに取り計らいをしたい。私が申しあげましたのは、判断がそちらということではなくて、議案審議上問題がなければそういうふうにももちろんしたいというふうに考えております。そういう意味でございます。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 事故からかなり時期が過ぎているんじゃないかというお話だったんですけども、この破損した賠償については、事故直後から役場のほうの保険を扱っております会社を通しまして、相手方にはもう連絡をとっておりました。ようやく4月ころに金額の提示がございましたので、それまでうちのほうとしては金額の提示を待っていたというような形でこの時期まで遅くなったというようなことでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） この事故の場所の関係なんですけど、決まるのは確かに保険会社は遅くなるかと思うんですけども、それはいいとしても、決まった段階で議案出せばいいと思うんですけども、そうじゃなくて、報告事項で、うちの場合は、いつも常に議会やっていますよね。やっぱり議会あるときにこういう事故があったということを報告だけでもいいからして、それで、最終的に金額が決まった段階で議案に入れると、そういう方法にしてもらおうと、いきなりここに出てきてもいけないし、やっぱりそういうものも多少ね、事故があったということぐらい入れてもらったほうがいいと思うんです。それで、報告ぐらいで終えて、その後こういう議案を出す。それじゃないと、かえってある程度、議員としてもやっぱり知っておかなきゃいけないものですから、そういうことが必要だと思います。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） やっぱりこのケース・バイ・ケースだと思います。前回、事故が大多喜中学校ありましたが、ああいう重大事故は議会のほうにももちろん報告させていただいたと思います。今回はもう2万ですので、ちょっとぶつければ2万ぐらいいっちゃうんです。これも、職員もやっぱり若い職員ですし、その辺はちょっと2万ですからできれば勘弁していただければと思いますけれども。褒められたことではないですけどもね。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第7、議案第34号 平成28年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) 議案第34号の説明をさせていただきます。29ページをお開きください。

平成28年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,768万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,280万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によることを定めるものでございます。

それでは、次に、事項別明細書の2歳入及び3歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。34、35ページをお開きください。

2歳入、款18繰入金、項1基金繰入金、目6ふるさと基金繰入金1億5,000万円の増額補正は、高速バス運行補助金及び高速バス運行基金への積立金に充てるものでございます。

次の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金766万5,000円の増額補正は、収支の均衡を図る

ために前年度繰越金を充てたものでございます。

次の款20諸収入、項5雑入、目2雑入2万円の増額補正は、公有自動車の損害共済金でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

3歳出、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費53万3,000円の増額補正は、叙勲受章者数の増を見込みました報償費の増額と熊本地震被災地への人的支援として職員2人分の旅費と被災された熊本県及び大分県への災害見舞金でございます。

次の目5財産管理費300万3,000円の増額補正は、役場本庁舎入り口の拡幅に係る工事請負費でございます。

目6企画費1億5,176万4,000円の増額補正は、地域活性化提案業務委託料として、大学との学校連携事業として地域づくりのために学生の派遣、提案事業を委託しようとするものでございます。次の公共交通政策事業は、高速バス運行補助金として大多喜品川線の高速バス運行に対する補助金と今年度の補助金として基金に積み立てようとするものでございます。

次の款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費2万1,000円の増額補正は、公用車の事故による賠償金でございます。

次の款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費147万7,000円の増額補正は、ハンドガイド式ローラーの購入と湯倉資材置き場の防犯対策に関する経費でございます。

次の款8消防費、項1消防費、目3消防施設費88万7,000円の増額補正は、消火栓の改修工事及び設置工事に係る負担金でございます。

以上で議案第34号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

質疑を行う前に、10分間ここで休憩をしたいと思います。

午後4時50分から再開します。

(午後 4時38分)

---

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時49分)

---

○議長（志関武良夫君） 議案第34号の説明が終わっておりますので、質疑に入りたいと思

ます。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 企画事務費の委託料、地域活性化提案業務委託料で、これ大学の研究室、ゼミか何かに委託するというので大ざっぱに見ればコンサルタント事業みたいな気がするんですけども、はつらつとした若者の目で見てもらふことと、それともう一つは、丸投げみたいな形ではなくて、本庁のいろんな業種の若者たちも一緒に活動できて、人脈づくりも兼ねた、こちらの青年からすれば研修も兼ねたそういう活動なんかも組み入れていただけたらどうかと思うんですけども、そういう余裕はあるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ご質問の関係でございますけれども、今までこの大学で実践してきているのは、やはりこちらに学生が来て、地域の人と一体になってお話をさせていただいて、いろいろな地域の問題点、そういったものを学生の視点でいろいろなお話をしながら、それで新しい地域づくりというものを考えていくんだというのが主流な考えでございますので、決して学生が来て、学生が学生だけでつくってというものではありません。地域と一体となってその地域づくりに資するというような形で実践をしていただくと、それで、その後発表していただくというようなことになっております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） さっきのハンドガイドローラーは、建設の機械だということがわかりましたけれども、そこで、これは盗まれた結果ですよ、この金が出るのは。その事故ですよ、あれは。事故の責任というのは何かてん末書とか何か必要ないんでしょうか、お聞きします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） てん末書というものはないんですけども、一応決裁はとりました。以上です。

○議長（志関武良夫君） 事故報告とかそういうもの。報告書か何かもらっていること。建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 事故報告書を提出しました。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。



○4番（麻生 勇君） 事故報告は、こんなことありましたよという報告だけで、その責任がないと今度またどこかで盗まれたと、いろんなほかのものがね、とられたということになったときも、管理が不十分だったんだと思うんですよ。だから、それを徹底する意味でも何か書類を残しておいたほうがいいのかなどという気がしたのでちょっと質問したんですが。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 鍵かけてなかったということで、その事故の盗難の詳細についてはつくって決裁をもらってあります。

○議長（志関武良夫君） ほかに。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それはわかったんですけども、だってこれ、お金出るわけだから。決裁出さなければ、申請しなければ出てこないわけでしょ。そのとられた結果についての話をどこかで書類として残すとかしておいたほうがいいのかなど思ったんですよ。そういうことで、野村課長はこれ2回目、被害者になっているわけなんだけれども、別に野村課長を責めているわけじゃなくて、ほかで違う件が出たときも、やっぱり何か書類として残しておいたほうがいいのかなど思っただけです。町長、何かありますか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今回、盗難の報告書をいただきまして、特に文書としては残さなかったんですけども、口頭で管理不足といいますか、そういったこと、ただ場所はふだんほとんど人がいないところなんで、文書ということは今回はやりませんでしたけれど、口頭では注意したということでございます。特に、泥棒、私も自分の会社で3回ぐらい入られて、セコムあたりやっても入られていますけれども、なかなか泥棒というのはすぐ入るんじゃないかと、十分下見をして入ってきますんで、非常にやっぱり巧妙なところがありますのでね、そういったことはこれから十分、どうやって防ぐかということで今さっき課長が答えましたけれども、そういったところを十分注意するよにとということで、口頭の注意ということでございます。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 町長、随分甘いですね。私は始末書か何か書いてもらって、これは町のはっきり言って財産ですから、きちんとしたほうがよろしいんじゃないですかね。今後いろんなことも踏まえて。鍵を締めていなかったということは過失ですから、そこら辺も踏ま

えて、気を引き締める意味でもね、麻生議員、質問したと思うんですよ。だから、いかがでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） わかりました。何らかのそういう一つの決まりを決めまして、いわゆる文書で残すような形、ちょっと考えてまいります。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 企画事務費のところで、業務委託について伺うんですけれども、これは提案はいつまでに提案を、大学生にですね、出していただく予定でいるのか。また、その内容をどのような、内容は出てこないとわからないと思うんですけれども、町としては、どのような形でこの提言を受けて活用していくのか伺いたいと思います。前回、根本議員もおっしゃいましたけれども、私も観光協会で、以前、大学生が見えて提案ということで受けていたという事実を、私も大学生を目の前にしてお話を聞きましたことがあるんですが、それが活かされたという状況がないように感じておりますので、これをどのような形で町は生かしていくのか、お願いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この提案の期限は、今年度中ということで今考えております。それと、この提案につきましてはこちらに来ていただいて、最後にみんなの前で発表していただくというふうに考えています。あと、これをそれぞれできたものをやはりこの大学の情報発信をしていただきますので、そういった面のメリット、あるいはその内容がまだわかりませんが、それがいいのであれば、やはり町としてもそれを取り入れながら地域づくりというものを考えていきたいというふうに思います。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（志関武良夫君） 間もなく午後5時になりますが、議事の都合上、会議時間を延長したいと思います。よろしくをお願いします。

---

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） みんなの前でって、そのみんなというのはどういう対象になるのか。例えば役場職員になのか、町民なのか、商工会関係なのかということをお願いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 契約も全くまだこれからの話でございます。いずれにしろ、こちらで最終の成果、発表していただくというふうには考えておりますので、場所とやはりそういうものも決めていかなければならないという中でございますので、余り大勢の人を入れるというような場所もなかなかないのかなというふうに思いますし、それだけの人が例えば平日お集まりになれるのか、あるいは土曜日、日曜日に来られるのかという議論もあろうかと思っておりますので、その辺は今までどういう形でやっているかというものも、この契約の前に協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 先ほど山田議員の関係なんですけれども、やはりたしかタクラムという大学の、あれどこかの大学だと思います。タクラムという人の何かグループとか何かわかりませんが、たしか観光協会に来て、いろんな町の施設、お城とか道の駅とかいろんなところを何日かで、四、五日、1週間ぐらい回りましたかね。それで最後に報告書をつくっておさめてくれていたはずですので、それをちょっと調べていただいて、どういったことだったのか、それが先ほど言いましたように、町のほうでどのように生かされてきたのか、それも含めて調べてもらえますか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それについては、そういうのがあるということを、私も十分に知りませんでしたので、どのようなものか調べてみたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(志関武良夫君) 挙手多数です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次の議題に入る前に、私のほうから一言申し上げたいと思います。

先ほど麻生君から出されました一般会計補正予算の中で、盗難された建設課の機具、機材において補充するための備品購入費が計上されていますが、町の備品は町民の財産でありますので、厳重な管理体制のもとで業務の推進を図られるよう切にお願い申し上げます。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第8、議案第35号 平成28年度大多喜町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(米本和弘君) 議案第35号の説明をさせていただきます。39ページをお開きください。

総則第1条、平成28年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額4億9,680万4,000円、補正予定額41万円、計4億9,721万4,000円。第1項営業収益、既決予定額3億1,513万2,000円、補正予定額41万円、計3億1,554万2,000円。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額1億4,546万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億4,546万5,000円で補填するものとする」を「不足する1億6,348万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億5,701万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金647万円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、既決予定額5,408万5,000円、補正予定額47万7,000円、計5,456万2,000円。第1項負担金、既決予定額207万4,000円、補正予定額47万7,000円、計255万

1,000円。

次のページになります。支出、第1款資本的支出、既決予定額1億9,955万円、補正予定額1,849万5,000円、計2億1,804万5,000円。第1項建設改良費、既決予定額1億1,471万1,000円、補正予定額1,849万5,000円、計1億3,320万6,000円。

詳細につきましては42、43ページの水道事業会計補正予算積算基礎資料により説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入ですが、目2その他営業収益の補正額41万円は、節3雑収益の横山地先消火栓修繕工事負担金41万円の増額によるものです。資本的収入及び支出の収入ですが、目2工事負担金の補正額47万7,000円は、節1工事負担金の筒森地先消火栓設置工事負担金47万7,000円の増額によるものです。

次に、支出ですが、目3配水施設費の補正額1,849万5,000円は、節8材料費の配水管布設替工費用材料費229万4,000円と節9工事請負費の配水管布設替工事1,620万1,000円の増額によるものです。なお、配水管布設替工事は、筒森地先の国道465号旧道部分の老朽管の漏水多発に伴う配水管布設替工事を国道部分311メートル、町道筒森中線を215メートル実施するものでございます。

以上で、議案第35号水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり決定されました。

---

◎休会について

○議長(志関武良夫君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす7日から9月30日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

よって、あす7日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長(志関武良夫君) 本日はこれをもって散会とします。

長時間にわたり、どうもご苦勞さまでございました。

(午後 5時08分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成28年8月22日

議 長 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 吉 野 一 男

署 名 議 員 麻 生 勇